

八條)。組合に於て借入金を爲さんとするときは事業年度毎に總會又は總代會に於て一事業年度に於ける借入額の最高限度を議決し遲滞なく地方長官に届出づべきものとす(同法施行規(則五條ノ二)。

(五)重要工産品は次の如し。毛織物(交織物を含む)、麻織物(交織物を含む)、人造絹織物(交織物を含む)、布帛製品、英大小及同製品、金屬製品、自轉車、時計、電球、陶磁器、燐寸、護謨製品、セルロイド製品、紙及同製品、磷酸肥料、インキ、珐瑯鐵器、硝子製品、漆器、眞田、玩具、鈕釦、刷子、帽子、鉛筆、人造眞珠、傘、水晶製品、製麵、罐詰食品、木竹製品、蘭荳及野草荳、水飴及グリユコース、印刷物、乾麵麩、製氷、除蟲菊製品、懷爐灰、石灰、皮革及同製品、木蠟、捻絲、内燃機關、瓦、煉瓦、藥品、味噌、醬油、度量衡器及計量器、清涼飲料水、石鹼、瑪瑙製品、フェルト、線香、煉炭、澱粉、製綿、凍豆腐、植物油及油粕、墨及墨床、スレト製品、乾電池。

工業組合聯合會貸付

工業組合聯合會無抵當貸付は昭和六年新に設けられたるものなり。工業組合聯合會とは共同の目的を達する爲め工業組合又は工業組合聯合會を以て組織する社團法人なり(法二九條)。

漁業組合貸付

漁業組合無抵當貸付は明治四十三年水産業の改良發達を圖る爲め改正漁業法の公布あり同法の規定せる漁業組合を助成せんが爲めに新に設けられたるもの

組合の性質

なるが、從來の漁業組合は漁村の經濟團體としての機能を發揮する上に於て尙遺憾ありとして昭和九年八月漁業法中改正法の施行あり之に依れば漁業組合とは漁業權若くは入漁權を取得し又は漁業權の貸付を受け組合員の漁業又は其の經濟の發達に必要な共同の施設を爲す目的を以て行政官廳の許可を得て一定の地區内に住所を有する漁業者の組織する社團法人にして中間的私法人なり(法四三條ノ四)。一定の地區とは特別の事情なき限り市町村の區域又は市町村内の漁業者の部落の區域とし(法四二條)、漁業を爲すもの及び漁業權又は入漁權を有する者を漁業者と稱す(法一)。漁業權の性質は既論の如し。入漁權とは慣行又は契約に從ひ他の専用漁業權に屬する漁場内に入會ひ其の専用漁業權の全部又は一部の漁業を爲すの權利を謂ふ(法一)。従つて専用漁業權にして成立せざれば入漁權も成立せず。入漁權は純然たる私法上の權利にして行政處分を以て授與する專用權に非らず。入漁權は物權と看做さるるも相續及び讓渡の目的たるの外權利の目的たる事を得ず(法三)。讓渡に就ては別段の慣行なき限り漁業權者の承諾を要す之れ入漁權の性質上當然の事なり(法四)。漁業組合は左の事業を行ふ事を得(法三)。



三、(一)水産動植物の蕃殖保護其の他漁場の利用に關する施設、(二)船溜船揚場漁礁其の他組合員の漁業に必要な設備の設置、(三)組合員の漁獲物其の他の生産物の加工保藏運搬又は販賣に關する施設、(四)組合員の漁業又は其の經濟の發達に必要な物又は資金の供給に關する施設、(五)組合員の遭難防止又は遭難救恤に關する施設、(六)右に掲ぐるものの外組合の目的を達するに必要な施設等之なり。漁業組合に三種あり。其の一は從來(改正法律)と同様なる組合にして漁業權若くは入漁權を取得し又は漁業權の貸付を受け組合員の漁業に關する共同の施設を爲す事を目的とし經費分賦制度を採るものを謂ふ(法四三條)。右は自ら漁業を營む事を得ず。其の二は右に掲げたる事業の外組合員の經濟の發達に必要な共同施設(前掲事業の三)又は(四)をも爲すを以て目的とし組合員をして出資せしむるものにして之を漁業協同組合と稱す。右は命令の定むる所に依り行政官廳の許可を得て自ら漁業を營む事を得(法四三條四)ノ三條ノ八。漁業協同組合は規約の定むる所に依り組合の地區内に住所を有する漁業者に非ざる者を組合員と爲す事を得るも此の組合員は組合の有する漁業權入漁權等に依りて漁業を爲すことを得ざるものとす

組合の種類

(法四三條ノ九)。漁業協同組合の組織には無限責任有限責任及び保證責任の三種あり(法三條ノ五)。産業組合に類似せるものなり。其の三は組合員をして出資を爲さしめずして漁業協同組合と同様の事業を行ふものとし自ら漁業を營む事を得ず。其の組織に無限責任及び保證責任の二種あり(法四三條四)ノ三條ノ五。此等の無限責任組合に在りては組合財産を以て其の債務を完済する事能はざる場合に於て組合員の全員が連帶無限の責任を負擔し、有限責任の組合に在りては組合員の全員が經費負擔額の外其の出資額を限度として責任を負擔し、保證責任の組合に在りては組合財産を以て其の債務を完済する事能はざる場合に於て組合員の全員が其の出資額又は經費負擔額の外一定の金額(保證金額)を限度として責任を負ふものとす(法四三條三)ノ三條ノ五。漁業組合は組合の地區たるべき區域内に住所を有する五人以上の漁業者之を發起し右地區内の漁業者三分の二以上の同意を得たるときは創立總會を経地方長官の許可を得て設立するものとし(令六九條)、組合の地區内に住所を有する漁業者にして組合に加入せんとするときは組合は正當の理由なくして加入に困難なる條件を附し又は其の加入を拒む事を得ず漁業者にあらずして規約の定む



る所に依り組合員たる資格を有する者亦同じ(五令四)。組合に於て經費の分賦収入方法を定め負債を起す等の場合には組合員總會の決議を経地方長官の認可を受ける事を要す(三令二〇)。

漁業組合  
聯合會貸  
付

漁業組合聯合會無抵當貸付も亦前項組合貸付と同時に設けられたるものなり。漁業組合聯合會とは所屬の漁業組合及び漁業組合聯合會の共同の目的を達する爲め行政官廳の許可を得て組織する私法人にして有限責任又は保證責任の二種とす(四法四)。起債に關し總會の決議と地方長官の認可を要する事漁業組合に同じ(五令七)。

森林組合  
貸付

森林組合無抵當貸付は明治四十四年衆議院に於て森林組合を助成する目的を以て改正法律案を提出して其の途を開きたるものなり。現行森林法は明治四十年舊法を増補改正せしものなり。森林經營は大規模に非ざれば科學的經營に困難にして不利なるに因り群小の森林所有者共同して大規模に合理的經營を爲し得る途を開く爲め改正法には森林組合の規定を設けたり(五法第)。森林組合とは林業上必要なる事業を行ふ爲め地方長官の許可を得て一定の地區内に於ける森林

組合の性  
質

所有者を以て組織する營利を目的とせざる社團法人なり(六法六二六三)。組合を設立し得る場合及び組合の種類次の如し(二法六)。(一)國土保安の爲め又は森林の荒廢を防止し若くは荒廢を回復する爲め必要なるときに設立するものは通常造林森林組合と謂ひ、(二)森林が所有者を異にし協同して施業を爲すに非ざれば其の利用の目的を達するに困難なるとき設立するものを通常施業森林組合と謂ふ。又(三)森林産物の運搬に必要な工事を爲し又は之を維持する爲め關係者の協同を必要とするときに設立するものを土工森林組合と謂ひ、(四)森林の危害防止に付關係者の協同を必要とするとき設立するものは保護森林組合と稱す。前陳諸目的を兼備せる森林組合を設立し得る事論なし。其の地區内に在る森林所有者は組合員たる資格を有し(五法六)。此の資格を有する者三分の二以上の同意あり且つ右同意者の所有する森林の面積が該地區内に於ける森林總面積の三分の二以上なるときは地方長官の許可に依り組合は成立し(六法六四)。森林組合成立したるときは組合の地區内に於て組合員たる資格を有する者は總て法律上當然組合員たらざるべからず。組合に於て起債を爲さんとするときは定款に別段の定め



ある場合の外總會の議決を要す(六令一)。組合が債務を完済する事能はざるに至りたるときは裁判所は組合若くは債権者の請求に依り又は職権を以て破産の宣告を爲すものとす(六令三)。此の點は普通の私法人に同じと雖も前掲諸多の法文に徴すれば本組合は公法人として認むべきものなり。

畜産組合  
貸付

組合の性  
質

畜産組合無抵當貸付は大正四年畜産組合法の實施に伴ひ新に設けられたるものなり。即ち其の前身たる産牛馬組合法公布以來此の組合に對し無抵當貸付を求むる事切なりしも法律に不備の點あり政府に於て之に應ぜざりしものなるが大正四年略完全なる法律の制定を見たるに因り此の貸付を爲す事を得るものとせり。畜産組合は畜産上の改良發達を圖り組合員の利益を増進する目的を以て一定の地區内に於て家畜を飼養する者を以て組織する社團法人にして公法人なり。従つて組合は營利事業を爲す事を得ざるも地方長官の認可を受けたる畜産上の施設は之を爲す事を得(法三)。本法に家畜と稱するは牛馬羊豚を謂ひ(法二)飼養者とは之を生産し又は飼育する者を謂ふ(施一)。此等の者組合を設置せんとするときは郡市の區域に依り組合員たるべき者三分の二以上の同意を以て定款

を作成し地方長官の認可を受くるものとし(法六)。組合成立したるときは其の區域内に於て組合員たる資格を有する者は總て加入を強制せられ法律上當然組合員たらざるべからず(法八)。組合業務の主たるものは種畜の供給種付家畜の系統若くは能力の登録家畜衛生に關する施設家畜市場の開設(法九)、技術員の設置品評會共進會講習會講話會の開催等なり。組合の經費は定款の定むる所に依り組合員之を負擔し(法一)組合の經費又は過怠金の滯納者に對し組合長の請求あるときは市町村は市町村税の例に依り之を處分するものとす(法一)。尙經費の分賦收入方法又は起債其の方法利息の定率及び償還の方法は總會の議決を經地方長官の認可を受くべきものとす(法一四)。

(六) 畜産組合法(第三條、第十一條、第九條、第三十七條、第八條等)の全趣旨に徴するときは國家が公共の福利を増進する爲め畜産組合の存在を認めたるものにして同組合は公法人たるの性質を有する事明なり(昭和四年(九)七〇一號同年八月二十七日大審院判決)。

(七) 畜産組合法第十七條は畜産組合が公法人たる關係上國家監督の必要より設けられたる規定にして若し組合代表者に於て右規定に違背したるときは同法所定の制裁を受くることあるべきも右認可なかりし爲組合が第三者と爲したる私法上の契約をも無効と爲す趣旨に非ず。屠場經營



が畜産組合の主要目的なる以上其の屠場及事務所の移轉建築工事も組合の目的を達成する上に於て必要缺くべからざるものにして其の目的の範圍内の行爲なりと謂ふべく右移轉建築工事に於て組合の目的の範圍内の行爲なる以上其の工事に要する費用を借入る事も亦其の目的の範圍内の行爲なりと謂はざるべからず。苟も金銭債務を負担したる以上債務者は擔保權を設定せざりしとするも債務不履行の場合債權者の爲に強制執行として其の不動産を競賣に付せらるることあるべく抵當權設定の結果其の不動産を競賣に付せらるると其の財産を處分せらるる點に於て二者何等異なる事なきを以て金銭借入行爲にして畜産組合の目的の範圍内の行爲たる以上之が借入の爲め其の建物に對し抵當權を設定する事も其の目的の範圍内の行爲にして有效なりと認むるを相當とす(昭和五年ワ一四六號同七年十二月二十八日函館地方裁判所判決)。

畜産組合  
聯合會貸  
付

畜産組合聯合會無抵當貸付も亦前述畜産組合貸付と同時に設けられたるものにして畜産組合が共同して其の目的を達成せんが爲めに組織する公法人なり。此の聯合會を設置せんとするときは定款を作り其の區域一府縣以内のものに在りては地方長官二以上の府縣に互るものに在りては主務大臣の認可を受くべきものとす(法四)。

住宅組合  
貸付

住宅組合無抵當貸付は大正十二年新に設けられたるものなり。之より先き大

組合の性  
質

正八九年以來大都市に於ける住宅拂底し且つ地代家賃に關する爭議頻發し由々敷社會問題を惹起せるに因り賃貸借の權利義務を明定し住宅難を緩和する爲め大正十年借地法借家法及び住宅組合法の公布あり同十一年借地借家調停法の公布あり之に伴ひ不動産銀行をして住宅組合に無抵當貸付を爲さしめんとする要求ありたる際大藏省の諮問に對し不動産銀行之に賛成したるに因り大正十二年法律の改正を見たるものなり。住宅組合とは組合員に住宅を供給するを以て目的とする有限責任の私法人なり(法一)。組合を設立するには地方長官の許可を要す(施二)。茲に住宅と稱するは住居の用に供する家屋及び其の附屬設備を謂ふ(法三)條。従つて組合は(イ)住宅用地の取得造成若くは借受又は組合員に對する貸付若くは讓渡、(ロ)住宅の建設又は購入を爲し得るものとす(法二)條。組合の區域は道府縣の區域内に於て之を定む(施一)條。組合員は出資金完納の資力あり又は出資金の完納に付保證人ある事を要し且つ他の住宅組合員に非ざる事及び組合の區域内に於て居住に適する住宅を所有せざる事を要する旨定款に定むべきものとす。従つて全く任意團體にして組合加入を強制せらるる事なし。組合は出資金額二



分の一以上を拂込みたるときは住宅の所有權を該組合員に讓渡する事を得るも此の場合には未拂込出資金額に付其の住宅の上に抵當權を設定する事を得(法九)然れども所有權を取得したる後出資拂込の完了に至る迄の間に於て出資拂込の義務を怠り若くは組合の定むる住宅使用條件に違反したるときは定款の定むる所に従ひ組合員に對し住宅の所有權を再び組合に讓渡する事を請求し得るものと(法七)此の場合には組合員は當然脱退せしむ(法八)住宅組合は社會政策的目的を有する私法人にして從來の如く産業を目的とするものに非ざるが故に之を不動産銀行の業務に加へたるは聊か異例なりと謂ふべし。

(八)住宅は原則として一戸に付家屋各階の床面積合計五十坪を越ゆる事を得ず(法五條)。

(九)附屬設備とは門塙塙物置井戸其の他居住の爲め必要な設備に限る(法四條)。

本條に關係を有する外國の立法例は次の如し。

外國の立

法例

(一) 獨逸 抵當銀行法

第五條(第一項) 抵當銀行ハ抵當貸付及抵當債券發行ノ外左ノ業務ニ限リ之ヲ營ムコトヲ得

一 省略

二 内國公法人若ハ内國公法人ノ完全ニ保證セルモノニ對スル無抵當貸付及其ノ債權ニ基ク債券ノ發行

三 鐵道ヲ抵當トシテ内國ノ輕便鐵道事業ニ對スル貸付及其ノ債權ニ基ク債券ノ發行

四乃至六省略

七 抵當貸付ヲ爲ス目的ヲ以テ獨逸レンテンバンククレディットアンシユタルトヨリ貸付ヲ受クルコト及此ノ貸付ニ對シ擔保ヲ提供スルコト

第十八條 銀行ハ債務者ガ抵當債權ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ告知シ且ツ之ヲ償還スルノ權利アルコトヲ文書ヲ以テ確認スベシ

銀行ハ十箇年以内ノ期間ヲ限リ債務者ヲシテ償還ノ權利ヲ行使セシメザルコトヲ得此ノ期間ハ貸付金交付ノ時ヨリ起算ス貸付金交付後返濟時期ニ關シ契約ヲ爲シタルトキハ十箇年ノ期間ハ此ノ契約ノ時ヨリ起算ス

告知期間ハ九箇月トス但シ銀行ガ告知權ヲ有スル抵當債權ニ付テハ銀行ニ許



與セラレタル期間ヲ超ユルコトヲ得ズ

#### 第四項省略

バイエルン抵當手形銀行抵當部規則

第一條(第一項第一號) 當銀行ノ抵當部ハ左ノ方法ニ依リ抵當貸付ヲ爲ス  
一 年賦償還ニ依ラズ通常期限十年ニシテ九箇月ノ豫告ヲ以テ當事者雙方ヨリ自由ニ解約告知ヲ爲シ利子支拂期日ニ於テノミ償還ヲ爲スコトヲ得  
第二十一條(第一項) 定期貸付ハ原則トシテ十年經過後契約當事者ヨリ九箇月ノ豫告ヲ以テ利子支拂期日ニ限リ償還ヲ爲スコトヲ得償還ハ現金ニテ爲スコトヲ要ス但シ額面價格ヲ以テ債券貸付ヲ爲シタルトキハ債務者ハ受領シタル債券ト同種ノ債券ヲ以テ其ノ額面價格ニ從ヒ償還ヲ爲スコトヲ得

#### (二) 佛蘭西不動産銀行定款

第一條(既掲ニ付省略)

第一條ニ定ムル業務ノ外左ノ業務ヲ許容セラル

一 千八百五十八年三月二十八日ノ法律ニ依リ國家ニ代位シテ疏水工事ニ對

シ貸付ヲ爲スコト

二 省略

三 省略

四 千八百六十年七月六日ノ法律ニ依リ有抵當又ハ無抵當ニテ縣町村產業組合ニ對シ貸付ヲ爲シ之ガ爲メ公共債券ヲ發行スルコト

五 千八百六十二年二月二十六日ノ法律ニ依リ有抵當又ハ無抵當ニテ病院及公共營造物ニ對シ貸付ヲ爲スコト

六 省略

七 省略

八 千九百二十八年八月一日ノ法律ニ依リ商船ニ對シ貸付又ハ信用取引ヲ行ヒ之ガ爲メ海事抵當債券ヲ發行シ又ハ賣買ヲ爲スコト

九 千九百二十九年四月十七日ノ勅令ニ依リ不動産貸付及市町村貸付業務ヲ佛蘭西殖民地保護國佛蘭西委任統治國ニ擴張スルコト

但シ現行法上必要ト認メラルベキ許可ノ範圍内ニ於テ爲スベシ



(三) 和蘭ウエストランド抵當銀行定款

第一條 (既掲ニ付省略)

(四) 西班牙不動産銀行及小地主獎勵金庫構成規則

第六條 不動産銀行ノ主要ナル目的ハ左ノ如シ

一 所有權ノ登記アル不動産ヲ第一抵當トシ其ノ鑑定價格ノ二分ノ一以内ニ相當スル金額ヲ年賦償還ニ依リ若ハ年賦償還ニ依ラズシテ長期若ハ短期ノ貸付ヲ爲スコト(以下省略)

二 前號ノ條件ヲ有スルモノニシテ既ニ抵當權ノ設定ニ依リ擔保セラルル債權ノ買入

三 前各號ノ業務ヲ營ム爲メ一定ノ時期又ハ抽籤ニ依リ償還スベキ債券ヲ貸付ヲ爲セル限度ニ於テ發行スルコト

第七條(第一項) 不動産銀行ハ左ノ業務ヲ營ムコトヲ得

一 借入金契約ヲ爲スノ適法ナル權限ヲ附與セラレタル州委員會及市ニ對シテ元利ノ支拂ガ附加稅若ハ特別稅又ハ各豫算ニ計上セラルル永續的財源ヲ以テ

保證セラルルトキハ無抵當ニテ該權限内ニ於ケル金額ノ貸付ヲ爲スコト

二 州又ハ町村ガ前號ノ總テノ條件ヲ具備スルトキハ其ノ州又ハ町村ノ債務ヲ買入又ハ割引ヲ爲スコト

三 國庫ニ貸付ヲ爲スコト

四 農業鑛業又ハ建物建築ノ獎勵ヲ目的トスル總テノ商事運用ヲ爲シ之ガ爲メ右目的中ノ何レカヲ政府ニ依リテ委任セラレタル會社又ハ適法ニ權限ヲ附與セラレタル社團若ハシンデケートニ對シ信用ヲ開クコト但シ右ハ常ニ抵當物質物又ハ他ノ何等カノ確實ナル履行ノ保證ヲ擔保トスル場合ニ限ル不動産抵當貸付ノ必須條件ヲ構成セザル此ノ種業務ヲ營ム爲メ不動産銀行ハ五箇年ヲ超エザル債券ヲ發行スルコトヲ得

第五號以下省略

(五) 下奧地利州抵當銀行定款

第二條 當銀行ハ其ノ目的ヲ遂行スル爲メ左ノ業務ヲ營ムコトヲ得

一 (イ) ウキーン及下奧地利州内ノ不動産ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲スコト



(ロ) 右ノ如キ抵當ヲ以テ擔保セラレタル債權ノ買入

二 前號ノ業務ニ基キ抵當債券ヲ發行スルコト(以下省略)

三 左ノモノニ對シ登記簿上ノ擔保ナクシテ貸付ヲ爲スコト

(イ) 塊地利聯邦下塊地利州市町村及自己ノ需要ヲ充シ若ハ法規ニ依ル割當金ヲ補フ爲メ租稅徵收ノ手續ニテ課稅ヲ爲スノ權ヲ附與セラレタル公共團體又ハ「コンクレンツ」

(ロ) 其ノ他ノ借入人但シ此ノ貸付ニハ前號ノ公共團體ノ一ニ於テ其ノ辨濟若ハ保證ヲ引受クルカ又ハ右貸付ガ此等公共團體ノ辨濟若ハ保證約束ノ存スル有價證券擔保又ハ聯邦ガ責任ヲ負フコトヲ要スル基金ノ保證約束ニ依リ擔保セラレタル有價證券擔保ニ依ル場合ニ限ル

(ハ) (イ)及(ロ)ニ基ク貸付債權ノ買入

四 前號ニ定メタル業務ニ基キ公共債券ヲ發行スルコト(以下省略)

第二十四條(第二項) 貸付ハ原則トシテ年賦償還ノ方法ニ依ル但シ元金ノ償還ハ合意ニ依リ一時拂又ハ分割拂ト爲スコトヲ得

第三十三條(第一項) 債務者ノ償還權ハ消費貸借契約ヲ以テ之ヲ定ム但シ右權利ハ貸付金交付ノ日ヨリ起算シ十年間ハ行ハザルコトヲ定ムルコトヲ得十年經過後又ハ特別ノ定ナキトキハ債務者ハ何時ニテモ六箇月ノ豫告ヲ以テ貸付金ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ爲スコトヲ得(以下省略)

(六) 亞爾然丁國立不動產銀行基本法

第二條 銀行ノ業務ハ左ノ如シ

一 銀行ノ利益ノ爲メ設定セラレタル不動產第一抵當ニ對シ讓渡シ得ベキ債券ヲ發行スルコト

二 各個ノ場合ニ付本法ノ規定セル條件ノ範圍内及銀行ノ規則ニ依リ債券ヲ以テ抵當貸付ヲ爲スコト(以下省略)

三 第四條ニ掲グル資源ヲ以テ本法及規則ノ條件ニ依リ現金ニテ抵當貸付ヲ爲スコト(以下省略)

第五號以下省略

第十六條 朝鮮殖產銀行ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス



- 一 五十年以内ノ年賦償還又ハ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依リ不動産又ハ不動産上ノ權利ヲ擔保トスル貸付
  - 二 五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依リ漁業權ヲ擔保トスル貸付
  - 三 法令ノ規定ニ依リ設定シタル財團ヲ擔保トスル第一號ノ方法ニ依ル貸付
  - 四 農業者又ハ工業者十人以上連帶シテ債務ヲ負フ者ニ對スル五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル無擔保貸付
  - 五 公共團體ニ對スル第一號ノ方法ニ依ル無擔保貸付
  - 六 金融組合、漁業組合其ノ他營利ヲ目的トセサル産業ニ關スル法人ニ對スル第一號ノ方法ニ依ル無擔保貸付
- 第七號乃至第十一號省略
- 第二項省略

【最初】朝鮮殖産銀行ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス

- 一 三十年以内ノ年賦償還又ハ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依リ不動産又ハ不動産上ノ權利ヲ擔保トスル貸付
- 二 五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依リ漁業權ヲ擔保トスル貸付

- 三 法令ノ規定ニ依リ設定シタル財團ヲ擔保トスル第一號ノ方法ニ依ル貸付
  - 四 農業者又ハ工業者二十人以上連帶シテ債務ヲ負フ者ニ對スル五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル無擔保貸付
  - 五 公共團體ニ對スル第一號ノ方法ニ依ル無擔保貸付
  - 六 地方金融組合、漁業組合其ノ他營利ヲ目的トセサル産業ニ關スル法人ニ對スル第一號ノ方法ニ依ル無擔保貸付
- 第七號乃至第十一號省略
- 第二項省略

【沿革】大正十三年三月第一項第一號中「三十年」ヲ「五十年」ニ、第四號中「二十人」ヲ「十人」ニ、第六號中「地方金融組合」ヲ「金融組合」ニ改ム

年賦定期  
償還貸付

本條は北海道拓殖銀行同様兼營不動産銀行としての業務を規定したるものなれども茲に不動産金融並に公共金融のみを説明せんとす。不動産抵當貸付は年賦償還又は定期償還の二種とし前者の期限は五十年以内後者は五年以内とし貸付金總額に制限なし。年賦年限は最初三十年なりしが水利干拓の如き多額の資金を要する事業に在りては往々三十年以内の期限にては不都合なる場合あるに



不動産及  
不動産上  
權利貸付

因り殖産銀行の建議に依り大正十三年之を五十年と改めたるものなり。抵當物は不動産又は不動産上の權利なり。右は朝鮮の金融は從來甚しく梗塞せるを以て新設の殖産銀行をして必要に應じ經濟の實情に即し金融疏通の途を開かしめんとしたるものに外ならず。不動産上の權利とは地上權永小作權其の他國有開墾地利用法に基く權利等を謂ふ。此等を擔保として貸付を爲し得るを以て内地の不動産銀行よりも貸付範圍廣汎なり。尙漁業權を擔保とする定期貸付又は法令の規定に依り設立したる財團擔保の年賦若くは定期貸付を爲す事を得。茲に「法令に依り成立したる財團」と總括的に掲げたるは將來に於ける財團法規の朝鮮内實施に備へ以て本令に屈伸の餘地を存したるものにして現在此の財團は鐵道財團及び軌道財團の二種なりとす。又農工業者十人以上連帶無擔保定期貸付をも爲す事を得。右は最初は拓殖銀行の如く二十人以上連帶なりしが實際上二十人以上の同志を糾合する事は困難なるを以て往々形式を整ふる爲め實際事業に關係なき人物を加へて法定數に達せしむるが如き事あり實情に適せざりしに因り殖産銀行の建議に依り大正十三年之を十人以上連帶に改めたるものなり。公

漁業權及  
財團貸付

十人連帶  
貸付

公共團體  
貸付

非營利產  
業法人貸  
付

金融組合  
の性質

公共團體には無擔保にて年賦又は定期貸付を爲すものとし金融組合漁業組合其の他營利を目的とせざる産業に關する法人に對し無擔保年賦定期貸付を爲し得るものとす。此の如く例示的に非營利産業法人と規定したるは内地の例舉主義なるに比して便利なりと謂ふべし。金融組合は内地の信用組合に類する一種の庶民金融機關にして組合員の金融を緩和し其の經濟の發達を企圖する社團法人なり(令一)。各府郡島内に一定の區域を定め其の區域内より加入する組合員を以て組織す(令二)。組合區域が村落なると市街地なるとに依り村落組合又は都市組合の別あれども大體左の業務を營むものとす。(一)組合員に對し經濟の發達に必要なる資金を貸付する事、(二)組合員の爲めに預金を受入れ又は期限を定めて一定金額の給付を爲す事を約し定期に若くは一定の期間内に於て數回に金錢を受取る事、(三)右(二)の資金の爲め手形の割引を爲す事、(四)組合員の爲めに其の貨物を倉庫に保管し又は之に對し倉荷證券を發行する事、(五)組合員に非ざる者の爲めに預り金を爲す事、(六)他の金融組合若くは銀行の業務を代理し又は銀行の業務を媒介する事、(七)朝鮮總督の命令に依り供託又は地方金融の調節に關する



同聯合會  
の性質

業務を行ふ事之なり(七令五條乃至)。但し(三)乃至(六)の業務を営む場合には朝鮮總督の認可を要す。金融組合は借入金を爲す事を得(令八)。組合員の責任は出資額を限度とし損失を補填したる後に非ざれば剩餘金の處分を爲す事を得ざるものとす(五二令四條)。金融組合聯合會は會員に資金を供給し業務上の指導を爲し其の他會員共同の利益の増進を圖るを目的とし金融組合又は朝鮮總督の指定したる産業に關する法人を以て組織する私法人なり(三令一條)。會員の責任は其の出資額を限度とせり、聯合會は左の業務を營むものとす(五令一條)。即ち會員を相手方として

(一)資金の貸付を爲す事、(二)手形の割引を爲す事、(三)爲替業務を爲す事、(四)預り金を爲す事、(五)業務上の指導を爲す事、(六)會員相互の聯絡及び業務上の便宜を圖る事、(七)職員の教養其の他會員の共同の利益を増進する爲め必要なる業務を爲す事、(八)貯蓄銀行信託會社又は公共團體其の他營利を目的とせざる法人より預り金を爲す事等之なり。尙聯合會は拂込出資金の十五倍を限り朝鮮金融債券を發行する事を得。但し貸付金現在高及び割引手形現在高を超過する事を得ざるものとす(九令一條)。此の金融組合聯合會は會員たる金融組合又は産業法人の中央

機關たる機能を具備せるものなり。其の他重要物産同業組合産業組合等は非營利産業法人なり。本條に關係を有する外國の兼營不動産銀行の定款例を擧ぐれば次の如し。

外國の定  
款例

(一)バイエルン抵當手形銀行定款「抵當部ノ業務」

第二十七條 當銀行ハ有抵當貸付又ハ内國公共團體若ハ此ノ如キ團體ニ依ル充分ナル保證引受ニ對シ無抵當貸付ヲ爲ス當銀行ハ抵當銀行法ノ規定ニ從ヒ無記名ノ抵當債券及公共債券ヲ發行ス右債券ハ之ヲ特定權利者ノ名義ニ書替フルコトヲ得(以下省略)

第三十二條 市町村其ノ他ノ國家ノ監督ノ下ニ立ツ法人團體法ヲ有スル會社及組合ニ對スル貸付及内國公共團體ニ於テ保證引受ヲ爲シタル貸付ニ於テ銀行財産ノ自己資金中ヨリ貸付ヲ爲ストキハ第三十條ノ限度(鑑定價格ノ三分ノ二)ヲ超エ又ハ無抵當ニテ貸付ヲ爲スコトヲ得

第二項省略

第三十四條 當銀行ハ他人ノ抵當債權ニシテ當銀行ノ貸付ニ對シ法律ニ定ム



ル擔保ヲ與フルコトヲ條件トシテ之ニ貸付ヲ爲スコトヲ得  
當銀行ハ手數料ヲ徴シテ金錢ノ抵當債權投資及抵當債權ノ引受又ハ讓渡ノ仲  
介ヲ得スコトヲ得

(二) 瑞西 ヴォー 不動産銀行定款

第十二條 當銀行ノ營業範圍左ノ如シ

一 ヴォー州所在ノ不動産ヲ擔保トシテ法律ノ規定スル方式ニ從ヒ年賦償還  
若ハ此ノ方法ニ依ラズシテ資金ヲ貸付クルコト  
第二號以下省略

第十三條 當銀行ハ法律上認めラレタルヴォー州ノ市町村ニ對シ不動産擔保  
ナクシテ資金ノ貸付ヲ爲スコトヲ得

第十四條ノ二 工場財團及工場ニ屬スル敷地又ハ建物ヲ除クノ外市制施行地及勅令ヲ以テ  
指定スル市街地ニ存在スル宅地若ハ建物ヲ抵當トシ又ハ之ヲ抵當トスル債權抵當證券ヲ  
含ムヲ質トスル貸付金額並第十五條第五項ノ貸付金額ハ拂込資本金額及勸業債券發行額  
ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

【沿革】一、明治四十四年三月第十四條ノ二トシテ左ノ一條ヲ加フ

工場財團及工場ニ屬スル敷地又ハ建物ヲ除クノ外市制施行地及勅令ヲ以テ指定スル市街地ニ  
存在スル宅地又ハ建物ヲ抵當トスル貸付金額ハ拂込資本金額及勸業債券發行額ノ二分ノ一ヲ  
超過スルコトヲ得ス

二、昭和六年三月宅地又ハ建物ヲ抵當トスル貸付金額ヲ「宅地若ハ建物ヲ抵當トシ又ハ之ヲ  
抵當トスル債權(抵當證券ヲ含ム)ヲ質トスル貸付金額」ニ改ム

第六條ノ二 工場財團及工場ニ屬スル敷地又ハ建物ヲ除クノ外市制施行地及勅令ヲ以テ指  
定スル市街地ニ存在スル宅地若ハ建物ヲ抵當トシ又ハ之ヲ抵當トスル債權(抵當證券ヲ含  
ム)ヲ質トスル貸付金額並前條第六號ノ貸付金額ハ拂込資本金額及農工債券發行額ノ四分  
ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

【沿革】一、明治四十四年三月第六條ノ二トシテ左ノ一條ヲ加フ

工場財團及工場ニ屬スル敷地又ハ建物ヲ除クノ外市制施行地及勅令ヲ以テ指定スル市街地ニ  
存在スル宅地又ハ建物ヲ抵當トスル貸付金額ハ拂込資本金額及農工債券發行額ノ四分ノ一ヲ  
超過スルコトヲ得ス

二、大正十五年三月「建物ヲ抵當トスル貸付金額」ヲ「建物ヲ抵當トスル貸付金額並前條第六號  
ノ貸付金額」ニ改ム



三、昭和六年三月「宅地又ハ建物ヲ抵當トスル貸付金額」ヲ「宅地若ハ建物ヲ抵當トシ又ハ之ヲ抵當トスル債權(抵當證券ヲ含ム)ヲ質トスル貸付金額」ニ改ム

●第七條 前條ノ貸付ハ勅令ヲ以テ指定スル地方ニ限り拂込資本金額及農工債券發行額迄之ヲ増加スルコトヲ得

【最初】前條ノ貸付ヲ爲スハ左ノ事項ニ使用スルヲ目的トスルモノニ限ル

- 一 開墾、排水、灌溉及耕地土質ノ改良
- 二 耕作道路ノ築造又ハ改良
- 三 殖林事業
- 四 種苗、肥料其ノ他農工業用原料ノ購入
- 五 農工業用ノ器具、機械、舟車、獸畜ノ購入
- 六 農工業用建物ノ築造又ハ改良
- 七 前各項ノ外農工業ノ改良

【沿革】 一、明治三十三年三月第七條ヲ第七條ノ一トス

二、明治四十四年三月第七條ノ一ヲ第七條トシ左ノ如ク改ム

前條ノ貸付ハ勅令ヲ以テ指定スル地方ニ限り拂込資本金額及農工債券發行額ノ四分ノ三迄之ヲ増加スルコトヲ得

市街地貸付開始

三、昭和六年三月「拂込資本金額及農工債券發行額ノ四分ノ三迄」ヲ「拂込資本金額及農工債券發行額迄」ニ改ム

右各條は市街地貸付を許容し且つ之に制限を附したるものなり。市街地貸付の途を開きたる事情は既に勸農兩銀行貸付目的撤廢の項に論じたる所の如きも尙之に附記すべき事あり。明治四十三年農工銀行の貸付資金を潤澤ならしむる目的を以て定期預金を年賦又は定期償還貸付に利用する事を得る旨を明定したるが(法二)此の定期預金は農工債券資金と異なり拂戻期限の短きものなるを以て之を農地の買入又は改良等に要する長期資金の貸付に利用する事を得ず。従つて差當り肥料種苗農具等の買入れ短期工業資金又は産業組合等に對する定期償還貸付に使用するの外なきも其の需要は固より多額ならざるに因り進んで之を農地に比すれば短期にても可なる市街地定期貸付に利用するに若かずと爲せり。蓋し農工債券は發行難の狀態に在るに因り農工銀行の資金難を緩和せんとして定期預金を資金吸収の一段と爲さしむる以上は此の資金の性質に適應する貸付に之を運用せしむるを可なりと認めたる事も亦市街地貸付開始の一因なり



貸付金額  
制限

りとす。之は農工銀行のみに限る事由なり。斯くて市街地貸付を開始するに當り既述の如く勸農兩銀行の貸付が鑑定の便利なる市街地に偏傾せん事を慮り右兩條の制限を定めたるものなり。即ち日本勸業銀行に於ては最初市街地貸付金額は工場財團及び工場に屬する敷地を除き拂込資本金額及び勸業債券發行額の二分の一を限度とし、農工銀行に在りては同じく拂込資本金額及び農工債券發行額の四分の一を限度とし勅令を以て指定する地方に限り四分の三迄之を増加する事を得るものとせり。茲に工場財團及び工場に屬する敷地又は建物を除くの外と規定したるは工場財團は不動産と看做して貸付を爲し得るも未だ財團を組成せざるものに對し貸付を爲し得るや否やの疑義あるべきを慮り工場に屬する敷地建物には當然貸付を爲し得べく右は制限外なる旨を明かにしたるものなり。此の制限金額を勸銀に於て二分の一と定めたるは當時同行の市街地貸付が右標準高の約三割三分なりしに因り又農銀に於て四分の一と定めたるは當時の市街地貸付高右標準高の約一割六七分なりしに因り原案に三分の一とせしを衆議院に於て修正し尙同時に原案には勅令を以て指定する地方に限り三分の二迄之を

市街地の  
意義

増加する事を得とありしを東京大阪の如きは市街地が營業區域内不動産價格の大部分を占むるを以て此等は例外として四分の三迄増加する事を得るものと修正したるものなり。要するに此等の制限を附したるは貸付の市街地に偏傾せん事を防止するに在りしは勿論なれども尙曩に定期貸付金額の制限に付ても論じたるが如く普通銀行と競争を生ずべしと云ふ反對論を緩和せんとしたる事も亦大なる原因なりと謂はざるべからず。茲に市街地とは市制施行地及び勅令に依り市街地と指定せられたる町を謂ふ。當時市街地と指定せられたるものは八王子、明石、高田、浦和、川越、桐生、千葉、栃木、足利、濱松、山口、大牟田、若松、宮崎等の各町なりしが其の後何れも發達して市制施行地となり現今に於ては唯栃木町のみとなれり。此の如くにして漸次營業區域内の市街地の増加すると同時に市街地不動産價格の上騰するに従ひ農工銀行中には制限極度額に接するもの相次で生じたるに因り大正六年以來之が擴張を請願し、大正十二年には寧ろ徹底的に此の制限の撤廢を要望せるも同年九月關東地方に大震火災あり國を擧げて復興に熱注しつつありて一時停頓し、大正十三年及び同十四年には差當り暫定的にても可なり制限額

制限額増  
加



増加の必要ある農工銀行のみに對し之が増加を要望し、昭和二年には諸種の改善案を網羅せる「不動産金融に關する請願書」中に根本的に制限撤廢を主張したるのみならず實際上愈制限額に達したるものあるに至りしを以て同年九月に至り勅令を改正して第六條の二の制限額を相當増加せられたるが、其の後大阪東京兩市等の如きは都市計畫を實行して近接町村を併合し市域を擴張したる結果既往貸付金にして市街地貸付に編入せらるる爲め當然之が制限擴張の要あるに及び昭和六年第七條を改正して拂込資本金額及び農工債券發行額迄之を増加するを得と改正せられ、更に勅令を改正して最高極度額迄貸付を爲し得るものを東京府大阪府とし其の三分の二迄増加し得るものを神奈川縣兵庫縣愛知縣廣島縣とし二分の一迄増加し得るものを愛媛縣大分縣鹿兒島縣とし三分の一迄増加し得るものを岐阜縣宮城縣德島縣と指定せり。又同年抵當證券法の制定あり抵當證券に對する金融竝に普通銀行の不動産貸付金の流動化に便するが爲めに市街地の宅地若くは建物を抵當とする債權(抵當證券を含む)を質とする貸付を爲す途の開かると同時に此の金額をも第六條の二の制限に加ふるに至れり。此等は市街地不動

産抵當債權を資金化するものなる以上當然の改正なり。之より先き大正十五年●第十四條の二及び●第六條の二を改正して都市計畫法に依り土地區劃整理組合若くは其の聯合會又は共同施行者連帶に對する無抵當貸付(年賦)金額も亦市街地貸付金額中に算入して制限を受くるものと定められたり。蓋し同年土地區劃整理に關する法律の公布あり之を助成するが爲めに土地區劃整理組合又は共同施行者連帶貸付を認められたるが此等は市街地貸付に屬すべきものなるが故なり。此の如く從來の沿革に徴するも市街地貸付制限の増加は容易には行はれざりしも必要の前に障壁なく漸次擴張せられ今や本貸付の最高極度額は拂込資本金額及び農工債券發行額迄之を増加する事を得るものとなれるを以て最高極度額迄増加し得る東京大阪の兩農工銀行に對しては之が制限なきに等し。元來債券の發行額は不動産抵當債權額を超過すべからざるものなるに依り此の事明瞭なり。其の他の農工銀行に於ても必要あらば其れに適應する改正あるべきに依り之が制限の存在は最早意とするに足らざるなり。然らば寧ろ必要の都度勅令を改正するの煩を避け一舉に最高極度額まで之を許容するに若かざるが如きも



市街地貸付開始當時の事情を反省すれば徐々に已むを得ずとして制限額を増加し來るを妥當とすべき歟。

⑤ 第八條ノ三 第七條第一項第三號第四號第六號同條第二項及前條ノ事業ニ使用スヘキ金額ハ第七條第一項第一號第二號同條第四項第七條ノ二及第八條ニ依ル貸付金總額ヲ超過スルコトヲ得ス

【最初】第七條(第三項)前項第三號ノ事業ニ使用スヘキ金額ハ前項第一號及第二號ニ依ル貸付金總高ノ五分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

【沿革】一、明治三十八年三月左ノ如ク改ム

第一項第三號第四號第六號及第二項ノ事業ニ使用スヘキ金額ハ第一項第一號及第二號ニ依ル貸付金總額ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

二、大正五年三月右ヲ第八條ノ三トシテ左ノ如ク改ム

第七條第一項第三號第四號第六號同條第二項及前條ノ事業ニ使用スヘキ金額ハ第七條第一項第一號第二號及第八條ニ依ル貸付金總額ノ三分ノ二ヲ超過スルコトヲ得ス

三、大正九年七月「貸付金總額三分ノ二」ヲ「貸付金總額」ニ改ム

四、大正十五年三月「第七條第一項第一號第二號」ヲ「第七條第一項第一號第二號同條第四項」ニ改ム

資金運用  
額制限

五、昭和六年三月「同條第四項」ノ下ニ「第七條ノ二」ヲ加フ

本條は資金運用額を制限せるものにして拓殖銀行の普通銀行業務(短期)に使用する金額は不動産銀行業務(長期)に使用せる金額を超過すべからずとする規定なり。之れ同行は所謂兼營銀行なりと雖も其の設立の起源に徴すれば勸農兩銀行同様の業務に重きを置くべきものなるに由るなり。茲に普通銀行業務とは(一)北海道樺太の拓殖を目的とする株式會社の株券債券を質とする貸付及び其の社債券の應募引受、(二)爲替荷爲替及び北海道樺太の産物を擔保とする貸付、(三)手形の割引、(四)前掲(三)の外北海道樺太の産物の貯藏を主たる目的とする倉庫に貯藏する産業上必要の貨物を擔保とする貸付等を謂ひ、不動産銀行業務とは、(イ)不動産又は漁業權抵當貸付、(ロ)北海道樺太に於ける鐵道財團又は軌道財團抵當貸付及び、(ハ)公共團體耕地整理組合區劃整理組合其の聯合會及び共同施行者連帶又は十人連帶産業組合生絲共同施設組合工業組合漁業組合森林組合畜産組合住宅組合又は其の聯合會等に對する貸付を謂ふ。もと本條の制限は前掲法文の沿革に示すが如くなりしが大正五年北海道の各原産地は發達せるも有力なる銀



制限金額  
増加

行の本支店は貨物の大集散地たる札幌小樽函館等の都市に集中し廣く各地に普及せず従つて各原産地の金融圓滑を缺くを以て主務大臣は必要に依り拓殖銀行に支店代理店の設置を命ずる事を得る旨の規定(法二)を設けたる際、同行は營業上種種法規の拘束を受くるに因り縦令各地に支店を設くるも收支相償はざるの憂あるを以て業務を擴張するの要ありと爲し、從來預り金を以てする國債證券又は主務大臣の認可を受けたる有價證券を擔保とする手形割引及び短期貸付金額は不動産又は漁業權抵當貸付金總額の二分の一を超過するを得ずとする規定(法二條)中手形割引金額に對する制限を撤廢し且つ信託業務及び他銀行の代理業務をも爲し得るものとすると同時に、銀行が此等の貸付に主力を注ぎ不動産金融の圓滑を缺くに至らん事をも慮り從來の規定を改めて本條を設け普通銀行業務に使用する金額は不動産銀行業務に使用せる金額の三分の二を超過すべからずと定めたるものなり。其の後大正九年に至り更に此の制限額を増加して兩者は同額たる事を得るものとせり。越えて昭和六年不動産抵當附債權(抵當證券を含む)質貸付(法七條)の新に加はりたると同時に前掲不動産銀行業務貸付金總額中に此の貸付

朝鮮殖産  
銀行令

金額をも加へたり。仍つて前掲普通銀行業務に使用する金額も亦必然的に右相當額丈け増加せらるる事となれり。之に反して朝鮮殖産銀行令には本條に類する規定なく此等は全く銀行の自由裁量に委せられたり。之れ均しく兼營不動産銀行なれども差異の著明なるものなりとす。

●第十五條ノ二 日本勸業銀行ハ割増金附勸業債券ノ發行ニ依リテ得タル資金ハ田、畑、鹽田、山林、牧場若ハ養魚池ヲ抵當トシ又ハ之ヲ抵當トスル債權(抵當證券ヲ含む)ヲ質トスル貸付、漁業權ヲ抵當トスル貸付、前條第一項乃至第四項ノ貸付及農工債券又ハ産業債券ノ引受ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ大藏大臣ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

【沿革】一、大正十年四月第十五條ノ二トシテ左ノ一條ヲ加フ

- 日本勸業銀行ハ割増金附勸業債券ノ發行ニ依リテ得タル資金ハ田、畑、鹽田、山林、牧場、養魚池又ハ漁業權ヲ抵當トスル貸付、第十五條各項ノ貸付及農工債券ノ引受ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ大藏大臣ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 二、大正十二年四月「農工債券」ノ下ニ「又ハ産業債券」ヲ加フ
- 三、大正十五年三月「第十五條各項」ヲ「前條第一項乃至第四項」ニ改ム
- 四、昭和六年三月「田、畑、鹽田、山林、牧場、養魚池又ハ漁業權ヲ抵當トスル貸付」ヲ「田、畑、鹽田、山



林、牧場若ハ養魚池ヲ抵當トシ又ハ之ヲ抵當トスル債權(抵當證券ヲ含む)ヲ質トスル貸付、漁業權ヲ抵當トスル貸付ニ改ム

第七條ノ六 農工銀行ハ日本勸業銀行カ割増金附勸業債券ノ發行ニ依リテ得タル資金ヲ以テ引受ケタル農工債券ニ依ル資金ヲ田、畑、鹽田、山林、牧場若ハ養魚池ヲ抵當トシ又ハ之ヲ抵當トスル債權(抵當證券ヲ含む)ヲ質トスル貸付、漁業權ヲ抵當トスル貸付並第六條第三號乃至第五號第七條ノ二及第七條ノ五ノ貸付ノ外使用スルコトヲ得ス但シ大藏大臣ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

【沿革】一、大正十年四月第七條ノ四トシテ左ノ一條ヲ加フ

農工銀行ハ日本勸業銀行カ割増金附勸業債券ノ發行ニ依リテ得タル資金ヲ以テ引受ケタル農工債券ニ依ル資金ヲ田、畑、鹽田、山林、牧場、養魚池又ハ漁業權ヲ抵當トスル貸付並第六條第三號乃至第五號第七條ノ二及第七條ノ三ノ貸付ノ外使用スルコトヲ得ス但シ大藏大臣ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

二、昭和六年三月第七條ノ四ヲ第七條ノ六トシ田、畑、鹽田、山林、牧場、養魚池又ハ漁業權ヲ抵當トスル貸付ヲ田、畑、鹽田、山林、牧場若ハ養魚池ヲ抵當トシ又ハ之ヲ抵當トスル債權(抵當證券ヲ含む)ヲ質トスル貸付、漁業權ヲ抵當トスル貸付ニ、第七條ノ三ヲ第七條ノ五ニ改ム

割増附債  
券資金使  
途制限

本條は割増附勸業債券資金の用途を制限せるものなり。即ち日本勸業銀行に於て本資金の貸付を爲すは有抵當の場合、(一)田畑鹽田山林牧場養魚池漁業權等又は(二)右を抵當とする債權(抵當證券を含む)質とし。無抵當の場合は(三)公共團體、(四)耕地整理組合同聯合會、共同施行者連帶、土地區劃整理組合同聯合會、共同施行者連帶、(五)産業組合、生絲共同施設組合、工業組合、漁業組合、森林組合、畜産組合、住宅組合及び同上聯合會、(六)十人連帶等に限るものとせり。尙本資金を以て農工債券又は産業債券を引受くる事を得。農工銀行に於て農工債券發行の形式に依り割増附債券資金の融通を受けたる場合は該資金は當然前述の如き用途の制限を受くるものとす。之に反して産業債券に就ては用途の制限なし。之れ産業組合中央金庫は所屬産業組合又は其の聯合會に限り資金の融通を爲すものなれば其の必要なきに由るなり。此の制限規定は大正十年勸農任意合併法律と同時に制定せられたるものにして(産業債券の追加は大正十二年なり)當時合併反對論中合併の結果は中央集權的となり大口資金の融通に偏し易く従つて農村資金の融通は不圓滑となるべしと云ふ事ありしを以て斯かる弊害の醸生を防壓する爲め豫め低利なる割



増附債券資金は總て農村及び之に密接なる關係を有する公共團體又は各種組合に限り融通せしめんと企圖したるものなり。而して昭和六年不動産抵當附債權資金化を圖るに當り田畑鹽田山林牧場養魚池等を抵當とする債權及び之が抵當證券質貸付をも加へたり。既論の如く明治四十四年勸業銀行の目的規定を削除するに當り帝國議會に於て農工業の改良發達の爲めには射倖心を誘發する虞ある債券の發行に依り資金を調達するも已むを得ざるも斯かる資金を市街地の定期貸付に充當するは不當なりと云ふ説ありしが本條の改正に依り此等の非難の生ずる源は徹底的に除去せられたりと謂ふべし。

●第十六條 日本勸業銀行ニ於テ抵當ヲ徵スルトキハ總テ第一抵當ナルコトヲ要ス但シ舊債アル場合ニ於テ日本勸業銀行ヨリ借入スル新債ヲ以テ舊債ヲ償還スル效果ニ依リ新債ノ第一抵當トナルコトヲ得ヘキトキ又ハ先順位ノ抵當權者カ日本勸業銀行ニシテ舊貸付金額及新貸付金額カ第十八條ノ制限ヲ超エサルトキハ此ノ限ニ在ラス

日本勸業銀行ニ於テ漁業權ヲ抵當トシテ貸付スル場合ニハ有價證券又ハ不動産ヲ添擔保ニ徵スルコトヲ得

【最初】日本勸業銀行ニ於テ不動産抵當ヲ徵スルトキハ總テ第一抵當ナルコトヲ要ス但シ舊債アル場合ニ於テ日本勸業銀行ヨリ借入スル新債ヲ以テ舊債ヲ償還スル效果ニ依リ新債ノ第一抵當トナルコトヲ得ヘキトキハ此ノ限ニ在ラス

【沿革】一、明治四十三年四月「不動産抵當」ヲ「抵當」ニ改メ第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ

日本勸業銀行ニ於テ漁業權ヲ抵當トシテ貸付スル場合ニハ有價證券又ハ不動産ヲ添擔保ニ徵スルコトヲ得

二、大正九年八月第一項但書中「新債ノ第一抵當トナルコトヲ得ヘキトキ」ノ下ニ「又ハ先順位ノ抵當權者カ日本勸業銀行ニシテ舊貸付金額及新貸付金額カ第十八條ノ制限ヲ超エサルトキ」ヲ加フ

●第八條 農工銀行ニ於テ抵當ヲ徵スルトキハ總テ第一抵當ナルコトヲ要ス但シ舊債アル場合ニ於テ農工銀行ヨリ借入スル新債ヲ以テ其ノ舊債ヲ償還スル效果ニ依リ新債ノ第一抵當トナルコトヲ得ヘキトキ又ハ先順位ノ抵當權者カ農工銀行ニシテ舊貸付金額及新貸付金額カ第十條ノ制限ヲ超エサルトキハ此ノ限ニ在ラス

農工銀行ニ於テ漁業權ヲ抵當トシテ貸付スル場合ニハ有價證券又ハ不動産ヲ添擔保ニ徵スルコトヲ得



【最初】農工銀行ニ於テ不動産抵當ヲ徴スルトキハ總テ第一抵當ナルコトヲ要ス但シ舊債アル場合ニ於テ農工銀行ヨリ借入スル新債ヲ以テ其ノ舊債ヲ償還スル效果ニ依リ新債ノ第一抵當トナルコトヲ得ヘキトキハ此ノ限ニ在ラス

【沿革】一、明治四十三年四月「不動産抵當」ヲ「抵當」ニ改メ第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ  
農工銀行ニ於テ漁業權ヲ抵當トシテ貸付クル場合ニハ有價證券又ハ不動産ヲ添擔保ニ徴スルコトヲ得

二、大正九年八月第一項但書中「新債ノ第一抵當トナルコトヲ得ヘキトキ」ノ下ニ「又ハ先順位ノ抵當權者カ農工銀行ニシテ舊貸付金額及新貸付金額カ第十條ノ制限ヲ超エサルトキ」ヲ加フ

第十八條 朝鮮殖産銀行ニ於テ抵當ヲ徴スルトキハ總テ第一抵當ナルコトヲ要ス但シ舊債アル場合ニ於テ朝鮮殖産銀行ヨリ借入スル新債ヲ以テ其ノ舊債ヲ償還スル效果ニ依リ新債ノ第一抵當ト爲ルコトヲ得ヘキトキ又ハ先順位ノ抵當權者カ朝鮮殖産銀行ニシテ舊貸付金額及新貸付金額カ第二十條ノ制限ヲ超エサルトキハ此ノ限ニ在ラス

【最初】朝鮮殖産銀行ニ於テ抵當ヲ徴スルトキハ總テ第一抵當ナルコトヲ要ス但シ舊債アル場合ニ於テ朝鮮殖産銀行ヨリ借入スル新債ヲ以テ其ノ舊債ヲ償還スル效果ニ依リ新債ノ第一抵當ト爲ルコトヲ得ヘキトキハ此ノ限ニ在ラス

【沿革】大正十三年三月但書中「新債ノ第一抵當ト爲ルコトヲ得ヘキトキ」ヲ「新債ノ第一抵當ト爲ルコトヲ得ヘキトキ又ハ先順位ノ抵當權者カ朝鮮殖産銀行ニシテ舊貸付金額及新貸付金額カ第二十條ノ制限ヲ超エサルトキ」ニ改ム

抵當權順位制限

以下數條の規定は契約條件に關するものにして此の條件の下に抵當貸付は行はるるものとす。先づ本條は抵當物の確實性を保持する爲め其の條件を規定したり。不動産銀行は抵當貸付を爲して取得せる債權を引當として債券を發行し更に新規貸付資金を吸收する事を本質的業務と爲せるものなるを以て貸付金の債權は最も確實なる抵當權を以て保障せられざるべからず。抵當權は債務者(又第三)が占有を移さずして債務の擔保に供したる不動産に付他の債權者に先ちて自己の債權の辨濟を受くる權利なれば銀行に於て擔保に徴する不動産に抵當權を設定せしむるときは縱令貸付期間中に其の不動産の所有權が何人に轉帳するも銀行は毫も損害を被むることなし。然れども數個の債權を擔保とする爲め同一の不動産に抵當權を設定したるときは其の抵當權の順位は登記の前後に依るものとすを以て(民法三三條)銀行が不動産貸付に依りて取得する抵當權は第一順位



のものならざるべからず。第一順位を要するは銀行が競賣に於て優先的地位を得んが爲めに外ならず。第一順位とは不動産登記簿上の第一番を意味するに非ずして第一順位を意味するものなり。銀行が抵當に徴せんとする不動産に既に他人が先順位の抵當権を有するときと雖も銀行が其の順位の譲渡を受け第一順位の抵當権者となり得る場合は本條に觸れざるものとす。而して若しも最初より第一抵當に非ざれば絶対に貸付くる事を得ずとせば自然高利債借換の目的を達し難きに依り斯かるときには縦令貸付決定時に於ては第一抵當権者たらざるも銀行の貸付金を以て舊債を償還すべき約を以て其の登記の抹消申請書と共に銀行の第一抵當権設定登記申請書の受理せられ確實に第一順位を獲得し得べきときは差支なきものとせり。以上は立法當初の規定なるが之のみなるに於ては既に一度銀行が貸付を爲し第一抵當を取得せる上は最早貸増を爲す事を得ず。何となれば此の貸増に付ては第二順位の抵當権の外設定し得ざればなり。然るに長期の年賦貸付に在りては年年割賦償還の結果残元金減少して更に貸増を爲し得るの餘裕を生じ又は抵當土地の價格上騰に因り元貸付金よりも更に貸増を

## 特例

爲し得べき餘裕を生じたるに拘らず徒らに抵當権順位に拘束せられ貸増を爲す事能はずして已を得ず借換の窮策に出で時間と費用とを浪費するは不可なるを以て本條の精神解釋に依り先順位の抵當権者が銀行にして舊貸付金額及び新貸付金額が鑑定價格の三分の二以内なるときは次順位の抵當権にても貸増差支なきものとして取扱ひたるが登記所中には文理解釋を固守し第二順位抵當貸付の登記を受理せざるものありしに依り大正九年明文を設け之を差支なきものとせり。大正十三年朝鮮殖産銀行令を改正したるも同様の旨趣なり。次に明治四十二年銀行に水産業の改良發達の爲めにも貸付を爲さしむるものとし漁業権抵當貸付を新に設けたる事は既述の通りなるが漁業権は養殖場の如きは田畑と異ならざるものあるも他の漁場に於ては潮流其の他の關係に因り魚群の來集若くは魚附なき場合もあり其の他不確實なるを免れざるものなるに依り同時に此の缺陷を補ふ爲め本條第二項を設け有價證券又は不動産を添擔保に徴する事を得るものとせり。然れども添擔保なるを以て其の價格を漁業権鑑定價格中に加算する事を得ざるは勿論なり。最後に向關説すべき二三の問題あり、不動産登記簿上



抵當權に優先する権利

第一抵當權の譲受

に登記せられざる負擔にして抵當權に優先する租税又は受益者負擔金等の存する事其の一なり。此等の滞納額多大なるときは不測の損害を被むるに因り注意を要す。次に他人の有する第一抵當債權にして抵當物の鑑定價格の三分の二以内の貸付金額なる場合には其の債權と共に抵當權を譲り受くるを得るや否やと云ふ事其の二なり。右は貸付條件異なるを以て積極に解すべからず。然れども勸業銀行に對する農工銀行の代理貸付は總ての條件同一なるを以て農工銀行に於て之を譲受け得るものとして可なり。本法は他人が第一順位の抵當權を有する場合には銀行に於て更に貸付を爲す事を絶対に許さざれども北海道拓殖銀行法には斯かる規定存せざるに依り可能なるべし。立法論としては第一順位の貸付金額僅少にして尙鑑定價格に比し貸増の餘裕充分なるに於ては其の餘裕の範圍内に於て第二順位抵當權を設定して貸付を爲すも可なるが如しと云ふ事其の三なり。右は實質上第一順位抵當權の如しと雖も若しも第一抵當貸付金を延滞したるに因り競賣に付せらるる場合には第一抵當權者は其の貸付元金及び最後の二年分の利子を優先的に受領するが故に豫め此等の計算に於て第二抵當貸付

第二抵當貸付

金を減額せざるべからず。斯かる事を考慮すれば結局其の第一抵當貸付を銀行に於て肩替するの安全なるに若かざるべきなり。本條と關係ある外國の立法例を擧ぐれば次の如し。

外國の立法例

(一) 獨逸抵當銀行法

第十一條(第一項) 貸付ハ國內ノ土地ニ對シテノミ之ヲ行ヒ且ツ原則トシテ第一抵當ニ限ル

(二) 佛蘭西不動産信用社團令

第六條(第一項) 不動産信用社團ハ第一抵當ニ對シテノミ貸付ヲ爲スコトヲ得

(三) 西班牙不動産銀行及小地主獎勵金庫構成規則

第六條(第一項第一號) 所有權ノ登記アル不動産ヲ第一抵當トシ其ノ鑑定價格ノ二分ノ一以内ニ相當スル金額ヲ年賦償還ニ依リ若ハ年賦償還ニ依ラズシテ長期若ハ短期ノ貸付ヲ爲スコト但シ以前ニ抵當權ヲ設定セラレタル不動産ニ係ル債務ヲ償還及抹消スル爲メニ行フ貸付金ヲ保障スル該抵當ハ第一抵當ト看做ス



(四) 瑞西ベルン州抵當金庫法

第三條(第一項) 抵當金庫ハベルン州所在ノ不動産ヲ抵當トシテノミ貸付ヲ爲スコトヲ得抵當金庫ハ原則トシテ未ダ抵當權ノ設定ナキ土地ノ鑑定價格ノ三分ノ二ヲ限度トシテノミ貸付ヲ爲スコトヲ得

(五) 和蘭ウエストランド抵當銀行定款

第一條(第二項) (既掲ニ付省略)

(六) 亞爾然丁國立不動産銀行基本法

第二條 (既掲ニ付省略)

(七) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第十二條 本法ニ依リ設立セル聯邦土地銀行ハ次ノ條件ヲ備フル場合ノ外貸付ヲ爲スコトヲ得ズ

一 該貸付ガ當該聯邦土地銀行管區内ニ存在シ且ツ第一抵當トシテ適法ニ登記セラレタル農地ヲ以テ擔保セラレルコト

第二項以下省略

第十六條(第八項) 株式土地銀行ノ抵當貸付及農地債券ノ利率ハ必ズシモ第十七條第二第三號ノ規定ニ從ハズ又抵當貸付ノ制限ハ必ズシモ第十二條第一、第四、第六、第七、第十項ノ規定ニ依ルヲ要セズ但シ一切ノ貸付ハ當該株式土地銀行ノ本店所在地ノ州内若ハ隣接セル特定一州内ニ於ケル農地ヲ第一抵當トスルモノニ限ル(以下省略)

第十七條 日本勸業銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル土地ハ永續スヘキ確實ナル收益ノ見込アルモノニ限ル

日本勸業銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル建物ハ保險付ノモノニ限ル但シ抵當物ノ外ニ貸付金高二倍以上ノ價格ヲ有スル動産又ハ不動産ヲ添抵當ト爲ス場合ニ於テハ保險ニ付セサルコトヲ得

第九條 農工銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル土地ハ永續スヘキ確實ナル收益ノ見込アルモノニ限ル

農工銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル建物ハ保險付ノモノニ限ル但シ抵當物ノ外ニ貸付金高二倍以上ノ價格ヲ有スル動産又ハ不動産ヲ添抵當ト爲ス場合ニ於テハ保險ニ付セサルコトヲ得



第十九條 朝鮮殖産銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル土地ハ永續スヘキ確實ナル收益ノ見込アルモノニ限ル

朝鮮殖産銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル建物ハ保險附ノモノニ限ル

抵當物制限

本條も亦前條と同様抵當物の確實性を保持する爲め更に抵當物の種類を限定したり。土地の收益は其の效用に因りて生じ土地の效用は永續性を有するものなるを以て其の收益も亦必然的に永續的なり。然れども總ての土地は必ずしも常に悉く收益を産出するものにあらず。或は土地の特質(絕對的特質)に因り或は其の利用方法に因り收益を生ぜざるものもあり收益を生ずるも其の期間の一時性のものもあり。故に銀行の抵當に徵するものは確實なる永續的収益の見込あるものに限るとせり。然れども見込あるものなるを以て必ずしも現實に収益を生じつつある事を要せず。蓋し不動産銀行の貸付年限は長期を原則とするが故に抵當物の收益にして永續性なきに於ては擔保の確實性を保持する事能はざるに由るなり。従つて抵當に徵せざる土地の種類を列舉するの要あれども右は銀

抵當に徵せざる不動産

行に於て定款を以て定むる所に委し本條は之に觸れず。勸業銀行及び農工銀行は抵當に徵せざる不動産を左の如くに規定せり。

勸業銀行ハ左ニ掲グル不動産ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲スコトヲ得ズ但シ擔保保全ノ目的ヲ以テ添抵當トシテ取得スルハ此ノ限ニ在ラズ(定款ニ七條)。

一 地租法第二條ニ掲グル土地

二 社寺、堂宇、學校、慈惠病院、劇場其ノ他共同ノ用ニ供スル建物及其ノ敷地

三 鑛坑、石坑、池沼、鑛泉地但シ確實ナル收益アル養魚池ハ此ノ限ニ在ラズ

四 入會地

五 共有ノ不動産但シ共有者ノ全員ガ其ノ全部ニ付抵當權ヲ設定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

當銀行ハ前項ニ掲グル不動産ヲ抵當トスル債權(抵當證券ヲ含ム)ヲ質トシテ貸付ヲ爲スコトヲ得ズ

農工銀行ハ左ニ掲グル不動産ヲ抵當トシテ貸付スルコトナシ(東京府農工銀行定款三四條)

一 地租法第二條ニ該當スル土地及ビ鑛坑石坑鑛泉地但シ抵當權ノ目的タル土



地ニ附随スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

二 學校社寺劇場ノ用ニ供スル建物及ビ其ノ敷地並ニ此等ト類似ノ性質ヲ有スルモノ

三 入會地

四 數人共有ノ不動産但シ共有者一同承諾ノ上其ノ全所有權ヲ抵當トスルモノハ此ノ限ニ在ラズ

當銀行ハ前項ニ掲グル不動産ヲ抵當トスル債權(抵當證券ヲ含ム)ヲ質トシテ貸付スルコトナシ

右は必ずしも確實なる永續的収益の見込なき物のみに非ざれども銀行の抵當に適せざるものを一括規定せるものなり。

建物

建物は元來時の経過と使用とに因り減損し遂に廢朽に歸すべきものなれども其の存續期間中に於ても水火震災等に因り消滅する事あるを免れず。然れども稀有の洪水に因る建物の流失又は地震に因る壞滅等は豫見し得べからざる天災に屬し又常時水難の虞あるものは抵當に徵すべきに非ずとし、其の他の建物は火

添抵當

災保険に付しあるときは縱令燒失するも銀行に損害を及ぼす事なきを以て本條第二項は銀行の抵當に徵する建物は保險付のものに限るとせり。然れども私見に據れば之のみを以て満足すべきものに非ず。抵當建物にして貸付期間中に火災に罹りたるときは保險金を以て債務の辨濟を受くべきも斯かる事は豫期すべき常態に非ざるに依り建物も亦土地と同じく永續的確實性の収益ある事を要件とせざるべからず。蓋し所有者独自の欲望満足の用のみに供せられ一般的利用性なき建物の如きは資金回収の爲め之を競賣に付するも買人なく之を銀行に競落するも何等収益を擧ぐる事も賣却する事もなし難くして損害を被ひるべし。況んや建物は其の存續期間中敷地の效用を制限するが故に斯かる建物の存在せる敷地は何等収益を生ぜざるに至るべし。尙本條但書を以て借主に於て貸付金二倍以上の價格を有する動産又は不動産を添抵當と爲すに於ては貸付の擔保は確實なることを得べきが故に必ずしも保險に付するを要せざるものとせり。惟ふに之れ佛蘭西不動産銀行定款に倣ひたるものにして勸農兩銀行立法案當時に在りては火災保險普及せず其の料率も従つて高かりしを以て火災の虞なき建物



を所有する借主の負擔を免れしめんと欲したるに由るべしと雖も火災保險料の低下せる今日に於ては最早此の規定は無用なりと謂はざるべからず。若しも此の添抵當にして有價證券なるときは普通銀行に於て其れのみを以て所要資金の融通を受け得べく有體動産なるときは之にも火災保險を付せざれば擔保の確實性は保障せられず(添抵當建物なるるとき亦同じ)二倍以上の價格ある土地所有者は其の土地のみを抵當として資金の融通を受け得べし。焉ぞ之を添抵當と爲すの要あらんや。大正七年公布せる朝鮮殖産銀行令が勸業銀行法に則りしに拘らず本條但書を採用せざりしは當然なり。尙本條に關係ある外國の立法例は次の如し。

外國の立法例

(一) 獨逸抵當銀行法

第十二條 貸付ニ際シ認定スベキ土地ノ價格ハ慎重ナル鑑定ノ結果決定シタル賣買價格ヲ超過スルコトヲ得ズ此ノ價格決定ニ付テハ專ラ其ノ土地ノ繼續的性質及土地ノ占有者ガ普通ノ經營方法ニ依リ永續シテ舉ゲ得ベキ收益ヲ顧慮スベシ

第二項省略

各種ノ建築敷地竝竣工前ニテ未ダ收益ヲ舉グルニ至ラザル新建築ニ對スル抵當債權ニシテ抵當債券ノ引當ニ供セラレタルモノノ總額ハ抵當債券ノ引當ニ供セラレタル抵當債權總額ノ十分ノ一竝拂込濟資本金ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ズ其ノ他未ダ繼續的収益ヲ生ゼザル土地殊ニ墓地沼澤ニ對スル抵當債權ハ抵當債券ノ引當ニ供スルコトヲ得ズ鑛山ニ對スル抵當債權ニ付亦同じ土地ニ關スル規定ヲ適用スベキ他ノ權利ニ對スル抵當債權モ其ノ權利ガ繼續的収益ヲ生ゼザル限リハ之ヲ抵當債券ノ引當ニ供スルコトヲ得ズ

(二) 佛蘭西不動産銀行定款

第五十五條 當銀行ハ繼續シテ確實ナル收益アル不動産ニ非ザレバ擔保トシテ取得セズ

第六十七條(第一項) 抵當不動産ガ火災ノ虞アルモノナルトキハ債務者ノ負擔ヲ以テ火災保險ニ付スルコトヲ要ス但シ債務額ニ二倍スル火災ノ虞ナキ不動産ヲ共ニ抵當ニ供スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(三) 西班牙不動産銀行定款



第七十八條 當銀行ハ確實ニシテ永續的果實ヲ産スル性能アル不動産ノ外擔保トシテ取得セズ

第八十五條(第一項) 火災ニ依リテ破壊セラレ得ル可能性アル不動産ニ付テハ右火災ノ可能性アル物件ト同時ニ此ノ種ノ災禍ニ因リテ破壊セラレザル他ノ不動産ニシテ貸付ヲ爲シタル金額ノ二倍ノ價額ヲ有スルモノヲ其ノ債務ノ擔保トシテ提供スルニ非ザレバ債務者ノ費用ヲ以テ之ヲ保險ニ付スベシ

(四) 下塊地利州抵當銀行定款

第二十六條(第二項) 抵當貸付ニ關スル債務證書ニハ前項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス(イ)省略)

(ロ) 建物ヲ擔保ニ供スルトキハ自ラ火災保險ニ付スル義務及銀行ノ要求アルトキハ銀行ノ定メタル金額ニ付正シク火災保險ヲ成立セシメタル事若ハ保險料ノ支拂ヲ引續キ爲ス事ヲ證明スル義務(省略)

(五) 亞爾然丁國立不動産銀行基本法

第五十三條 左記ノ不動産ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲スコトヲ得ズ(第一第二)號省略)

三 確實ニシテ永續的ナル收入ヲ生ゼザル財産

第五條(第一項) 銀行ノ行フ貸付ニ於テ銀行ハ貸付額ニ對シ抵當物ヲ保險ニ付スベキコトヲ請求スルコトヲ得(以下)省略)

第十八條 不動産ヲ抵當トシテ貸付クル金額ハ日本勸業銀行ニ於テ鑑定シタル價格ノ三分ノ二以内トス漁業權ヲ抵當トスルトキ亦同シ

【最初】 不動産ヲ抵當トシテ貸付クル金額ハ日本勸業銀行ニ於テ鑑定シタル價格ノ三分ノ二以内トス

【沿革】 明治四十三年四月「漁業權」ヲ抵當トスルトキ亦同シヲ加フ

第十條 不動産ヲ抵當トシテ貸付クル金額ハ農工銀行ニ於テ鑑定シタル價格ノ三分ノ二以内トス漁業權ヲ抵當トスルトキ亦同シ

【最初】 不動産ヲ抵當トシテ貸付クル金額ハ農工銀行ニ於テ鑑定シタル價格ノ三分ノ二以内トス

第二十條 不動産不動産上ノ權利漁業權又ハ財團ヲ抵當トシテ貸付クル金額ハ朝鮮殖産銀行ニ於テ鑑定シタル價格ノ三分ノ二以内トス

本條は貸付金額に關する規定なり。前條は専ら貸付金利子の回收を保障し本

貸付金額  
度額



鑑定價格 條は専ら貸付元金の回收を保障せり。鑑定價格は亦擔保價格とも謂ふ擔保價格は貸付期間中債權を繼續的に保全するものならざるべからず。故に亦之を保全價格とも稱す。従つて鑑定價格は全貸付期間中如何なる時期に抵當物を處分するも完全に元利金を回収し得る事を保障せる價格なる事を要す。鑑定價格は銀行に於て定むる所に委し銀行は鑑定規則を設け之が準則を定むるものとす。鑑定價格は此の如く如何なる時期に抵當物を處分するも獲得し得べき價格ならざるべからずと雖も貸付當時に於て豫見し得べからざりし事由の發生に因り將來抵當物の價格が鑑定價格以下に低落する事あるを免れず。又借主が長期間利子の支拂を延滞せる場合には鑑定價格と同額(若くは其れ以下にても)の貸付を爲したるときは抵當物を競賣するも累積せる利子の全部若くは一部は回收不能となる危険あり。之を以て本條は貸付金額は鑑定價格の三分の二以内なる事を要するものとせり。然れども此の範圍内に於て銀行は更に抵當物の種類借主の信用等に徴し貸付金の割合に差等を設くる事を得べきは勿論なり(擔保價格の詳細は拙著不動産の評價參看)。貸付は金錢を以て行ふ事を要す。換言せば貨幣法に従ひ帝國の通貨を交付せざ

## 貨幣主義

債券貸付  
問題

るべからず。小切手は借主の無方式的同意を以て通貨と同様に取扱はるるものとす。交付する金額は登記せられたる抵當債權額に一致する事を要し又實際上一致せざるものなし。民法第五百八十七條は當事者の一方が種類品等及び數量の同じき物を以て返還を爲す事を約して相手方より金錢其の他の物を受取るに因りて其の效力を生ずる旨を規定せるを以て若しも債券を以て貸付けたるときは必然的に其の返還も亦債券ならざるべからず。従つて年賦償還の場合には技術的に返還不能に陥るべし。蓋し年賦金は割賦償還元金と毎回の利子とを以て構成せられ不可分に取扱ふものなるに依り若しも利子をも債券を以て受取るときは銀行は經費の支拂に充つべき金錢なきに至るべく又年賦金には常に圓以下の端數を伴ふが故に之に該當する債券を見出す事は不可能なるべし。今假りに年賦金を元金割賦金と利子とに分割し前者のみを債券にて受取るものとするも之に該當する債券を得られざる事亦同様なり。之に反して定期償還の場合は圓以下の端數なき故可能なるが如きも債券の相場は日々變動するものなるに依り借主貸主雙方共に損失を被むる事あるべし。即ち返還時に於て債券相場額面以



上なるときは借主の損失となり額面以下なるときは貸主の損失となる事明白なり。又若しも借主の同意あるときは債券を交付し返還の場合には同一銘柄の債券を以てすると金銭を以てするとは借主の任意とするも可なるが如しと雖も此の如きは本法に明文を要し且つ斯かる選擇債務を不動産登記簿に登記し得るや否やの難問に逢着する事必然なり。要するに現行法の下に於ては貸付は金銭に限り債券を交付する事を得ず。然れども借主が借入金をも以て同時に募集中の債券を引受くる場合は二個の契約の成立する事なれば本問には何等の關係なきものなり。貸付金は金員貸借證書を作成し抵當權を設定し之を不動産登記簿に登記したる上交付せざれば危険なり。蓋し抵當權の設定は當事者の意思表示のみに因りて效力を生ずるものなりと雖も其の取得は不動産登記簿に登記を経ざれば之を以て第三者に對抗する事を得ざるに由るなり(民法一七六條)。貸借證書の形式には私署證書と公正證書との別あり何れも抵當權の實行に就ては效力に差別ある事なし。唯公正證書なるときは其の眞偽に關する争を生ぜず且つ延滞金の督促に關し借主の有體動産に強制執行を爲し得るの便あり。前述の如く貸付を

貸付金の  
交付

貸借證書

公正證書  
の效力

爲すには先づ證書を作成し登記を経て金銭を交付するに因り證書の作成と金銭の交付との間に時間的間隔あるを免れず。然るに公正證書には貸付金の授受ありたる旨を記載しあり事實に吻合せざる故斯かる公正證書は無効なりとする説あるも大審院は貸付金授受の實情に徴し之を有效なりと解し金銭授受以前に作成せる公正證書を以て無効のものなりと謂ふを得ずと判決せり(昭八年(ク)第六〇號。同年三月六日判決)。本條に關係ある外國の立法例は次の如し。

外國の立  
法例

(一) 獨逸抵當銀行法

第十一條(第二項) 貸付額ハ土地ノ價格ノ五分ノ三ヲ超過スベカラズ聯邦政府ハ其ノ聯邦内若ハ其ノ一部ノ農地ニ對シ價格ノ三分ノ二マデ貸付ヲ爲スノ許可ヲ與フルコトヲ得

(二) 佛蘭西不動産信用社團令

第七條 貸付ハ如何ナル場合ニ於テモ不動産ノ價格ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ザルモノトス貸付ノ最低額ハ定款ヲ以テ定ムベキモノトス

(三) 瑞西ゾォー不動産銀行定款



第十八條(第一項) 當銀行ガ不動産ヲ擔保トシテ貸付クル金額ハ抵當物ノ價格ノ四分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ズ

(四) 瑞西チユーリツヒ州銀行法

第十五條 貸付額ハ農地ニ對シテハ其ノ眞實價格ノ四分ノ三住宅農場用建物及小工業施設ニ對シテハ三分ノ二建築用敷地ニ對シテハ二分ノ一工場製粉場及之ニ類似ノ工業的施設ニ對シテハ三分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

(五) 瑞西ベルン州抵當金庫法

第三條(第一項) (既掲ニ付省略)

現行法ニ依リ強制執行ヲ爲スコトヲ得ザル財產例ヘバ世襲財產ノ如キハ鑑定價格ノ三分ノ一以內ノ貸付ヲ爲スコトヲ得

工場及其ノ他ノ工業施設貸付ニ於テハ建物ハ鑑定價格ノ二分ノ一土地ハ三分ノ二以內ニ限ル右建物價格ハ住宅目的ニ向ケラレタルモノトシテ表ハスベキ價格ノミヲ査定スベシ

第四項省略

(六) 下埃地利州抵當銀行定款

第三十五條 貸付ハ建物ニ付テハ鑑定價格ノ二分ノ一土地ニ付テハ三分ノ二トス但シ葡萄園ニ於テ承認セラレタル價格ガ植付物ニ依リテ制約セラルル限リ貸付ハ三分ノ一以內トス

(七) 西班牙不動産銀行及小地主獎勵金庫構成規則

第六條(第一項第一號) (既掲ニ付省略)

(八) 和蘭ウエストラント抵當銀行定款

第五十六條 第二條ニ規定スルモノノ外建物ナキ土地ハ鑑定價格ノ四分ノ三建物附土地ハ三分ノ二ヨリ多キ金額ヲ貸付クルコトヲ得ズ但シ常任監査役ノ同意アルトキハ償還ト關聯シテ建物附土地ハ四分ノ三マデ之ヲ増加スルコトヲ得

(九) 亞爾然丁國立不動産銀行基本法

第五十五條 銀行ハ本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除キ抵當トシテ徴シタル財產ノ價格ノ二分ノ一以上ノ貸付ヲ爲スコトヲ得ズ



(一〇) 英吉利農業金融法

第二條(第三項第三號) 會社ハ擔保ヲ徵シテ貸付ヲ爲スベキコト及貸付金額ハ貸付當時ニ於ケル擔保物ノ鑑定價格ノ三分ノ二以内トス(以下省略)

(一一) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第十二條(第五項) 貸付ハ抵當土地價格ノ五割及該土地ノ上ニ施サレタル繼續的改良設備ニシテ保險ニ付シタルモノノ價格ノ二割ヲ超過セザルコト(以下省略) 貸付金として交付すべき物に關する外國の立法例次の如し。

(一) 獨逸抵當銀行法

交付する  
貸付金に  
關する外  
國の立法  
例

第十四條 抵當貸付ハ通貨ヲ以テ之ヲ爲スベシ

銀行發行ノ抵當債券ヲ以テ其ノ額面價格ニテ貸付ヲ爲スコトハ銀行ノ定款ニ之ヲ規定シ且ツ債務者が明確ニ承諾シタルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ銀行ハ債務者が通貨ヲ以テスルカ又ハ受取リタルモノト同一種類ノ抵當債券ノ額面價格ヲ以テスルカ孰レカ其ノ好ム所ニ從ヒテ債務ノ辨濟ヲ爲スノ權利ヲ有スルコトヲ書面ヲ以テ確認スルコトヲ要ス取引所ニ於ケル公

定相場ノ同一ナル抵當債券ハ此ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ同一種類ノ債券ト看做ス

(二) 佛蘭西不動産銀行定款

第五十一條(第一項第二號) 濟崩ノ方法ニ依リ又ハ之ニ依ラズシテ短期ノ貸付ヲ爲スコト右貸付ハ現金又ハ抵當債券ヲ以テ爲スコトヲ得

第五十九條(第一項) 年賦金ノ拂込ハ現金タルコトヲ要ス

第六十三條(第一項) 期限前償還ノ場合ニ於テ債務者ハ現金又ハ契約證書ニ於テ約定シタルトキハ債券ヲ以テ拂込ヲ爲スコトヲ得

同條(第三項) 債券ノ價格ハ相場ノ如何ニ拘ラズ額面ニ依ル

(一〇) 現在は現金を以て貸付を爲せり。

(一一) 債券に依る償還は當銀行が現金貸付を爲したる後は行はれず。

(三) 西班牙不動産銀行及小地主獎勵金庫構成規則

第九條(第三項) 貸付ハ常ニ硬貨ヲ以テ爲サルモノトス但シ債務者ノ明確ナル同意アルトキ且ツ債務者ガ同發行ノ債券ヲ以テ返濟スルノ權利ヲ保留スル



ノ條件ニ於テノミ債券ヲ以テ貸付ヲ爲スコトヲ得

(四) 下奥地利州抵當銀行定款

第二十四條(第一項) 銀行ノ貸付ハ債務者トノ契約ニ從ヒ現金又ハ抵當債券若ハ公共債券ヲ以テ爲スモノトス右債券ハ券面金額ニテ評價セララルモノトス但シ債務者ノ計算ニ於テ賣却セララル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(五) 和蘭ウエストランド抵當銀行定款

第六十六條 取締役ハ債務者ト貸付證書ニ於テ貸付金ノ辨濟ハ券面金額ヲ以テ且ツ抵當證書ニ約定セラレタルト同一ノ利子ノ債券ヲ以テ行フコトヲ得ル旨協定スルコトヲ得

(六) 亞爾然丁國立不動產銀行基本法

第二條(第一項省略) 本法ガ各個ノ場合ニ付規定セル條件ノ範圍内及銀行ノ規則ニ依リ債券ニテ左記ノ不動產抵當貸付ヲ爲ス  
第一號乃至第十一號省略  
第四條ニ掲グル資源ヲ以テ本法及規則ノ定ムル條件ニ從ヒ現金ニテ不動產抵

當貸付ヲ爲ス

第一號第二號省略

第四條 銀行ハ其ノ純益金ヲ現金ヲ以テスル貸付ニ充ツルコトヲ得但シ本法ニ依リ他ノ目的ニ充當シタル純益金ノ部分ヲ除ク

第十九條 年賦金ハ元金ト利子トヲ併セテ之ヲ計算シ各年ヲ通シテ一定平等ノ償還額ヲ定ムヘシ

前項ノ償還額ハ之ヲ變更スルコトヲ得ス但シ貸付金ノ一部償還ノ場合ニ於テ其ノ額ヲ更定スルハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 年賦金ハ元金ト利子トヲ併セテ之ヲ計算シ各年ヲ通シテ一定平等ノ償還額ヲ定ムヘシ

前項ノ償還額ハ之ヲ變更スルコトヲ得ス但シ貸付金ノ一部償還ノ場合ニ於テ其ノ額ヲ更定スルハ此ノ限ニ在ラス

年賦金算  
定方法

本條は年賦金の算定方法を定めたるものなり。年賦金の計算には、(一)同額元金分割償還方法に依るもの、(二)積立式償還方法に依るもの、(三)貯蓄預金式償還



方法に依るもの、(四)均等割賦償還方法に依るもの等の四種あり。(一)に依る年賦金は年々償還期日に至る迄の残元金の利子及び全期間の償還回数を以て元金を除したる割當額を以て構成するに依り年々の償還額は不同なれども残元金は年々減少するものなり。(二)に依る年賦金は元金に對する利子と一定歩合の元金償還割當額とを以て構成するに依り年々の償還額は均等なれども其の均等額より貸付金の原價に當る利子及び諸費用を控除せる剰餘を積立て其の積立額が元金と同額に達したる場合に始めて元金の辨済に充つるものなれば元金は最終まで減少せず、(三)に依る年賦金は貸付金の原價に當る利子及び費用の外に一定歩合の元金償還割當額を以て構成し元金償還割當額のみを貯蓄預金となし其の元利金が貸付元金と同額に達したる場合に於て元金の償還に充つるものなれば之れ亦元金は最終に至るまで減少する事なし、(四)に依る年賦金は償還回數に應じたる元金の割賦割當額及び毎期の残元金に對する利子を以て每期均等額に構成し豫定回數の拂込を以て元金を完済するものなり。従つて初期の年賦金中に包含する元金割當額は少なく利子多きに反して終期に近くに從ひ利子少くして

元金多きに至るものとす。此の均等割賦償還方法に依る年賦金は最も簡便平易なるを以て本法は之に依るべき事を規定せり。尙本條は年賦金以外借主の負擔なき事をも明かにしたるものにして銀行は貸付に對して別に手数料を徴することを得ず。但し元金の臨時償還手数料は別なり。本條に於て定期償還貸付金の利子に觸れざるは右は約定期日に元金を完済するものにして其の完済に至る迄の利子の計算方法は單純なるが故に別段法文を要せざるに由るなり。本條は年賦金の構成を明定したれども年賦金の構成要素たる貸付金の利子の構成には觸れずして之を銀行の自由裁量に委し毎營業年度の初めに於て認可を與ふる事に依り監督を爲すものとせり。獨り年賦償還貸付金の利子のみならず定期償還貸付金の利子と共に(イ)債券利子(定期預り金を運用する場合に其の利子)(其の調達費及び償還費用)貨幣價値の變動に對する補償、(ハ)經營費、(ニ)株主配當金、(ホ)役員賞與金、(ヘ)諸積立金等の諸要素を以て構成すべきものなり(詳しくは拙著不動産金融論參看)。本條は又年賦金の金額は變更する事を得ざるものとせり。蓋し既往貸付金を引當とする債券の元利金の支拂は既往貸付金の元利金の償還に對應して定めたるものなるに依り後日に



既往貸付  
利率引下  
外國の立  
法例

至り借主が濫に利子の低減若くは償還期限の延長を要求するに於ては銀行は債券償還計畫に齟齬を生ずべきに由るなり。然れども第二十三條第十五條又は第二十七條第十九條の場合に於て借主が貸付金の一部償還を爲したるときは借主は其の後の償還年限を従來の儘に据置き年賦金を輕減する事を欲すべしに依り斯かる場合に限り之を更定し得るものとせり。尙本條に關して實際問題あり。銀行に於て既往貸付金の利率を低減する場合にも年賦金額の更正を許されざるや否やと云ふこと之なり。本條の法意前陳の如くなりとせば銀行に於て進んで之を爲す以上不可なきが如きも右に依る借主の負擔輕減は年賦償還年次表に表はれたる利子中低減利率相當額の拋棄若くは割戻の方法に依り其の目的を達し得べきに依り本條の文理解釋を嚴守し斯る場合にも年賦金額の更正を爲さざるを可とす。本條に關係ある外國の立法例は次の如し。

(一) 獨逸バイエルン抵當手形銀行抵當部規則  
第二十五條 年賦償還ハ其ノ時時ノ殘元金ヨリ計算セラルル約定利子ノ外元金ヲ漸次割賦償還スル爲メ最初ノ貸付額ノ二分ノ一%ヲ下ラザル割賦額ヲ償

還スル組織的繼續的償還方法ニ依ル右年賦金額ヨリ高キ年賦金ハ債務者トノ合意ニ依ル農地ニ於テハ右年賦金額ヨリ低キ年賦金ヲ約定スルニハ監理官ノ同意ヲ要ス

(二) 佛蘭西不動産銀行定款  
第五十九條(第二項) 年賦金ハ利子及利率ト返濟期間トニ依リ定ムル所ノ濟崩シ元金ヨリ成立ス

(三) 西班牙不動産銀行定款  
第八十七條 當銀行ハ毎年債務者ヨリ左ノ方法ニ依リ利子手数料及元金ヨリ成ル金額ヲ硬貨ニテ受取ルモノトス  
第一 當銀行ガ貸付業務ヲ營ム爲メ發行セル抵當債券若ハ公共債券ニ對シテ支拂フ利子割増金當籤金又ハ其ノ他ノ事由ニ對スル金額ニ相當スル額ヲ利子トシテ受取ルコト  
第二 貸付ノ繼續セル間取扱費及諸雜費トシテ六厘以内ノ手数料ヲ受取ルコト正當ノ理由アルトキハ銀行ノ請求ニ依リ政府ハ國務會議ニ諮リタル後右手



敷料ヲ増加スルコトヲ得

第三 元金トシテ貸付期間トノ關係ニ於ケル金額ヲ受取ルコト

(四) 瑞西ベルン州抵當金庫法

第十七條(第二項) 債務者ハ年賦償還ノ方法ニ依リ債務ノ利子及元金ヲ償還スルコトヲ得年賦金ハ利率ト金融市場ノ一般狀況ニ依リ重役會之ヲ定ムルト共ニ左ノ規則ニ從フ法定償還金ハ最初ノ年度ニハ借入金ノ二分ノ一%ヲ下ラザルコトヲ要シ其ノ後ハ元金ノ減少ノ爲メ利子ノ減少スルト同一程度ニ於テ償還金ハ増加ス最初ノ元金ノ三分ノ一以上ヲ償還シタルトキハ其ノ割合ニ應ジ年賦金ヲ減少スルコトヲ得(以下省略)

(五) 瑞西チューリッヒ州銀行法

第二十二條 銀行ハ元本債務分割拂及利子ト元金トヨリ成ル年賦金ニ依ル割賦償還ニ付債務者ト契約ヲ爲スコトヲ得

(六) 下奧地利州抵當銀行定款

第二十八條(第一項) 利子若ハ年賦金ハ原則トシテ半年毎ニ支拂フコトヲ要ス

年賦償還貸付ニ於テハ當銀行ガ貸付ノ際貸付金ノ元利拂ニ必要アリト認ムル

年賦償還額ヲ定ム但シ元金ノ償還ハ二分ノ一%ヲ下ルコトヲ得ズ(以下省略)

(七) 和蘭ウエストランド抵當銀行定款

第六十三條 年賦金ハ全部償還トナルマデ毎年不變ノ金額ノ利子元金及手数料ヨリ成ル額トス

(八) 亞爾然丁國立不動産銀行基本法

第三十三條(第一項後段) 年賦金ハ利子及元金ノ外償還期間ノ最初ノ三分ノ一ハ貸付金額ノ一分第二ノ三分ノ一ノ期間ハ五厘最後ノ三分ノ一ノ期間ハ二厘五毛ノ手数料ヨリ成ル

(九) 英吉利農業金融法

第二條(第三項第三號) 會社ハ擔保ヲ徵シテ貸付ヲ爲スベキコト及貸付金額ハ貸付當時ニ於ケル擔保物ノ鑑定價格ノ三分ノ二以内トシ貸付金ノ償還方法ハ六十箇年以内ノ年賦若ハ半箇年賦ニ依ル元利均等償還タルベキコト但シ貸付金ノ償還方法ニ付テハ定款又ハ業務規程ニ別段ノ定ヲ爲スコトヲ妨ゲズ



(一〇) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

- 第十二條(第二項) 前項ノ抵當貸付契約ニハ年賦若ハ半箇年賦ヲ以テ一定年限内ニ貸付金ノ償還ヲ爲スベキコトヲ合意セル約款ヲ包含スルコト此ノ割賦金ハ
- 一 貸付ヲ爲セル土地銀行ガ最近發行ノ農地債券ニ附シタル利子ヲ超過セザル歩合ノ貸付料金
  - 二 償還未済殘元金ニ對シ一箇年ニ付一分ヲ超過セザル割合ノ取扱手数料及利潤
  - 右ノ二項目ヲ合シタルモノヲ以テ抵當貸付ノ利子ヲ構成ス
  - 三 五年以上四十年以内ノ範圍ニ於テ任意ニ取極メタル期限内ニ借入金ヲ償還スル爲ニ元本ニ充當セラルベキ金額但シ貸付成立ノ日ヨリ五年以後ニ於テハ農地貸付管理委員會ノ規則ヲ以テ定メタル償還期日ニ於テ元本ノ一部ノ繰上ゲ償還ノ爲メ契約ニ定ムル所ニ依リ年賦金ノ倍數若ハ元本ノ一部ノ支拂ヲ爲スコトヲ得土地銀行ノ第一回農地債券發行以前ニ於ケル抵當貸付ノ利子ハ

本法ノ規定竝ニ制限ニ依リ該土地銀行ノ裁量ヲ以テ之ヲ決定スルコトヲ得

● 第二十條 削除

【最初】 土地抵當貸付ニ對スル年賦金ハ其ノ抵當地ノ平年收益額ヨリ公課額ヲ控除シタル殘額ヲ超過スルコトヲ得ス

【沿革】 明治四十四年三月本條ヲ削ル

● 第十二條 削除

【最初】 土地抵當貸付ニ對スル年賦金ハ其ノ抵當地ノ平年收益額ヨリ公課額ヲ控除シタル殘額ヲ超過スルコトヲ得ス

【沿革】 明治四十四年三月本條ヲ削ル

年賦金回收の保障

本條はもと年賦金回收の保障として設けられたるものにして年賦金が抵當地の収益額を超えざるに於ては借主は其の償還に苦しむ事なく、又若し借主に於て拂込を延滞せるに因り銀行に於て抵當權を實行する場合にも損失を被むるの虞少なし。借主の義務を強制する方法は競賣と強制管理とあり後者は借主をして土地所有權を失はしむるに至らずして目的を達し得るものなれば可成的強制管



削除の理由

理に依り貸付金の回収を圖らしめざるべからず。之が爲めには年賦金を抵當地の収益額以内に止むるの要あり。又土地が過度の負債を擔ふの弊を避くる爲めにも斯る制限を必要と爲せるものなり。然れども銀行の貸付金は既に前述の如く抵當地の鑑定價格の三分の二以内とする制限あり。此の範圍内の貸付金にして年賦年限短かきときは必然的に其の年賦金は該抵當地の収益額を超過する事あるを免れず。自作農創設資金の如きは買入れたる自作地の純収益を以て長期に互り元利金を償還せしむるを原則とすべきものなれども新に土地を買入るる爲め若くは土地改良の爲め既に所有せる土地の全部又は一部を抵當として資金を調達せる場合には全體の土地収益を以て年賦金の償還に充て得べきを以て必ずしも抵當土地の収益に拘泥するの要なきは勿論、借入金を工業に使用せる場合の如き抵當地収益を標準として年賦金を定むるの要なく又市街地に於て借入資金を商業に投資せる場合の如き殊に然りと謂はざるべからず。従つて●第十七條及び●第九條の制限あるを以て足れりと爲し明治四十四年貸付の目的を農工水産業に限るの規定を廢止し汎く一般不動産に貸付を爲さしむるに及び本條の

制限を削除したるものなり。

●第二十一條 貸付金ノ年賦償還ニ付キテハ五箇年以内ニ於テ据置年限ヲ定ムヘシ但シ其ノ年限間ノ利子ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ据置年限ハ相手方ノ希望ニ因リ之ヲ定メサルコトヲ得

【最初】 貸付金ノ年賦償還ニ付キテハ一箇年以上五箇年以内ニ於テ据置年限ヲ定ムヘシ但シ其ノ年限間ノ利子ハ此ノ限ニ在ラス

【沿革】 一、明治三十八年三月第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ据置年限ハ相手方ノ希望ニ因リ之ヲ定メサルコトヲ得

二、大正九年八月第一項中「二箇年以上」ヲ削ル

●第十三條 貸付金ノ年賦償還ニ付キテハ五箇年以内ニ於テ据置年限ヲ定ムヘシ但シ其ノ年限間ノ利子ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ据置年限ハ相手方ノ希望ニ依リ之ヲ定メサルコトヲ得

【當初】 貸付金ノ年賦償還ニ付キテハ一箇年以上五箇年以内ニ於テ据置年限ヲ定ムヘシ但シ其ノ年限間ノ利子ハ此ノ限ニ在ラス

【沿革】 大正八年四月「二箇年以上」ヲ削リ左ノ一項ヲ加フ



前項ノ据置年限ハ相手方ノ希望ニ依リ之ヲ定メルサルコトヲ得

据置及其  
の年限

本條は借主の便を圖り年賦償還据置を規定したり。据置とは銀行に於て貸付金の償還請求権を一定期間繼續的に抛棄するを謂ふ。蓋し借入金を以て産業に従ふときは其の事業より収益を得るに至る迄には數年の歳月を要せざるべからず。従つて借入金の利用に因り収益を獲得し得べき時期に至る迄元金を据置き借入金を效果的に利用せしめんとせるものなり。此の据置年限は貸付金授受の日より起算し貸付期間中に算入すべきものとす。据置期間中と雖も元金に對する利子を徴すべきは勿論なり。もと本條は一年以上五年以内に於て据置年限を定むべしと規定したるを以て借主が据置を欲せざる場合に於ても之を強制せざるべからず。此の如きは本條設定の精神に悖るものなるを以て明治三十八年勸業銀行法を改めて据置年限は相手方の希望に依り之を定めざる事を得るものとせり。其の後農工銀行は屢本條(一三)据置年限は一年以内にも短縮する事を得若くは之を定めざる事をも得るやう改正せられん事を要望したるも採納せられずして推移せるが大正八年に至り衆議院の提案に依り農工銀行法を改め一箇年

年以上五箇年以内とあるを五箇年以内とし尙右は相手方の希望に依り定めざる事を得るものとし翌九年政府の提案を以て勸業銀行法中の「二箇年以上」とあるを削除したり。本條に關係ある外國の立法例は次の如し。

外國の立  
法例

獨逸抵當銀行法

第二十條(第一項) 年賦償還ノ開始ハ十箇年ヲ超エザル期間内ニ於テ之ヲ延長スルコトヲ得年賦償還ノ開始延長ノ爲メ約定利子以外ニ或金額ヲ銀行ニ支拂フベキ場合ハ之ヲ貸借證書ニ明記スベシ

●第二十一條ノ二年賦償還期限前天災事變其ノ他避クヘカラサル事故アリタルトキハ五箇年以内ニ於テ更ニ据置年限ヲ定ムルコトヲ得

【沿革】大正九年八月本條ヲ加フ

●第十三條ノ二年賦償還期限前天災事變其ノ他避クヘカラサル事故アリタルトキハ五箇年以内ニ於テ更ニ据置年限ヲ定ムルコトヲ得

【沿革】大正八年四月本條ヲ加フ

中間据置

本條も亦借主の便を圖り中間据置年限を定めたるものなり。中間据置年限設



天災事變  
不可避の  
事故

置の要求は大正四年櫻島の爆發に因る罹災地借主の救済に端を發し同年以來農工銀行は屢天災事變其の他避くべからざる事故ありたるときは更に据置年限を定むべき旨の改正を要望したるが遂に大正八年衆議院提案に依り農工銀行法に本條を追加し翌九年政府提案を以て勸業銀行法に本條の追加を見たるものなり。茲に天災事變其の他避くべからざる事故ありたるときと謂ふは地震火山爆發火災海嘯洪水暴風雨等の如き天災又は戰亂暴動等の事變其の他の不可抗力に因り動産不動産を喪失損壞せるが如き外來的障礙に因り年賦金の償還不能と爲りたる場合を謂ふ。火災保險金を以て其の損害を補填したるとき又は借主の側面にのみ存する履行不能の原因は其の性質の如何を問はず本條の適用なきものとす。一般財界の不況に因る場合亦同じ。

● 第二十二條 債務者年賦金定期償還金又ハ利子ノ拂込ヲ遅延シタルトキハ拂込期日ノ翌日ヨリ其ノ金額ニ對シ利子ヲ仕拂フノ義務ヲ負フ

● 第十四條 債務者年賦金定期償還金又ハ利子ノ拂込ヲ遅延シタルトキハ拂込期日ノ翌日ヨリ其ノ金額ニ對シ利子ヲ仕拂フノ義務ヲ負フ

遅延利子  
支拂義務

本條は債務者が義務の履行を怠りたる場合に生ずる責任を規定したり。通常の場合に於ては借主が利子の支拂を怠るも當然其の利子に對しては遅延利子を生ぜず。必ず豫め特約を要し之なきときは利子の請求に付裁判所の判決を求むるか又は借主の承諾あるを要するを以て本條は斯かる特約若くは裁判上の請求を要せずして遅延の翌日より直ちに利子を支拂ふの義務ある事を定めたり。銀行は債券資金を以て貸付を爲すものなるを以て貸付金の元利金の回収延滞するときは自然債券の元利金の償還不圓滑と爲るべきに因り一つは貸付元利金の回収の促進を圖り一つは延滞に依る損害を補填せしめんとしたるに由るなり。此の如く遅延利子は延滞豫防の制裁と損害の補填とを目的とするものなるを以て約定利率よりも高率ならざれば効果なきものなり。

此の遅延利子に付ては競賣の際民法第三百七十四條の適用上問題あり年賦金と遅延利子又は定期償還金の利子と遅延利子とは通算せらるべきものなりやと云ふ事之なり。若しも年賦金を定期金なりと解するときは右第三百七十四條第二項但書利息其の他の定期金と通じて二年分を超ゆる事を得ずとの規定を適用

民法三七  
四條の適  
用



年賦金と  
遅延利子

せられ年賦金と遅延利子とを通じて最後の二年分に付てのみ抵當權を行ふ事を得るに過ぎざるなり。然れども年賦金は前述の如く法律上割賦元金と利子とを併せ計算し各年を通じて一定平等の償還額を定めたるものにして(勸一九條)時の過程に於て定期的に辨濟期の到達する債權なりと雖も所謂定期金として民法第三百七十四條第一項の適用を受くるものにあらざる事本條に於て年賦金定期償還金又は利子を各個獨立の債權と認め其の拂込を遅延したるときは拂込期日の翌日より其の金額に對し利子を支拂ふべしと規定せるに徴し明かなりと謂ふべし。従つて年年半期毎に拂込むべきかりし年賦金と共に其の年賦金に對し各別に最後の二年分迄の遅延利子に付抵當權を行ふ事を得るものとす。定期償還金とは定期償還貸付元金の事にして貸付當時豫め定まりたる期限に元金を償還せざるときは本條に依り其の拂込期日の翌日より遅延利子を付するものとす。此の遅延利子は民法第三百七十四條第二項に規定せる債務の不履行に因りて生じたる損害に外ならざるを以て同條第一項の適用あり最後の二年分迄抵當權を行ふ事を得。次に本條に規定せる利子は右定期償還元金の約定利子にして時の過

定期償還  
金と遅延  
利子

約定利子  
と遅延利  
子

程に於て年年半期毎に支拂ふべき約定なるに因り之を怠るときは每期拂込むべかりし利子に對し其の拂込むべかりし期日の翌日より本條に依り當然遅延利子を生ずるものなれば之れ亦各別に最後の二年分迄抵當權を行ふ事を得るものなり。尙念の爲め多少疑義あるべき事項に關說するの要あるべし。今若し昭和六年一月一日定期償還の方法に依り年利五分を以て金一萬圓貸付け毎年六月十二月の兩度利子五百圓を支拂ふものとし期限を昭和九年十二月末日とせる場合に於て借主が最初より每期利子の拂込を怠り期限に至るも尙元利金を拂込まざるに因り昭和十年六月競賣を爲したるとき約定利子及び損害金たる遅延利子の計算方法を案ずるに、昭和六年六月拂込むべき利子の延滞は四年、同年十二月拂込むべき利子は三年半、七年六月の分は三年、同年十二月の分は二年半、八年六月分の利子は二年の延滞なるを以て右は各別に拂込むべかりし利子各五百圓に對し最後より起算して二年分の遅延利子を請求し得るも當該期に拂込むべかりし利子各五百圓の内昭和八年上期迄の五期分は請求する事を得ず。且つ昭和十年一月以後は約定利子なきを以て元金に對する遅延利子六月分と前三期分の利子各五



百圓とを併せて請求し得るものとす。然れども右の如く遅延利子を各最後の二年分としたるは抵當權者が次順位の抵當權者に對して抵當權を行使し得る範圍を限定せるに過ぎざるを以て抵當權設定者に對する關係に於て抵當權を制限する事を意味するものにあらざるに依り次順位抵當權者なきとき又は借主に對しては斯かる制限を受けずして其の全額に付請求を爲し得るものなり。

(一) 年賦金の債務關係は元本及び利息の關係にあらざるを以て民法第三百七十四條第一項の規定の適用なきものとす(大正九年(オ)第八八四號同年十二月十八日大審院判決)。

貸付金の消滅時効

尙此の機會に貸付金の消滅時効に就て論述する必要あり。不動産銀行も亦株式會社なるが故に商法の適用あり(四二)各銀行に於て營業として行ふ貸付は商行為なるを以て借主に對しても亦商法の適用あり(二六四條)。貸付金の債權は五年間之を行はざるときは時効に因り消滅するものとす。従つて其の以前に時効中斷の手段を採らざるべからず。又銀行は自己の有する貸付金の債權と抵當權とを共に讓渡する事を得るやに付ては多少の説あらんも資金回收上必要なる限り可能なりと解せざるべからず。借主が拂込を怠り最早競賣の外途なき場合に

抵當附債權讓渡

代位辨濟

於て右債權を讓受くるに付正當の事由の存する者にして之を望む場合には拒否すべき理由なし(例せば單純なる抵當物提供者の如き)。辨濟を爲すに付正當の利益を有する者の代位辨濟も亦同様なり。然れども右は銀行業務の正道にあらざるが故に極めて狹義に解せざるべからざるは論なし。本條に關係を有する外國の立法例次の如し。

外國の立法例

(一) 獨逸バイエルン抵當手形銀行抵當部規則  
第二十六條(第七項) 當銀行ハ十四日以上ノ年賦金延滞ニ對シ滿期日ヨリ五分ノ繼續遲延利子ヲ請求スルコトヲ得

同條(第八項) 當銀行ノ資本金及積立金ヨリ貸付ヲ爲シタル場合ニ於テ十四日以上ノ年賦金ノ延滞アルトキハ滿期日ヨリ支拂期日迄ノ期間ニ對シ各個ノ契約ニ依リテ定メラレタル方法ニ依リ元金ノ利率ヲ引上グ

(二) 佛蘭西不動産信用社團令

第二十八條(第一項) 滿期日ニ支拂ヲ爲サザル年賦金ニハ當然利子ヲ生ズルモノトス

(三) 西班牙不動産銀行及小地主獎勵金庫構成規則



第十條(第四五項) 銀行ハ不動産ノ收入ニシテ支拂期日到来セルモ未拂トナリ居レルモノヲ受取リテ之ヲ銀行ノ債務ノ支拂ニ充當シ同様ニシテ以後ノ果實及收入ヲ取立テ之ヲ以テ先ヅ同不動産ノ必要トスル保存及利用ノ費用ヲ償ヒ然ル後銀行ノ債務ヲ償フモノトス尙銀行ハ債務者ノ承諾ヲ得テ差押不動産ノ收入ニ依リテ其ノ債務ノ取立ヲ繼續シ又ハ承諾ヲ得ザルモ次條ニ定ムル方法ニ依リテ不動産ノ賣却及貸付金抹消ノ處置ヲ爲スコトヲ得

銀行ニ於テ債務者ノ有價證券又ハ有價物ヲ占有スルトキハ之ヲ自己ノ債權ノ拂込ニ充當シ不足差額ニ對シテハ債務者ニ之ガ請求ヲ爲スコトヲ得

西班牙不動産銀行定款

第八十九條 半期支拂期日ニ於テ拂込ヲ爲サザルトキハ何等ノ請求ヲ爲スノ要ナク當銀行ノ利益ノ爲メ年利百分ノ六ノ遅延利子ヲ生ズルモノトス

(四) 瑞西ベルン州抵當金庫法

第十七條(第三項) 支拂期日ニ年賦金ヲ支拂ハザルトキハ重役會ハ遅延利子トシテ定期的ニ定ムル利率ニ依リ利子ヲ徵收スルコトヲ得

(五) 下奧地利州抵當銀行定款

第二十九條 利子若ハ年賦金ハ約定期日ニ遅滞ナク支拂フコトヲ要ス右期日經過後十日間ハ——當銀行ノ其ノ他ノ總テノ權利ヲ留保シ——監督會ノ定ムル遅延利子ヲ未拂ニ對シテ滿期日ヨリ計算シ現金ニテ辨償スベシ

(六) 亞爾然丁國立不動産銀行基本法

第六十八條 拂込金若ハ銀行ヨリ負債トナリ居ル何等カノ金額ノ支拂ヲ延滞セル間ハ銀行ハ其ノ負債ガ全部償還セララル迄年百分ノ八ノ利子ヲ受クルコトヲ得

本法ニ依ル債務ノ拂込延滞ハ本法ニ規定セル期限ノ滿了ニ依リテノミ生ズルモノトス

(七) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第十條(第九項) 借主ガ辨濟ヲ遅滞シタルトキハ單利法ニ依リ年八分ノ遅延利子ヲ支拂フコトヲ要ス(以下省略)

第二十三條 年賦償還ノ方法ヲ以テ借入ヲ爲シタル債務者ハ償還期限前ニ借用金ノ全部若



ハ一部ヲ償還スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ日本勸業銀行ハ定款ニ於テ定ムル所ノ率ニ依リ相當ノ手数料ヲ要求スルコトヲ得

第十五條 年賦償還ノ方法ヲ以テ借入ヲ爲シタル債務者ハ償還期限前ニ借入金ノ全部若ハ一部ヲ償還スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ農工銀行ハ定款ニ於テ定ムル所ノ率ニ依リ相當ノ手数料ヲ要求スルコトヲ得

第二十一條 年賦償還ノ方法ヲ以テ借入ヲ爲シタル債務者ハ償還期限前ニ借入金ノ全部又ハ一部ヲ償還スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ朝鮮殖産銀行ハ定款ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手数料ヲ請求スルコトヲ得

期限前償還權

本條は借主の便を圖り期限前償還の權利を規定したり。凡そ利息附貸借の期限は貸主借主雙方の利益の爲めに定めたるものなるを以て借主は自己の利益を拋棄して期限前償還を爲し得べしと雖も之に因りて相手方の利益を害する事を

償還手数料

得ず從つて貸主の承諾なき以上期限迄の利子を支拂はざるべからず。本條は此の一般原則に對し特例を設けたるものにして其の旨趣は借主に於て土地收益の特に多きとき又は事業上意外の利益ありたるとき若くは所有不動産を賣却したるとき、一般的に金利著しく低下したるとき等の場合に於て未だ償還期は到來せずと雖も借入金金の全部又は一部を償還し以て將來の負擔を減免する事は大に便利とする所なれば借主をして斯かる希望を達せしめんとするに在り。然れども期限前償還權は狹義に嚴格に解せざるべからず。蓋し之を緩にするとときは契約上の期限も其の効果なきに歸すべきに由るなり。尙上來屢論ずるが如く銀行は貸付元利金を算定し之に基きて債券の元利金償還計畫を定め且つ貸付期間中の利子に依りて一切の必要經費を支辨するものなるを以て豫期に反して元金を中途に償還せらるる時は其の利益を害するのみならず場合に依りては貸付に要したる費用さえ補償するの暇なき事あるべし。況んや一部償還の場合に於ては償還年次表其の他を更正する等の手數と費用とを要するが故に此等の損失の賠償を要求するは當然なり。此の賠償は償還手数料の形式を以てす。之れ本條第二



定期貸付金の期限前償還

項に於て銀行に相當の手續料を要求するの權利を附與したる所以なり。尙手續料を適當ならしめんが爲めに法律には明文を置かざるも定款に於て之を定めざるべからずとせり。本條は定期償還貸付金の期限前償還に付ては何等規定せず。蓋し立法當時に於ては債券の引當は年賦償還貸付金のみ限り又之を銀行の本質的業務の第一義的なるものと爲し定期償還貸付金は資本金又は積立金を以て第二義的に行ふものとしたるを以て之を問題とせざりしものと思料せらるるも、既に其の後の法律改正に依り定期償還貸付金をも債券の引當に編入したるに因り其の時を以て定期償還貸付金の期限前償還に付ても本條の適用あるものとせざるべからざりしものなり。然るに本條未だ改正せられざるが故に右は借主との特約に依るの外なし。仍つて勸業銀行は定款を以て之を規定し農工銀行に於ても同様之を定款に定めたるものあり之に基きて借主と特約し居れり。次に尙問題あり借主は年賦据置中と雖も所謂期限前償還を爲すの權利ありやと云ふ事之なり。法文を形式的に見れば据置年限中と雖も期限前に相違なきを以て可能なるが如きも銀行は此の据置に應じて債券の据置を定め債券の据置期間中は銀

据置中の償還

行に於て任意に之を償還する事を得ざるものなるに徴すれば本問は之を消極に解せざるべからず。然れども銀行に於て之に拘らず承諾するは妨げなし。本條に關係を有する外國の立法例次の如し。

外國の立法例

(一) 獨逸抵當銀行法

第十八條(第一項) (既掲ニ付<sup>一七五頁</sup>省略)

同條(第四項) 銀行ハ本條ノ規定ニ從ヒ債務者ノ有スル償還權ノ行使ヲ拒絕シ得ル場合ニ非ザレバ告知ニ際シ償還手数料ヲ受ケ若ハ擔保ヲ供セシムル契約ヲ爲スコトヲ得ズ

(二) 佛蘭西不動産信用社團令

第十條 借主ハ年賦償還ニ依リテ其ノ債務ヲ償還スベキモノトス借主ハ常ニ其ノ負債ノ全部又ハ一部ヲ期限前ニ支拂フコトヲ得

佛蘭西不動産銀行定款

第六十三條(第四項) 抵當貸付若ハ縣町村公共營造物貸付ノ期限前償還ノ場合ニハ當銀行ハ償還元金ノ半箇年利子額ヲ超エザル範圍ニ於テ償還手数料ヲ徴



(三) 西班牙不動産銀行及小地主獎勵金庫構成規則

第九條(第四項) 銀行ノ不動産抵當貸付金ノ債務者ハ其ノ償還金額ガ二百五十  
ペセータスノ正確ナル倍數ニシテ且ツ定款ノ規定スル其ノ他ノ條件ニ一致ス  
ルトキハ其ノ借入金又ハ其ノ一部ヲ何時ニテモ償還スルコトヲ得此ノ場合  
ニ於テ債務者ハ理事會ノ定ムル賠償金ヲ支拂フベシ此ノ賠償金ハ償還期限前  
ニ支拂ハルル元金ノ百分ノ三ヲ超ユベカラズ

(四) 下奧地利州抵當銀行定款

第三十三條(第一項) (既掲ニ付省略)

同條(第八項) 期限前償還ニ付テハ監督會ノ定ムル賠償額ヲ課スルコトヲ得

(五) 和蘭ウエストランド抵當銀行定款

第六十五條 債務者ハ契約ニ依リ定ムベキ賠償ヲ當銀行ニ支拂ヒ契約期限前  
ニ貸付金ノ全部又ハ一部ヲ償還スルコトヲ得

(六) 亞爾然丁國立不動産銀行基本法

第四十六條 債務者ハ現在ノ支拂勘定全部ヲ包含セル拂込期日到来シタル拂  
込金ノ外即金ニテ償還セントスル一部分ノ額又ハ全額ニ對スル三箇月分ニ相  
當スル利子ヲ餘分ニ支拂ヒ且ツ半期分ニ相當スル保険料ヲ支拂ヒ貸付金ノ全  
部又ハ一部ヲ何時ニテモ償還スルコトヲ得

前項ノ一部償還ハ最初ノ借入金額ノ百分ノ五以下ナルコトヲ得ズ

● 第二十四條 債務者ハ借用金ノ五分ノ一以上ヲ償還シタルトキハ其ノ割合ニ應シ抵當物一  
部ノ解除ヲ要求スルコトヲ得其ノ殘額ニ對シテモ亦同シ

● 第十六條 債務者ハ借用金ノ五分ノ一以上ヲ償還シタルトキハ其ノ割合ニ應シテ抵當物一  
部ノ解除ヲ要求スルコトヲ得其ノ殘額ニ對シテモ亦同シ

● 第二十二條 債務者ハ借用金ノ五分ノ一以上ヲ償還シタルトキハ其ノ割合ニ應シテ抵當物  
一部ノ解除ヲ請求スルコトヲ得殘額ニ付借用金ノ五分ノ一以上ヲ償還シタルトキ亦同シ

本條は借主に抵當物の一部解除の請求權を附與したり。年賦償還貸付は長期  
なるを原則とし其の間年年元金を濟崩すが故に年數を経るに従ひ殘元金は少額  
となり抵當物の擔保價格に比して餘裕多額となる事明かなり。然るに其の殘元

抵當物解  
除請求權



金の爲めに最初貸付金全部を擔保するが爲めに設定したる抵當權に依り總ての抵當物が拘束せられ不融通性のものとなるは經濟上不得策なるを以て超過擔保となれる抵當物を適當に解除せしむるの要あり。然れども元金の償還に應じ直ちに之に對應する部分の抵當物解除を請求する事を得るものとせば銀行は其の煩に堪へざるべし。仍つて一定の限度を設け其れ以上償還したるとき抵當物の解除を要求する事を得せしめたり。然れども抵當物が一筆なるときは借主が之を分筆して一部解除の適格性を與ふるに非ざれば之を實現する事を得ざるは言を俟たず。本條前段に於て此の一定限度を借付金の五分の一以上としたるを以て此の五分の一は最初の借付金即ち元金の五分の一のみなりや残元金の五分の一にても可なりやに關し疑義あるべし。之れ本條後段の規定ある所以なり。仍つて残元金の五分の一以上を償還する場合には借主は之を條件として幾回にても抵當物の解除を請求し得るものなり。然れども此の五分の一は一時に五分の一を臨時償還する意味に非ずして年年經過的に年賦金を拂込みたる結果其の額が五分の一以上に達したるときと解すべきものなる事本條の精神に徴し疑な

償還金額の限度

るべしと雖も文理解釋上は一時に五分の一以上を償還したるときは一部解除に應ぜざるべからず。本法立案者は銀行の本質的業務は年賦貸付に在りとせるを以て本條も亦年賦貸付の場合のみを規定せるが如きも文理解釋上定期償還貸付にても期限前貸付金の五分の一以上の償還ありたるとき借主が抵當物の一部解除を請求するに於ては銀行は之に應ぜざるべからざるものとす。

● 第二十五條 日本勸業銀行八年賦金ノ拂込ヲ遅延スル債務者ニ對シ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

● 第十七條 農工銀行八年賦金ノ拂込ヲ遅延スル債務者ニ對シ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

● 第二十三條 朝鮮殖産銀行八年賦金ノ拂込ヲ遅延シタル債務者ニ對シ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ請求スルコトヲ得

延滞に因る期限前償還請求權  
本條は借主の債務不履行に因る貸主の解除權を規定したるものなり。一般原則に依れば借主が債務を履行せざるときは貸主は相當の期間を定めて其の履行を催告し若し其の期間内に履行なきときは契約の解除を爲す事を得べきものな



るも(民法五、四一條)、本條は斯かる手續を要せず苟も借主にして年賦金の拂込を遅延せる事實あるときは銀行は借主に對し何等の催告を要せず償還期限前と雖も期限の利益を失はしめ貸付金の全部償還を請求し得るものとせり。蓋し本條に二つの理由あり。其の一は銀行は債券の發行に依り貸付資金を調達し貸付元利金の回収に因りて之を償還するものにして債券所持人は専ら貯蓄的投資の意味を以て之を買入れたる者なるに依り其の所持人は全國に跨り多數なるを以て債券の元利金にして期日に之を償還する事を得ざるに於ては債券所持人の利益を害する事甚しく延いて銀行の信用を失墜し將來債券の發行困難なるべきを以て貸付金の回収を確實ならしむるの要ありとする事之なり。然れども借主が年賦金を期日に支拂はずと雖も當然期限の利益を失はしむる事は亦銀行に不利益なしとせざるを以て全部償還を請求するや否やの選擇權を銀行に附與したるものなり。銀行が此の權利を行使するや否やは一に借主の延滞事情に因るべし。其の二は斯かる嚴格なる制裁に依り借主の延滞を防止せんとする事之なり。實際上の取扱を看るに銀行に於ては先づ再三其の履行を催告し而も尙借主が拂込を爲さざ

實際上の  
取扱

るときは最後の期日を定め其の期間内に拂込を爲さざる場合は期限の利益を失はしむること全部償還を要求し抵當權を實行すべき事を通告したる上(第三取  
る場合には民法三八  
二條の期間經過後)競賣申請を爲し競賣に付するものとす。抵當權の實行に就ては貸借證書の公正なりや私署なりやは問ふ所に非ざれども個々の年賦金のみに付強制執行を爲さんとする場合は公正證書なるを便利とす。公正證書なるときは直ちに之を公正役場に提出し執行文の附與を受くる事を得。本條に關係ある外國の立法例は次の如し。

外國の立  
法例

(一) 獨逸抵當銀行法

第十五條(第一項) 抵當貸付ノ條件ヲ規定スル細則ハ抵當銀行之ヲ定ム此ノ細則ハ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス此ノ細則中ニハ特ニ規定ノ時期ニ支拂ヲ爲サザル場合ニ債務者ハ如何ナル損害ヲ負擔スベキカ又ハ如何ナル條件ノ下ニ銀行ハ債務者ニ對シ期限前償還ヲ請求スルノ權利アルカラ定ムベキモノトス

(二) 佛蘭西不動産銀行定款



第六十二條 當銀行ハ年賦金ノ拂込ヲ怠リタルモノニ對シ貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得此ノ要求ヲ受ケタル債務者ハ一箇月内ニ其ノ全部ヲ支拂フコトヲ要ス

(三) 西班牙不動産銀行定款

第九十條 半期ノ拂込ヲ怠ルトキハ拂込請求ノ一箇月後貸付金ノ全部償還ヲ請求スルコトヲ得

(四) 下埃地利州抵當銀行定款

第三十二條(第一項) 年賦償還貸付ハ銀行ヨリ之ヲ解約スルコトヲ得ズ但シ銀行ハ左ノ場合ニ於テ貸付金ノ全部又ハ一部ヲ直ニ償還スベキコトヲ請求スルコトヲ得

一 債務者ガ既ニ引續キ二回利子又ハ年賦金ノ拂込ヲ(縱令單ナル補充貸付ノ場合ト雖モ)延滞シタルトキ

(五) 瑞西ベルン州抵當金庫法

第十八條(第一項第一號) 抵當金庫ハ左ノ場合ニ於テ貸付金ノ全部償還ヲ請求ス

ルコトヲ得

一 債務者ガ拂込期日ノ到來セル年賦金ヲ一回又ハ數回拂込マザルトキ但シ最初ノ催告書ガ債務者ニ送達セラレタル日ヨリ三箇月内ニ拂込マザル場合ニ限ル

(六) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第十二條(第十項) 本法ノ規定ノ下ニ資金ノ融通ヲ受ケタル借主ニ於テ(中略)其ノ抵當借入條件又ハ契約條件ニ關シ違背ノ行爲アリタルトキハ該貸付金全部ハ抵當權者ノ選擇ニ依リ直ニ辨濟期限ニ到達スベキコトヲ聯邦農地貸付管理委員會ノ指定スル條件及形式ヲ以テ契約スベシ(但書(省略))

第二十六條 日本勸業銀行ハ抵當物ノ價格減少シ貸付金償還殘額ニ對シ第十八條ノ割合ニ不足ヲ生シタルトキハ増抵當ヲ要求シ若ハ其ノ不足ニ相當スル貸付金額ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

債務者前項ノ要求ニ應セザルトキハ日本勸業銀行ハ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得



第十八條 農工銀行ハ抵當物ノ價格減少シ貸付金償還殘額ニ對シ第十條ノ割合ニ不足ヲ生シタルトキハ増抵當ヲ要求シ若ハ其ノ不足ニ相當スル貸付金額ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

債務者前項ノ要求ニ應セサルトキハ農工銀行ハ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

第二十四條 朝鮮殖産銀行ハ抵當物ノ價格減少シ貸付金償還殘額ニ對シ第二十條ノ割合ニ不足ヲ生シタルトキハ増抵當ヲ請求シ又ハ其ノ不足ニ相當スル貸付金額ノ償還ヲ請求スルコトヲ得

債務者前項ノ請求ニ應セサルトキハ朝鮮殖産銀行ハ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ請求スルコトヲ得

抵當補充  
請求權

右各條は貸付金に對する擔保價格保持の強制規定なり。前述の如く債券の引當は抵當附債權なるに由り抵當物の價格減少するときは其の貸付は超過貸付となり超過貸付に基礎を置く債券は實質的價值なきものなるを以て抵當物の價格維持に關しては嚴密に之を取扱はざるべからず。抵當權は債務者又は第三者が占有を移さずして債務の擔保に付他の債權者に先ちて自己の債權の辨濟を受く

る權利なるが故に抵當物が債務者又は第三者の責に歸すべからざる不可抗力に因り滅失減少したるときは貸主の損失となり、借主の故意怠慢過失等其の責に歸すべき事由に因り滅失減少したるときは之を補充する責任ありと雖も本條は其の原因の如何を論ぜず借主に抵當補充の責任を負はしめたり。銀行に此の如き特權を附與する所以は債券と之が引當たる抵當物との關係、上來屢論述せるが如くなるを以て事公益に關するに由るなり。而して銀行が本條の特權を行使するに付ては左の要件を具備せざるべからず。

其の要件

一 抵當物の價格減少したる事。抵當物の評價は銀行の鑑定に委したるを以て抵當物の價格減少せりや否やの判斷も亦銀行の鑑定に委すべきものなり。若し借主に於て異議あらば裁判を俟つの外なきものなるが故に銀行は斯かる紛争を防止するが爲めに銀行に於て一方的に認むる所に従ふべき旨を豫め貸借證書中に特約するを例とす。抵當物の價格減少する原因は借主の責任に歸するものと然らざるものとあり。(イ)其の有責的原因は農地に在りては必要なる耕作を爲さずして之を放置する事、用水排水其の他の設備を適當に維持修繕せざる事、肥料

價格減少  
の原因



を施さず濫作する等所謂掠奪的耕作を爲す事、其の他土地を毀損し荒廢に歸せしむる事等にして市街地に在りては建物の亂暴なる使用、適當なる維持修繕を爲さざる事、土地建物を毀損し荒廢に歸せしむる事、土地の形狀を變更する事、其の他土地建物の效用を害する事等にして、(四)其の無責的原因は土地建物の自然的減損若くは不可抗力に因る損壞、道路軌道鐵道の位置若くは地域制の變更、中心地の移動又は建物の構造様式形態等の陳腐化不適應化等社會的原因に因る減損なりとす。然れども本條は結果のみに着眼し原因の如何を問はざるものなり。

二 貸付金償還殘額に對し●第十八條●第十條●第二十條の制限に不足を生じたる事。貸付金殘元金とは一回以上年賦を以て償還したる後猶殘存する元金を謂ふなり。然らば本條は年賦償還貸付金の場合に適用あるのみにして貸付償還殘額と稱すべきものなき定期償還貸付(一部償還ある場合は兎も角)の場合に除外せらるるが如し。立法當時の精神は正しく茲にありと推定すべき理由ありと雖も其の後定期償還貸付金も亦債券の引當と爲れるを以て債券所持人の利益を保護する本條の法意に鑑み定期償還貸付にも本條の適用ありと解せざるべからず。實際問題と

しては貸借證書に特約を爲すに於ては斯かる疑義を生ぜず。本條を適用するには貸付金現在額が抵當物の鑑定價格の三分の二を超過するに至りたる事を要す。此の認定も亦銀行の鑑定に従ふべきものなり。

期限前償還請求權

叙上二要件を具備するときは銀行は増抵當を要求し若くは其の不足額に相當する貸付金額の臨時償還を請求する事を得るものとす。即ち借主に於て抵當外土地建物を所有せるときは増抵當を要求すべく若し之を肯ぜず又は之を所有せざるときは不足金額を支拂はしむべきものなり。然れども斯かる要求を爲すや否やは一に銀行の裁量に委し必ずしも強制せず。蓋し風水害等に因り土地建物が損壞し價格減少するも直ちに之を修繕して舊に復する事明かなるに於ては性急に抵當補充の必要なしと謂ふべく、又財界の恐慌に因り一時異常に不動産價格の暴落する事ありと雖も斯かる際に本條を勵行するときは財界の恢復を害ふ事あるべきを以て慎重に考慮せざるべからず。本條に關係ある外國の立法例は左の如し。

外國の立法例

(一) 獨逸抵當銀行法



第十七條(第一項) 抵當ニ供シタル土地及其ノ從物ガ占有者ノ不經濟的行爲以外ノ原因ニ因リ毀損シタル場合ニ於テ價格減少ノ結果法律又ハ定款ノ必要トスル引當ニ不足ヲ生ズルニ至リタルトキハ其ノ不足額ニ付テハ債權者ガ土地ヨリ即時辨濟ヲ受ケ得ル權利アルコトヲ規定シタル民法第千百三十三條及第千百三十五條ノ規定ヲ適用ス銀行ハ土地ノ價格ガ減少セル場合ニハ此ノ不足額ヲ超エテ抵當債權ノ期限前償還ヲ請求シ得ル旨ヲ契約スルコトヲ得ズ

(二) 佛蘭西不動産銀行定款

第六十五條 抵當不動産ガ毀損シ其ノ價格ヲ減ジ若ハ占有權又ハ所有權ニ異動ヲ生ジタルトキハ債權者ハ一箇月以内ニ之ヲ當銀行ニ通知スルコトヲ要ス債權者右通知ヲ怠リタルトキハ拂込延滞ノ場合ト同一ノ賠償金ヲ徵ス

前項ノ通知ナキ爲メ又ハ前記ノ事實ニ依リ當銀行ガ利益ヲ害セラレタルトキハ千八百五十二年二月二十八日ノ勅令第三十二條ニ依リ貸付金ノ全部償還ヲ請求スルコトヲ得

(三) 西班牙不動産銀行定款

第九十五條(第三項) 債務者ハ抵當不動産ガ何等カノ原因ニ因リテ被ムル損失又ハ價格ヲ遞減セシムル一切ノ事實又ハ債權者ノ所有權ヲ危クスベキ若ハ奪フベキ一切ノ事實ヲ一箇月以内ニ銀行ニ通知スベシ此ノ義務ヲ怠ルトキハ銀行ハ貸付金ノ期限前償還及百分ノ三ノ賠償金ヲ請求スルコトヲ得

(四) 瑞西ベルン州抵當金庫法

第十八條(第一項) 抵當金庫ハ左ノ場合ニ限り貸付金ノ全部償還ヲ請求スルコトヲ得(一、二號省略)

三 抵當物ガ其ノ價格ヲ減ジ第三條ニ定ムル擔保價格ヲ有セザルニ至リタルコトヲ抵當金庫ニ於テ認メタルトキ抵當金庫ガ請求ヲ爲シタルトキヨリ三箇月以内ニ必要ナル貸付擔保物ヲ増加セザルトキ又ハ此ノ擔保物ノ存在ガ市町村會ノ宣言(債務者ノ費用ヲ以テ行ハル)ニ依リテ證明セラレザルトキ

(五) 下奧地利州抵當銀行定款

第三十二條(第一項) 抵當貸付ニ於テハ左ノ場合銀行ハ貸付金ノ全部又ハ一部ヲ直ニ償還スベキコトヲ請求スルコトヲ得(一號省略)



二 抵當物ノ價格ガ監督會ノ認ムル所ニ依リ貸付ノ擔保力ヲ脅カス程度ニ減少シタルトキ

(六) 亞爾然丁國立不動産銀行基本法

第五十二條(第二項) 債務者ハ財産ニ付生ズル一切ノ損害若ハ事實ニシテ銀行ノ權利ヲ減少シ又ハ其ノ利益ヲ害スルニ至ルガ如キモノヲ銀行ニ通知スル義務ヲ有ス右通知ハ前記事實ノ生ジタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲ス義務アルモノトス通知ヲ爲サザルトキハ銀行ハ貸付金ノ即時償還ヲ請求シ若ハ普通ノ延滞貸付金ノ方法ニ依リ清算決濟ヲ行フコトヲ請求スルコトヲ得

● 第二十七條 抵當不動産ノ全部若ハ一部カ土地收用法ニ依リ收用セラルル場合ニ於テ日本勸業銀行ハ償還期限前ト雖貸付金ノ償還ヲ要求スルコトヲ得但シ債務者ニ於テ收用補償金ヲ供託シ又ハ相當ノ不動産ヲ以テ増抵當トスルトキハ此ノ限ニ在ラス  
其ノ收用一部ニ止マルトキハ償還ノ要求モ其ノ割合ニ應スヘキモノトス

● 第十九條 抵當不動産ノ全部若ハ一部カ土地收用法ニ依リ收用セラルル場合ニ於テ農工銀行ハ償還期限前ト雖貸付金ノ償還ヲ要求スルコトヲ得但シ債務者ニ於テ收用ノ補償金ヲ

收用に因る期限前償還請求權

供託シ又ハ相當ノ不動産ヲ以テ増抵當トスルトキハ此ノ限ニ在ラス

其ノ收用一部ニ止マルトキハ償還ノ要求モ其ノ割合ニ應スヘキモノトス

本條は抵當物が強制的に收用せらるる場合に於ける銀行の權利を保護する規定なり。抵當物が任意に第三者に譲渡せらるるも抵當權の效力に何等影響する所なしと雖も土地收用法に依り收用せらるる場合は抵當權は消滅し其の補償金に對し抵當權を實行し得るに過ぎず。而も其の收用にして債權の償還期限前なる時は其の期日の到來する迄は之を實行する事を得ず假差押を爲すの外なし。銀行の貸付は年賦償還の長期なるは勿論定期償還と雖も其の期限五年以内なるを以て斯かる一般原則に従ふときは不利なるを免れざるに由り土地收用法に依り抵當物の收用せらるるときは償還期限前と雖も其の補償金を以て償還に充つべきものとせり。本條に「期限前と雖も貸付金の償還を要求する事を得」と規定せるは抵當物の一部にして收用せらるるも他の部分の鑑定價格と貸付金現在高との割合が法定の比率を保持するに於ては收用部分の無償解除を爲し得べきに由るなり。又無償解除を爲す事を得ざる場合にても借主に於て補償金を供託し



補償金に  
對する抵  
當權の實  
行

又は之に相當する代抵當を提供したるときは必要なる擔保は保持せらるるが故に期限前償還を求むるの要なし。然れども補償價格低廉にして其の補償金の償還のみにては殘元金と鑑定價格との法定比率を保つ事能はざるときは其の不足額に付ても償還を請求し得べきものと解せざるべからず。尙抵當物の收用一部に止まるときは償還の請求も亦其の割合に依るべき事論なし。土地收用法第六十五條に依れば補償金に對し抵當權を行ふに當りては其の拂渡前之を差押へざるべからず。若しも差押前借主に於て其の債權を第三者に讓渡したるときは抵當權者は最早差押に因り之を保全するに由なく消滅に歸するものなるに因り貸主は常に多大なる注意を要し其の時機を失するときは不測の損害を被むるの虞あり。然れども之が差押には手數と費用とを要し不便尠からざるに因り此の場合には土地收用者に於て補償金を供託し又は直接之を抵當權者に拂渡す事に改むるの要ありと思料す。

(二三) 昭和五年(ノ)第八四四號同年九月二十三日大審院判決。

●第二十一條 削除

【最初】農工銀行ハ第六條ノ貸付ヲ爲シタル場合ニ於テ債務者カ貸付ノ目的ニ反シ貸付金ヲ使用スルトキハ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得  
【沿革】明治四十四年三月本條ヲ削ル

貸付金使  
途違反に  
因る全部  
償還請求  
權

本條はもと二つの目的を以て規定せられたるものにして其の一は貸付資金が豫定の如く生産的に使用せられざれば償還に困難を生じ銀行の貸付は危険となるべきを以て斯かる事なきよう銀行の利益を保護する事其の二は借主が借入金を不生産的に使用する事を防止する事なり。農工銀行設立の目的を達し之をして殖産上効果的ならしめ農工業者をして不生産的起債の弊に陥らざらしめんと欲せば本條の規定は決して忽諾に付すべきに非ずとして設けたるものなり。然れども既論の如き事由に因り明治四十四年貸付金の目的及び其の用途の制限を削除すると同時に本條も亦當然の結果として削除せられたり。

⑤ 第十一條 北海道拓殖銀行ハ第七條第一號及第二號ノ貸付ヲ爲シタル場合ニ於テ債務者カ貸付ノ目的ニ反シ貸付金ヲ使用シタルトキハ償還期限前ト雖其ノ貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得



貸付金使  
途違反に  
因る全部  
償還請求  
權

本條は貸付金使途違反に因る銀行の解除權を規定したり。即ち不動産抵當年賦貸付金又は不動産若くは漁業權抵當定期償還貸付金を借主に於て貸付の目的に反して使用せるときは銀行は償還期限前と雖も貸付金の全部償還を請求する事を得るものとせり。蓋し貸付の目的とは本法第一條に規定せる北海道及び樺太の拓殖事業の爲めに使用せしむるに在り。然れども銀行貸付金は總て拓殖事業に使用するものなりと云ふが如くに抽象的に解せざるべからず。然らざれば曾つて農工銀行の貸付金の使途を制限せる時代の如く膠柱の歎あるべし。尤も本條は任意規定なるを以て貸付金の使途違反あるも必ずしも之を適用するに及ばずとせば斯かる規定は無用なるべし。農工銀行法に於て最初第一條竝に第七條を以て具體的に資金の用途を列舉し第二十一條を以て借主が貸付の目的に反して之を使用するときは期限前と雖も全部償還を請求する事を得る旨を規定せるも實情に適せず明治四十四年を以て之を廢止したること前論の如し。本條に關係ある外國の立法例を擧ぐれば次の如し。

外國の立  
法例  
(一) 下奧地利州抵當銀行定款

第三十二條(第一項) 年賦償還貸付ハ銀行ヨリ之ヲ解約スルコトヲ得ズ但シ左ノ場合ニ於テハ直ニ貸付金ノ全部又ハ一部ノ返還請求ヲ爲スコトヲ得(第一號)  
二 地方自治體貸付ニ於テ一定ノ目的以外ニ貸付金ヲ使用シタルトキ(以下)  
(二) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第十二條(第一項) 本法ノ規定ノ下ニ資金ノ融通ヲ受ケタル借主ガ借入金ノ全部若ハ一部ヲ借入申込書ニ記載シタル目的以外ニ支出シタルトキ(中略)ハ該貸付金全部ハ抵當權者ノ選擇ニ依リ直ニ辨濟期限ニ到達スベキコトヲ聯邦農地貸付管理委員會ノ指定スル條件及形式ヲ以テ契約スベシ(但書)  
(省略)

第二十八條 無抵當ニテ借入ヲ爲シタル府縣市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ於テ年賦金定期償還金又ハ利子ノ拂込期日ヲ過キ之ヲ拂込マサルトキ又ハ期限前ノ償還要求ニ對シ其ノ拂込ヲ爲ササルトキハ日本勸業銀行ハ監督官廳ニ其ノ處分ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ日本勸業銀行ハ府縣ニ對シテハ内務大臣ニ市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ對シテハ第一次監督官廳ニ其ノ請求ヲ爲スヘシ



監督官廳請求ヲ受ケタルトキハ府縣市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ命令シテ延滞金及第二十二條ノ利子ヲ拂込マシムヘシ

【最初】無抵當ニテ借入ヲ爲シタル府縣郡市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ於テ年賦金、定期償還金又ハ利子ノ拂込期日ヲ過キ之ヲ拂込マサルトキハ日本勸業銀行ハ監督官廳ニ其ノ處分ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ日本勸業銀行ハ府縣ニ對シテハ内務大臣ニ郡市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ對シテハ第一次監督官廳ニ其ノ請求ヲ爲スヘシ

監督官廳請求ヲ受ケタルトキハ府縣郡市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ命令シテ延滞金及第二十二條ノ利子ヲ拂込マシムヘシ

【沿革】一、明治三十八年三月第一項中「之ヲ拂込マサルトキ」ノ下ニ「又ハ期限前ノ償還要求ニ對シ其ノ拂込ヲ爲ササルトキ」ヲ加フ

二、大正十五年三月本條中「郡」ヲ削ル

●第二十條 無抵當ニテ借入ヲ爲シタル府縣市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ於テ年賦金、定期償還金又ハ利子ノ拂込期日ヲ過キ其ノ拂込ヲ爲ササルトキ又ハ期限前ノ償還要求ニ對シ其ノ拂込ヲ爲ササルトキハ農工銀行ハ監督官廳ニ其ノ處分ヲ請求スルコト

ヲ得

前項ノ場合ニ於テ農工銀行ハ府縣ニ對シテハ内務大臣ニ市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ對シテハ第一次監督官廳ニ其ノ請求ヲ爲スヘシ

監督官廳請求ヲ受ケタルトキハ府縣市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ命令シテ延滞金及第十四條ノ利子ヲ拂込マシムヘシ

【最初】無抵當ニテ借入ヲ爲シタル市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ於テ年賦金、定期償還金又ハ利子ノ拂込期日ヲ過キ之ヲ拂込マサルトキハ農工銀行ハ監督官廳ニ其ノ處分ヲ請求スルコトヲ得

監督官廳前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ命令シテ延滞金及第十四條ノ利子ヲ拂込マシムヘシ

【沿革】一、明治三十六年六月「市町村」ノ上ニ「郡」ヲ加フ

二、大正九年八月第一項中「之ヲ拂込マサルトキハ」ヲ「其ノ拂込ヲ爲ササルトキ又ハ期限前ノ償還要求ニ對シ其ノ拂込ヲ爲ササルトキハ」ニ改ム

三、大正十五年三月「郡」ヲ削ル

四、昭和六年三月「市町村」ノ上ニ「府縣」ヲ加ヘ「前項」ノ「ヲ削リ第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ前項ノ場合ニ於テ農工銀行ハ府縣ニ對シテハ内務大臣ニ市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公



共團體ニ對シテハ第一次監督官廳ニ其ノ請求ヲ爲スヘシ

⑥ 第十一條ノ二 無擔保ニテ借入ヲ爲シタル北海道市町村其ノ他ノ公共團體ニ於テ年賦金定期償還金又ハ利子ノ拂込期日ヲ過キ其ノ拂込ヲ爲ササルトキ又ハ期限内ノ償還要求ニ對シ其ノ拂込ヲ爲ササルトキハ北海道拓殖銀行ハ監督官廳ニ其ノ處分ヲ請求スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ北海道拓殖銀行ハ北海道ニ對シテハ内務大臣ニ市町村其ノ他ノ公共團體ニ對シテハ第一次監督官廳ニ其ノ請求ヲ爲スヘシ

監督官廳請求ヲ受ケタルトキハ市町村其ノ他ノ公共團體ニ命令シテ延滞金及遲延利子ヲ拂込マシムヘシ

【沿革】一、大正九年七月左ノ如ク本條ヲ加フ

- 第十一條ノ二 無擔保ニテ借入ヲ爲シタル區町村其ノ他ノ公共團體ニ於テ年賦金定期償還金又ハ利子ノ拂込期日ヲ過キ其ノ拂込ヲ爲ササルトキ又ハ期限内ノ償還要求ニ對シ其ノ拂込ヲ爲ササルトキハ北海道拓殖銀行ハ監督官廳ニ其ノ處分ヲ請求スルコトヲ得
- 監督官廳前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ區町村其ノ他ノ公共團體ニ命令シテ延滞金及遲延利子ヲ拂込マシムヘシ
- 二、大正十五年三月「區」ヲ「市」ニ改ム
- 三、昭和六年三月「市町村」ノ上ニ「北海道」ヲ加ヘ「前項」ノ「ヲ」削リ第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テ北海道拓殖銀行ハ北海道ニ對シテハ内務大臣ニ市町村其ノ他ノ公共團體ニ對シテハ第一次監督官廳ニ其ノ請求ヲ爲スヘシ

⑥ 第二十五條 無擔保ニテ借入ヲ爲シタル公共團體其ノ他ノ法人カ年賦金定期償還金若ハ利子ノ拂込ヲ遲延シ又ハ期限内ノ償還請求ニ對シ拂込ヲ遲延シタルトキハ朝鮮殖産銀行ハ其ノ法人ノ監督官廳ニ拂込ニ關スル處分ヲ請求スルコトヲ得

監督官廳前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ公共團體其ノ他ノ法人ニ命令シテ延滞金及遲延利子ヲ拂込マシムヘシ

拂込強制  
處分請求  
權

本條は公共團體に對する拂込強制に付特別の便宜を規定したり。借入を爲したる公共團體にして債務を履行せざるときは個人會社に對すると同様司法裁判所に救済を仰ぐ事を得るは勿論なりと雖も此の如きは銀行に取り煩勞多きと共に公共團體に於ても避くべき事なるを以て行政監督の作用に依り公共團體に對し其の義務を強制するものとせり。即ち公共團體が拂込を爲さざるときは銀行は本條に依り借主が北海道又は府縣なるときは内務大臣市町村水利組合等なるときは道長官若くは府縣知事に事情を申告し延滞者に對し其の拂込を命令せら



れん事を請求する事を得。監督官廳にして此の請求を受けたるときは該公共團體に命令を發し拂込に必要なる支出豫算を議決せしめ若し之を議決せざる時は之を強制して支出せしむるものとす(三制一六三條町制一四)市條水利組合法七六條。但し監督官廳に於て此の處分を爲すは豫め起債認可を與へたる場合に限る。本條を無抵當貸付のみに限りたるは不動産を抵當と爲したる場合は當然抵當權の實行に依り回収するを得べく行政監督の作用を俟つの要なきに由るなり。尙本條の規定あるが故に裁判上の請求を禁ぜられたるものに非ざるに依り銀行は監督官廳の處分效果なきに於ては此の方法に依る事を妨げざるべし。もと本條は「拂込期日を過ぎ之を拂込まざるべきのみとせり。蓋し公共團體は借入金と借入の目的外に使用して期限前償還を求めらるべき筈なしと認め期限前償還に關する規定を設けざりしものなるが實際上豫期に反し之を理由として期限前償還を請求せざるべからざる事例ありしに由り此の缺陷を補ふ爲め明治三十八年勸業銀行法を改正して本條第一項中之を含む事を明定し、更に大正九年に至り農工銀行法の本條第一項中にも同様の改正を施し同時に北海道拓殖銀行法中新に本條(拓十三條)を追加し、

越えて昭和六年拓殖銀行に北海道に對する無抵當貸付の途を開きたる際之に對應して北海道に對する處分請求の規定をも加へたるものなり。期限前償還請求に關する規定を追加せる理由前述の如くなりとせば既に貸付の目的(北拓には)を撤廢せる大正九年に於ては農工銀行法を改正するの要なかりしに非ずやと思料せらるるも右は年賦金の拂込遅延を理由として期限前償還を要求したるとき之を拂込まざる場合をも含むや否やの疑問を解決する爲め仍ほ必要なりしものなりとす。

●第二十九條 日本勸業銀行ハ農工債券、北海道拓殖債券、産業債券又ハ朝鮮殖産銀行ノ發行スル債券ヲ引受クルコトヲ得

【最初】日本勸業銀行ハ農工銀行法ニ依リ設立シタル各農工銀行ノ發行スル農工債券ヲ引受クルコトヲ得

【沿革】一、大正九年八月「農工銀行法ニ依リ設立シタル各農工銀行ノ發行スル農工債券」ヲ「農工債券、北海道拓殖債券又ハ朝鮮殖産銀行ノ發行スル債券」ニ改ム

二、大正十二年四月「北海道拓殖債券」ノ下ニ「産業債券」ヲ加フ

本條はもと勸業銀行が農工銀行を援助して之に資金を融通し以て相提携して



債券引受  
農工債券  
北海道拓  
殖債券  
業債券朝  
鮮殖産債  
券

殖産興業の實を擧ぐるの途を開きたるものなり。農工銀行は勸業銀行と同様債券を發行し得れども其の營業一地方に限り規模亦小なるに依り最初より農工債券の廣く流通する事は望み難かるべしと雖も農工銀行にして債券を以て資金を吸収し得ざるに於ては殆んど其の設立の目的を達する事能はざるべきを以て勸業銀行をして之を援助せしむるの要ありとして設けたるものなり。然し乍ら勸業銀行と雖も無限に農工債券を引受くる事能はざるに由り定款を以て農工債券の引受高は其の發行高の三分の一を超過する事なしと規定せり。故に農工債券は自行に於て殘額三分の二の募集確實なるに非ざれば發行するを得ず。又勸業銀行に於ても農工債券を引受けたる後其の市價にして引受價格よりも低落するときは其の差額は決算上銷却せざるべからざるに因り低利なる農工債券には應募し得ざるに至れり。其の後大正七年に至り此の定款の規定は削除せられたれども其れは兎に角本條はもと農工債券のみを規定したるものなりしが大正九年北海道拓殖銀行法を改正して同行債券の資本金額に對する發行制限額を増加せる際同債券の發行を援助する爲め本條に北海道拓殖債券を加へ亦同時に朝鮮殖

産債券をも加へ越えて大正十二年衆議院の提案に依り産業組合中央金庫法を制定すると同時に同金庫の債券發行を援助する爲め亦衆議院の提案に依り産業債券を加へたるものなり。尙本條は「朝鮮殖産銀行の發行する債券」と規定したれども右は大正十三年朝鮮殖産銀行の建議に依り朝鮮殖産銀行令第五章の標題を「朝鮮殖産債券」に改めたるを以て其の後條文整理の機會に於て右固有名稱に改正すべかりしものなり。

●第三十條 日本勸業銀行ハ農工債券北海道拓殖債券産業債券又ハ朝鮮殖産銀行ノ發行スル債券ヲ引受ケムトスル場合ニ於テ農工銀行北海道拓殖銀行産業組合中央金庫又ハ朝鮮殖産銀行ノ業務及財産ノ實況ヲ調査スルコトヲ得

【最初】日本勸業銀行ハ農工債券ヲ引受ケムトスル場合ニ於テ農工銀行ノ業務及財産ノ實況ヲ調査スルコトヲ得

【沿革】一、大正九年八月「農工債券」ノ下ニ「北海道拓殖債券又ハ朝鮮殖産銀行ノ發行スル債券」ヲ「農工銀行」ノ下ニ「北海道拓殖銀行又ハ朝鮮殖産銀行」ヲ加フ

二、大正十二年四月「北海道拓殖債券」ノ下ニ「産業債券」ヲ、「北海道拓殖銀行」ノ下ニ「産業組合中央金庫」ヲ加フ



勸業銀行をして安じて各種債券を引受けしめんと欲せば其の引受けんとする債券發行者の業務及び財産の實況を調査するの必要あるは當然なるを以て本條は此の調査の權利を勸業銀行に附與したるものなり。

第三十一條 日本勸業銀行ハ農工銀行ノ年賦償還貸付金ノ債權及其ノ擔保タル抵當權ヲ擔保トシテ年賦償還ノ方法ニ依リ貸付金ヲ爲スコトヲ得

【沿革】一、明治三十五年四月第三十一條ノ一トシテ本條ヲ加フ

二、昭和六年三月第三十一條ノ一ヲ第三十一條トス

第三十二條ノ二 日本勸業銀行ハ府縣市ノ爲ニ其ノ金錢出納ノ取扱ヲ爲スコトヲ得

【沿革】一、大正十年四月第三十二條ノ二トシテ本條ヲ加フ

二、大正十五年三月郡ヲ削ル

第二十四條 農工銀行ハ日本勸業銀行又ハ他ノ農工銀行ノ代理店タルコトヲ得

農工銀行ハ府縣市ノ爲ニ其ノ金錢出納ノ取扱ヲ爲スコトヲ得

農工銀行ハ日本勸業銀行ノ貸付ヲ代理シタル場合ニ於テハ日本勸業銀行ニ對シ債務者ノ爲ニ債務ノ保證ヲ爲スコトヲ得

農工銀行ハ年賦償還貸付金ノ債權及其ノ擔保タル抵當權ヲ擔保トシテ日本勸業銀行ヨリ

年賦償還ノ方法ニ依リ借入金ヲ爲スコトヲ得

農工銀行ハ不動産ヲ抵當トスル債權抵當證券ヲ含ムヲ質トシテ日本勸業銀行ヨリ定期償還ノ方法ニ依リ借入金ヲ爲スコトヲ得

【最初】農工銀行ハ日本勸業銀行ノ代理店タルコトヲ得

【沿革】一、明治三十二年三月第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ

農工銀行ハ府縣ノ爲ニ其ノ金錢出納ノ取扱ヲ爲スコトヲ得

二、明治三十三年三月第二項中「府縣」ノ下ニ「郡市」ヲ加ヘ更ニ第三項トシテ左ノ一項ヲ加フ

農工銀行ハ日本勸業銀行ノ貸付ヲ代理シタル場合ニ於テハ日本勸業銀行ニ對シ債務者ノ爲ニ債務ノ保證ヲ爲スコトヲ得

三、明治三十五年四月第四項トシテ左ノ一項ヲ加フ

農工銀行ハ年賦償還貸付金ノ債權及其ノ擔保タル抵當權ヲ擔保トシテ日本勸業銀行ヨリ年賦償還ノ方法ニ依リ借入金ヲ爲スコトヲ得

四、大正十五年三月第二項中「郡」ヲ削ル

五、昭和六年三月第一項中「日本勸業銀行」ノ下ニ「又ハ他ノ農工銀行」ヲ加ヘ更ニ第五項トシテ左ノ一項ヲ加フ

農工銀行ハ不動産ヲ抵當トスル債權抵當證券ヲ含ムヲ質トシテ日本勸業銀行ヨリ定期償還ノ



方法ニ依リ借入金ヲ爲スコトヲ得

第七條 北海道拓殖銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス(必要以外ノ項目省略)

八 他銀行ノ業務代理

【沿革】一、明治三十八年三月第九條ノ二トシテ左ノ一條ヲ加フ  
第九條ノ二 北海道拓殖銀行ハ日本銀行、日本勸業銀行及日本興業銀行ノ代理店トナルコトヲ得

二、大正五年三月右條文ヲ削リ別ニ第七條第一項第八號ヲ設ク

第二十七條 朝鮮殖産銀行ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ他ノ銀行又ハ東洋拓殖株式會社ノ業務ヲ代理スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ貸付ノ代理ヲ爲シタ場合ニ於テハ朝鮮殖産銀行ハ債務者ノ爲ニ債務ノ保證ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 朝鮮殖産銀行ハ公共團體ノ爲ニ其ノ金銭出納ノ取扱ヲ爲スコトヲ得

附帶的業務 右各條は銀行の附帶的業務を規定したるものなり。此等は法文を設けられたる年次に依り各項目に分ちて説明するを便とす。

公金取扱 農工銀行の公金取扱に付ては古き歴史あり(詳細は拙著全國農工銀行發達史參看)。最初各府縣は農

工銀行と密接なる關係を有するが故に其の金銭出納を之に取扱はしむるを便利とし農工銀行も亦之を熱望し定款作成の際大藏省は之を差支なしとせり。然るに大藏省は實施早々實績に徴し農工銀行の性質に適せずと認め之を禁止せんと企てたるも農工銀行の切望に依り嚴格なる條件を附して許容する事となり且つ同時に市町村の金銭取扱をも許容せり。然るに其の後又亦大藏省内に禁止論起りたるが一旦之を許容せるものなるを以て寧ろ明文を以て許容するに若かずと爲し明治三十二年府縣の爲めに金銭出納を取扱ひ得る旨を規定したり。次で明治三十三年更に「郡市」を追加し大正十五年郡制廢止の結果郡を削除したり。之より先き大正十年勸農任意合併法律の公布と同時に從來公金取扱を爲せる農工銀行を合併したるとき引續き之が取扱を爲し得るの途を開く爲め第三十二條の二を設けたるものなり。朝鮮殖産銀行に在りては最初より公共團體の爲め其の金銭取扱を爲し得るものとせり。北海道拓殖銀行法には之に關する明文なしと雖も他銀行業務の代理として之が取扱を爲し居れり。本條に關係を有する外國の立法例は次の如し。



亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第六條 本法ニ依リ設立セラレタル各聯邦土地銀行及株式土地銀行ハ大藏大臣ノ指定アルトキハ該大臣ノ定ムル規定ニ基キ關稅收入以外ノ一般公金ノ保管ニ任ジ且ツ政府ノ財務取扱機關タルコトヲ得(以下省略)

代理店

勸業銀行の業務をして各地要所に普及せしめんが爲めには支店を設くるの外幾多の代理店を設くる必要あり此の代理店としては固より普通銀行を使用するも可なりと雖も其の性質相類似し且つ密接の關係を有する農工銀行を其の代理店とするに於ては雙方の便利尠からずとして農工銀行に此の働きを爲す事を許容せるものなり。尙農工銀行は相互の利便を圖る爲め他の農工銀行の代理店たる事を得るものとせり。北海道拓殖銀行は勸業銀行の代理店たる事を得るは勿論廣く他銀行の代理店たる事を得朝鮮殖産銀行も亦廣く他の銀行又は東洋拓殖株式會社の代理店たり得るものとせり。

代理貸付

代理貸付制度は農工銀行の資金難を緩和するが爲めに明治三十三年新に設けられたるものなり。前項所論の如く立法當時既に農工債券發行難を豫想し勸業

銀行をして之を援助せしむるの規定を設けたりと雖も當時勸業債券も亦我國に最初の制度なれば之が普及容易ならざるに因り各行の農工債券を悉く引受くる事難く且つ前項の如き決算上の損失も考慮せざるべからず。又農工債券發行額は縱令勸業銀行に於て其の三分の一を引受くるも尙自行の力を以て残り三分の二の募集見込確實なるに非ざれば募集に着手する事を得ず。然るに農工債券は割増附勸業債券の影響を被むりて發行難に陥り全國農工銀行設立以來之を發行せるもの僅數行にして而も其の成績良好ならず。此の場合に於て他面勸業銀行は營業區域全國に及ぶも小額貸付の爲めに一々出張鑑定を爲すに於ては收支相償はず之を借主に負擔せしむるに於ては借主は僅かなる資金調達の爲めに多大なる費用を要するの不利あるが故に實現し難き状態に在り。仍つて勸業銀行の資金を農工銀行の保證を以て貸付せしむるに於ては勸業銀行の貸付も安全となり費用も嵩まず又農工銀行に於ても貸付資金と共に相當手数料を取得するを以て一舉兩得共存共榮の途なりとして設けられたるものなり。最初此の制度も餘り效果なく次項述ぶるが如き特別擔保貸付の制度を設けたるも之亦效果的なら



ず農工債券に割増金を附せんとするも許されず。遂に農工銀行の資金難を救ふの途は勸農一致協力して勸業債券を募集し其の資金を適當に農工銀行代理貸付資源に充當するの外なしと云ふに一致し、明治四十年より大正六年の交に至るまで勸農兩銀行共に此の代理貸付制度に因り顯著なる發展を持続したり。其の後農工債券の發行容易なるに及びて本貸付は逐年減少する状態に在り。北海道殖銀行及び朝鮮殖産銀行に於ても亦勸業銀行の代理貸付を爲し得るものとす。

特別擔保  
貸付

特別擔保貸付制度も亦農工銀行の資金難を緩和する爲め明治三十五年新に設けたるものなり。當時農工銀行は資金吸收策として借入金を爲し得るの途を開かれん事を望みしも借入金を許すに於ては其の債權者と農工債券所持人との權利の優劣に付問題を生ずとして許されず、農工債券に割増金を附せんとする要望も本制度は之れ以上擴張するを得ずとして許されず、代理貸付も其の都度勸業銀行と煩雜なる交渉あり取扱に慣れず。已むを得ず何等かの方法を以て更に尙自主的に使用し得る資金を調達せざるべからずと苦慮したる結果考案せられたるもの即ち本制度なりとす。明治三十五年偶々耕地整理法の改正あり之に依れば

全國を通じ約百萬町歩の耕地を整理する豫定なるが農工銀行の現状に於ては到底之に所要資金を融通するを得ざる事明かなり。果して然らば割増附債券の特權資金を勸業銀行より農工銀行に融通せしめ之に充當するは當然なりとし衆議院の提案に依り農工銀行は年賦償還貸付金の債權及び其の擔保たる抵當權を擔保として勸業銀行より年賦償還の方法に依り借入金を爲す事を得、又日本勸業銀行は右に依り貸付金を爲す事を得と定めたるもなり。農工銀行が自己の有する債權を質として勸業銀行の擔保に供するときは勸業銀行は其の質權行使の結果として抵當權を實行し得るを以て該債權の擔保たる抵當權をも擔保に供する旨を規定するの要なきが如しと雖も勸業債券は抵當權を基礎として發行するものなるが故に質權行使の結果抵當權を實行し得るのみを以て満足するを得ず必ず直接抵當權を取得せざるべからず。之れ本條の規定を設けたる所以なり。尙本條の貸付を第三者に對抗するには既設抵當權に附記登記を爲す事を要す。本制度も實行上種種煩雜なる手数を要し不便尠からず遂に豫期の如く活用せられずして終れり。



債權質借  
入

抵當附債權質借入も亦農工銀行の資金調達の便宜の爲め昭和六年新に設けられたるものなり。即ち農工銀行は不動産を抵當とする債權(抵當證券を含む)を質として日本勸業銀行より定期償還の方法に依り借入金爲す事を得。

●第三十一條ノ二 日本勸業銀行ハ不動産ヲ抵當トスル債權抵當證券ヲ含ムヲ質トシテ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得

第十六條第一項、第十七條、第十八條、第二十六條及第二十七條ノ規定ハ前項ノ貸付ノ擔保タル債權ニ附隨スル抵當權及其ノ目的タル不動産ニ之ヲ準用ス

【沿革】 昭和六年三月本條ヲ加フ

●第七條ノ三 農工銀行ハ第六條第二號ノ制限内ニ於テ不動産ヲ抵當トスル債權抵當證券ヲ含ムヲ質トシ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得

第八條第一項、第九條、第十條、第十八條及第十九條ノ規定ハ前項ノ貸付ノ擔保タル債權ニ附隨スル抵當權及其ノ目的タル不動産ニ之ヲ準用ス

【沿革】 昭和六年三月本條ヲ加フ

●第七條ノ二 北海道拓殖銀行ハ五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トスル債權抵當證券ヲ含ムヲ質トスル貸付ヲ爲スコトヲ得

附帶的業  
務

債權質貸  
付

抵當證券  
質貸付

抵當證券  
の性質

【沿革】 昭和六年三月本條ヲ加フ

本條は抵當附債權資金化の爲め昭和六年新に設けられたるものなり。我國の不動産抵當債務は六十數億圓(抵當證券立法當時)に達し而も専門不動産金融機關以外に於て巨額の不動産貸付を行へる實情にして斯かる資金の固定が經濟上に及ぼす影響は甚大なるものあり。昭和二年金融恐慌以來之が資金化は切實なる朝野の問題となり同年農工銀行は其の方策として抵當附債權を質とする貸付の途を開かれん事を要望せるが勸業銀行は更に進んで徹底的の方策として抵當證券法の制定を建白せり。即ち現行法に於ては不動産抵當債權者が其の抵當附債權を流動化する有効簡便なる方法なきに因り平時に於ても財界變調の際に於ても常に多大の不便あるを以て抵當證券制度を創設して不動産抵當附債權を證券化し固定的状態にある債權を流動化して不動産金融に一生面を打開せんとするにあり。政府は此の建白を採用して昭和六年抵當證券法を公布したり。抵當證券は不動産抵當附債權を證券化せるものにして大體に於て手形に不動産抵當權を化體せしめたる形式のものなり。現行法に於ては抵當權の移轉は登記を経ざれば第三者



に對抗する事を得ざれども抵當證券に於ては手形と同様裏書讓渡を以て第三者に對抗し得るものとせるに依り抵當附債權を容易に流動化し資金化し得るものなり。而も此の裏書には一定の裏書上の責任附著せるを以て物的擔保と共に人的擔保も加はり更に信用を高め資金化の作用を圓滑ならしむるものなり。政府は此の抵當證券法制定と同時に不動産銀行法をも改正し各行は抵當證券及び未だ抵當證券と爲り居らざる抵當附債權を質として五年以内の定期償還貸付を爲し得るものとせり。此の貸付を定期償還のみに限りたるは此の種の貸付は年賦償還に適せず且つ其の實例もなきに由り五年以内とせるは此の年限を以て充分經濟界の需要を満足せしめ得るものと認めたるに由るなり。又其の貸付金額は北海道拓殖銀行に於ては無制限なれども勸業銀行及び農工銀行に於ては一般定期償還貸付金と共に拂込資本金及び積立金總高の二倍に相當する金額を超過する事を得ざるものとす。更に勸業銀行及び農工銀行に於ては、(一)本貸付の質となれる債權を擔保する抵當權又は抵當證券は第一抵當なる事、(二)抵當地は永續すべき確實なる収益の見込あるものなる事、(三)銀行の貸付金額は鑑定價格の三

定期償還  
貸付

貸付金額  
制限

貸付條件

分の二以内なる事、(四)貸付後該抵當物の價格減少し貸付金現在高に對し右(三)の割合に不足を生じたるときは増抵當を要求し若くは其の不足額を償還せしむる事、(五)抵當不動産の全部若くは一部が土地收用法に依り收用せらるる場合には期限前と雖も貸付金の臨時償還を請求し得る事等の規定を準用せり。之れ一般普通抵當貸付と同様の原則に従はしむるものにして抵當附債權質定期償還貸付も亦一般定期償還貸付と共に債券の引當に供せらるる關係上當然の事なり。本條に關係ある外國の立法例は次の如し。

外國の立  
法例

(一) 獨逸抵當銀行法

第五條(第一項) 抵當銀行ハ抵當貸付及抵當債券發行ノ外左ノ業務ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

一 抵當債權ノ讓受讓渡及抵當債權ニ對スル質貸付(以下省略)

(二) 瑞西ヴォー不動産銀行定款

第十二條(第一項) 當銀行ノ營業範圍ハ左ノ如シ

二 ヴォー州所在ノ不動産ヲ質トシ之ニ依リ擔保セラルル證券ヲ擔保トシテ



一年以内ノ貸付ヲ爲スコト(以下省略)

第三十一條ノ三 日本勸業銀行ハ抵當證券ノ賣買ヲ爲スコトヲ得

本法中貸付ニ關スル規定ハ抵當證券ノ買入ニ關シ之ヲ準用ス

【沿革】昭和六年三月本條ヲ加フ

第七條ノ四 農工銀行ハ抵當證券ノ賣買ヲ爲スコトヲ得

本法中貸付ニ關スル規定ハ抵當證券ノ買入ニ關シ之ヲ準用ス

【沿革】昭和六年三月本條ヲ加フ

第七條ノ三 北海道拓殖銀行ハ抵當證券ノ賣買ヲ爲スコトヲ得

本法中貸付ニ關スル規定ハ抵當證券ノ買入ニ關シ之ヲ準用ス

【沿革】昭和六年三月本條ヲ加フ

附帶的業  
務  
抵當證券  
賣買

抵當證券法の創設に伴ひ之が賣買を認むるは財界の現状より觀て必要なりとして設けられたるものなり。本法中貸付に關する規定は抵當證券にも準用せらるるものとす。右は別段説明の要なかるべし。

第三十一條ノ四 日本勸業銀行ハ預リ金ヲ爲シ又ハ地金銀有價證券ノ保護預リヲ爲スコト

ヲ得但シ定期預リ金及第三十二條ノ二ニ依リ取扱ヒタル金銭ニシテ運用ヲ許サレタル公金預リ金以外ノ預リ金ノ總額ハ拂込資本金額ヲ超過スルコトヲ得ス

【最初】日本勸業銀行ハ地金銀又ハ有價證券ノ保護預リヲ爲スコトヲ得

【沿革】一、明治三十五年四月第三十一條ノ一ノ追加ニ因リ舊「第三十一條」ヲ「第三十一條ノ二」ニ改ム

二、明治三十八年三月「日本勸業銀行」ノ下ニ「其ノ業務ニ附帶シテ委託金ヲ受領シ又ハ」ヲ加ヘ「地金銀」ノ下ノ「又ハ」ヲ「若ハ」ニ改ム

三、明治四十三年四月本條ヲ左ノ如ク改ム

日本勸業銀行ハ預リ金ヲ爲シ又ハ地金銀有價證券ノ保護預リヲ爲スコトヲ得但シ預リ金ノ總額ハ拂込資本金額ヲ超過スルコトヲ得ス

四、大正十年四月「但シ預リ金ノ總額」ヲ「但シ定期預リ金及第三十二條ノ二ニ依リ取扱ヒタル金銭ニシテ運用ヲ許サレタル公金預リ金以外ノ預リ金ノ總額」ニ改ム

五、昭和六年三月第三十一條ノ二ヲ第三十一條ノ四トス

第二十二條 農工銀行ハ預リ金ヲ爲シ又ハ地金銀有價證券ノ保護預リヲ爲スコトヲ得但シ定期預リ金及第二十四條第二項ニ依リ取扱ヒタル金銭ニシテ運用ヲ許サレタル公金預リ金以外ノ預リ金ノ總額ハ拂込資本金額ヲ超過スルコトヲ得ス



【最初】農工銀行ハ定期預リ金ヲ爲シ又ハ地金銀有價證券ノ保護預リヲ爲スコトヲ得

【沿革】一、明治四十三年四月「定期」ヲ削リ「但シ定期預リ金以外ノ預リ金ノ總額ハ拂込資本金額ヲ超過スルコトヲ得ス」ヲ加フ

二、大正九年八月但書中「定期預リ金」ノ下ニ「及第二十四條第二項ニ依リ取扱ヒタル金錢ニシテ運用ヲ許サレタル公金預リ金」ヲ加フ

附隨的業務

保護預リ

本條は銀行の附隨的業務を規定したり。然れども北海道拓殖銀行及び朝鮮殖産銀行の如き兼營不動産銀行に在りては此等も固有の本質的業務なる事論を俟たず。最初勸業銀行に於ては地金銀又は有價證券の保護預りを爲す事を得るに止まりたり。而も此の業務は銀行の營業上に毫も危険を生ずるの虞なく他の業務をも害するものに非ずして銀行に幾分の收入を與ふべきを以て之を許容したるものなりとせり。農工銀行に對しても亦同様の理由を以て之を許容するの外尙定期預リ金を爲す事をも許容したり。其の理由に曰く、「農工銀行は定期貸付を爲すを以て預リ金を爲すも定期なるときは危険なきのみならず最も獎勵すべき農工業者の貯蓄を獎勵し且つ地方一般預け主の便ともなるべし」と。然らば何を

定期預金

預リ金

以て勸業銀行に預リ金を爲さしめざるやと謂ふに其の法意は「此の銀行の業務は長期貸付にして其の資金は固定すべきものなるを以て預リ金の如き所動の資本を以て之に應ずるは危険なり故に債券の發行を以て資本を募らしむ。既に此の途を開く以上は危険の分子を含む所の預リ金は之を爲さしむべからず」と謂ふにあり。然れども實際上借主が事業の進展に伴ひ借入金を順次に使用せんとする場合に借入金中未だ必要ならざる部分を銀行に預け置かんと欲し若くは債券の償還金を一時銀行に預け置き次回發行債券に應募せんと欲するが如き場合の要求を充たさんとせば預リ金を爲さざるべからざるを以て明治三十八年勸業銀行の要望に依り本法を改め銀行は其の業務に附帶して委託金を受領する事を得るものとしたり。越えて明治四十三年に至り勸業銀行に産業組合無抵當貸付を爲さしむると同時に産業組合と勸業銀行との聯絡を一層緊密と爲し産業組合の有する餘裕金を勸業銀行に預け入れしめ之を必要なる方面に融通せしめんと企てたるが既に産業組合漁業組合等の餘裕金を預け入るる以上は併せて他の預リ金を爲さしむるも差支なしと雖も勸業銀行は長期貸付を目的とするものなるを以



て之に使用する事を得ざる預り金を無制限に取扱ふべからず。之を無制限に取扱ふときは勢ひ本質的業務を軽んずるの弊を生ずべしと爲し其の總額は拂込資本金額を超過すべからずと規定したり。當時政府は農工銀行に對しても勸業銀行同様の制限を附せんとしたるも衆議院に於て農工銀行は從來無制限に定期預り金を爲し之を運用する上に於ても別段の制限なかりしものなるに依り今之を制限するに於ては影響を被むる事大なるべしとして政府案を修正し定期預り金以外の預り金のみに對し勸業銀行同様の制限を設けたるものなり。其の後大正九年に至り農工銀行法を改め府縣市の爲めに取扱ひたる金銭にして運用を許されたる公金預り金も亦定期預り金同様無制限に預り得るものとしたり。蓋し運用を許されたる公金は其の性質上運用中に拂戻を請求せらるる事なきものなれば之を無制限に預け入るるも毫も危険なきに由るなり。次で大正十年勸業任意合併法の公布あり農工銀行にして勸業銀行に合併するものあるべきを以て農工銀行從來の特権を保有せしむる爲め同時に勸業銀行法を改め定期預金及び運用を許されたる公金預り金は無制限に預り得るものとせり。本條に關係を有する

外國の立法例は次の如し。

(一) 獨逸抵當銀行法

第五條(第一項) 抵當銀行ハ抵當貸付及抵當債券發行ノ外左ノ業務ニ限り之ヲ爲スコトヲ得(第一號乃至第四號及第六七號省略)

五 金錢又ハ物品ノ寄託ヲ受クルコト

(二) 佛蘭西不動産銀行定款

第二條 本行ハ利息付又ハ無利息ニテ預リ金ヲ爲スコトヲ得但シ預リ金ハ六億二千五百萬法ヲ超ユルコトヲ得ズ(第三項以下省略)

(三) 西班牙不動産銀行及小地主獎勵金庫構成規則

第七條(第一項) 銀行ハ左ノ業務ヲ營ムコトヲ得(第一號乃至第四號及第七號乃至第一〇號省略)

五 紙幣硬貨地金貴金屬ノ有價物預リヲ爲スコト

六 當座勘定ヲ開クコト

(四) 下埃地利州抵當銀行定款

第二條(第一項第七號) 預リ金又ハ國庫證券ノ預リヲ爲シ之ニ付小切手及振替取



引ヲ爲スコト(以下省略)

(五) 亞爾然丁國立不動産銀行基本法

第二條(第一項) 銀行ノ業務左ノ如シ(第一號乃至第四號省略)

五 一ペソス以上一萬ペソスマデヲ證券ニ投資スルノ委任ヲ受ケ貯蓄金庫ノ預入レトシテ受ケ入ルルコト(以下省略)

(六) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第十三條 聯邦土地銀行ハ本法ノ規定スル制限及條件ニ從ヒ次ノ權限ヲ有ス(第一號乃至第五號省略)

六 株主タル農地金融組合ヨリ證券若ハ一時預金ノ預入ヲ受クルコト但シ之ニ對シテハ利子ヲ支拂ハズ(以下省略)

第十四條 聯邦土地銀行ハ左ノ事項ニ關シテハ權限ヲ有セズ

一 自行ノ株主以外ノ者ノ當座預金ヲ受入ルルコト(以下省略)

第三十二條 日本勸業銀行ハ左ノ方法ニ依ルノ外前條ノ預リ金又ハ營業上ノ餘裕金ヲ使用スルコトヲ得ス

一 預リ金四分ノ一以上ハ國債證券若ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ヲ買入レ又ハ大藏省預金部若ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行ニ預入ルルコト

二 前號ノ證券又ハ農産物、水産物、工業製造品ヲ擔保トスル手形ノ割引又ハ短期貸付ヲ爲スコト

三 産業組合、生絲共同施設組合、工業組合、漁業組合又ハ其ノ聯合會ニ對シ手形ノ割引又ハ當座預金貸越ヲ爲スコト

四 農工銀行ノ存在セサル府縣内ニ於テ十人以上ノ農業者、工業者又ハ漁業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ其ノ借用ノ確實ナルモノニ限り無擔保ニテ短期貸付ヲ爲スコト

五 公共團體ニ對シ短期貸付ヲ爲スコト

定期預リ金ハ前項ノ外第十四條第二項及第三十一條ノ二ノ定期償還貸付ニ之ヲ使用スルコトヲ得

【最初】日本勸業銀行ハ營業上餘裕金アルトキハ一時各種ノ國債證券、地方債證券ヲ買入レ又ハ日本銀行ニ預ケ金ヲ爲スコトヲ得

日本勸業銀行ハ前項ニ依ルノ外營業上ノ餘裕金ヲ使用スルコトヲ得ス



- 【沿革】一、明治三十一年六月第一項中「日本銀行」ヲ「大藏大臣ノ認可ヲ受ケ確實ナル銀行」ニ改ム
- 二、明治三十八年三月第一項中「營業上餘裕金」ヲ「前條ノ委託金又ハ營業上ノ餘裕金」ニ改メ第二項中「前項ニ依ルノ外」ノ下ニ「前條ノ委託金又ハ」ヲ加フ
- 三、明治四十三年四月本條ヲ左ノ如ク改ム
- 日本勸業銀行ハ左ノ方法ニ依ルノ外前條ノ預リ金又ハ營業上ノ餘裕金ヲ使用スルコトヲ得ス
- 一 預リ金四分ノ一以上ハ國債證券若ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ヲ買入レ又ハ大藏省預金部若ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行ニ預入ルルコト
- 二 前號ノ證券又ハ農産物、水産物、工業製造品ヲ擔保トスル手形ノ割引又ハ短期貸付ヲ爲スコト
- 四、大正六年七月第三號トシテ左ノ一項ヲ加フ
- 三 産業組合又ハ其ノ聯合會ニ對シ手形ノ割引又ハ當座預金貸越ヲ爲スコト
- 五、大正十年四月第四號トシテ左ノ一項ヲ加フ
- 四 公共團體ニ對シ短期貸付ヲ爲スコト
- 第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ
- 定期預リ金ハ前項ノ外第十四條第二項ノ定期償還貸付ニ之ヲ使用スルコトヲ得
- 六、大正十二年三月第一項中第三號ノ次ニ第四號トシテ左ノ一項ヲ加ヘ第四號ヲ第五號ニ繰下グ
- 四 農工銀行ノ存在セサル府縣内ニ於テ十人以上ノ農業者工業者又ハ漁業者申合セ連帶責任

ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限り無擔保ニテ短期貸付ヲ爲スコト

七、大正十五年三月第一項第三號中「産業組合」ヲ「産業組合重要輸出品工業組合、漁業組合」ニ改ム

八、昭和六年三月第二項中「第十四條第二項」ノ下ニ「及第三十一條」ニ「二」ヲ加フ

九、昭和六年四月第一項第三號中「重要輸出品工業組合」ヲ「工業組合」ニ改ム

一〇、昭和八年三月第一項第三號中「産業組合」ノ下ニ「生絲共同施設組合」ヲ加フ

● **第二十三條 農工銀行ハ左ノ方法ニ依ルノ外前條ノ預リ金又ハ營業上ノ餘裕金ヲ使用スルコトヲ得ス**

- 一 預リ金四分ノ一以上ハ國債證券若ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ヲ買入レ又ハ大藏省預金部若ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行ニ預入ルルコト
- 二 前號ノ證券又ハ農産物、水産物、工業製造品ヲ擔保トスル手形ノ割引又ハ短期貸付ヲ爲スコト但シ定期預リ金ハ第六條及第七條ノ三ノ貸付ニ使用スルコトヲ得
- 三 産業組合、生絲共同施設組合、工業組合、漁業組合又ハ其ノ聯合會ニ對シ手形ノ割引又ハ當座預金貸越ヲ爲スコト
- 四 十人以上ノ農業者、工業者又ハ漁業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限り無擔保ニテ短期貸付ヲ爲スコト
- 五 公共團體ニ對シ短期貸付ヲ爲スコト



【最初】農工銀行ハ營業上餘裕金アルトキハ一時各種ノ國債證券地方債證券及勸業債券ヲ買入レ又ハ他ノ銀行ニ預ケ金ヲ爲スコトヲ得

農工銀行ハ前項ニ依ルノ外營業上ノ餘裕金ヲ使用スルコトヲ得ス

【沿革】一、明治四十三年四月本條ヲ左ノ如ク改ム

農工銀行ハ左ノ方法ニ依ルノ外前條ノ預リ金又ハ營業上ノ餘裕金ヲ使用スルコトヲ得ス

一 預リ金四分ノ一以上ハ國債證券若ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ヲ買入レ又ハ大藏省預金部若ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行ニ預入ルルコト

二 前號ノ證券又ハ農産物、水産物、工業製造品ヲ擔保トスル手形ノ割引又ハ短期貸付ヲ爲スコト但シ定期預リ金ハ第六條各項ノ貸付ニ使用スルコトヲ得

二、大正六年七月第三號トシテ左ノ一項ヲ加フ

三 産業組合又ハ其ノ聯合會ニ對シ手形ノ割引又ハ當座預金貸越ヲ爲スコト

三、大正十二年三月第四號第五號トシテ左ノ二項ヲ加フ

四 十人以上ノ農業者工業者又ハ漁業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限り無擔保ニテ短期貸付ヲ爲スコト

五 公共團體ニ對シ短期貸付ヲ爲スコト

四、大正十五年三月第三號中「産業組合」ヲ「産業組合、重要輸出品工業組合、漁業組合」ニ改ム

五、昭和六年三月第二號中「第六條各項」ヲ「第六條及第七條ノ三」ニ改ム

六、昭和六年四月第三號中「重要輸出品工業組合」ヲ「工業組合」ニ改ム

七、昭和八年三月「産業組合」ノ下ニ「生絲共同施設組合」ヲ加フ

附隨的業務

本條は預り金又は餘裕金の用途を制限する形式を以て銀行の附隨的業務を規定したり。餘裕金とは預り金を控除せる一切の金錢にして未貸付債券資金償還せられたる貸付元利金拂込資本金及び積立金未使用額未拂配當金等を包含するものなり。銀行に於て預り金を爲すは金錢を金庫に保管する爲めにあらずして之に因り利益を得んが爲めなるのみならず銀行業務を營むに付ての附隨的商行爲として必要缺くべからざるに由るなり。然れども若し此等の資金の用途を自由によれば種種の危険なる投機事業に關與して巨利を占めんと欲し或は其の力を主として之に用ふるに至るの虞なきを保せず。又此の如く餘裕金の用途を制限するに非ざれば如何に銀行の業務に制限を加ふるも其の效果なかるべしと認めたる事此の制限ある所以なり。最初勸業銀行は餘裕金あるときは一時各種の國債證券地方債證券を買入れ又は日本銀行に預金するの外之を運用する事を得ざるものとせり。蓋し此等の證券は確實にして最も投機的要素を含む事なきに由るなり。買入を爲し得る以上賣却を爲し得る事言を俟たず。又日本銀行のみに

有價證券買入



## 預け金

預け入れしめんとせるは同行の確實なるに因るは勿論又兼ねて利殖を圖らんとするに在り。然るに實際上の運用に徴し日本銀行のみを預け先きとするときは利殖と資金運用上に不便ありしを以て明治三十一年勸業銀行の要望に因り預け先き銀行を大藏大臣の認可を受けたる確實の銀行と改めたり。越えて明治三十八年に至り委託金を受領する事を得る途を開くと同時に此の委託金も亦餘裕金同様の運用を許容したり。農工銀行法最初の規定亦同様の旨趣なり。唯農工銀行は地方機關なるを以て預け先を他の銀行と規定したるのみに過ぎざるなり。次で明治四十三年前條所論の如き理由を以て銀行に預り金を許容したる際此等の預り金又は營業上の餘裕金を運用するに當り拂戻準備の充實と産業の改良發達を助成する目的とを兼ね達せんが爲めに先づ、(イ)預り金の四分の一以上は何時にも資金化の可能なる國債證券若くは大藏大臣の認可を受けたる有價證券を買入れ又は大藏省預金部若くは大藏大臣の認可を受けたる銀行に預入る事とし、(ロ)其の他は資金の性質に鑑み右の證券又は農産物水産物工業製造品を擔保とする手形の割引又は短期貸付に運用せしむる事を規定したり。銀行技術上

手形割引  
短期貸付

の原則に従ひ預り金の一部は現金在高として無利息に之を保有せざるべからず。此の額は現金出入の繁閑に従ひ増減するの要あり。又預り金の一部は預り金と同一の辨濟期を以て投資せざるべからず。銀行が拂込資本金に相當する金額まで日々辨濟期の到達する現金を預り乍ら之に應ずる準備なきに於ては危険なり。之れ本條に四分の一以上云々の制限ある所以なり。尙農工銀行に在りては從來定期預り金を受入れつつあり此の資金の用途に付ては何等の制限なかりしものなるを以て衆議院に於て但書を加へ右は年賦又は定期償還貸付に使用する事を

定期預金  
の運用當座預金  
貸越

得るものとせり。越えて大正六年産業組合法の改正あり信用組合に庶民金融機關の如き機能を附與するに當り同組合に於て肥料種苗農具等の買入資金を融通するに要する資源は之を勸農兩銀行に求むるにしても從來の如き年賦又は定期償還貸付にては之に適せざるが故に本條の短期資金を利用せしめんと企て本條に産業組合又は其の聯合會に對し手形割引又は當座預金貸越を爲し得る事を加へ、更に大正十年(農工銀行は)公共團體短期貸付をも加へたり。なほ同年勸業銀行に對しては從來定期預り金を年賦又は定期償還貸付に運用せる農工銀行を合併



抵當附債  
權實貸付

したる場合に於て定期預り金を此等の貸付に運用し得る特權を消滅せしむるは  
妥當ならずと認め之は定期償還貸付に使用せしむるものとせり。即ち農工銀行  
時代の如く年賦償還貸付にも使用する特權は失ひたるも勸業銀行は之に因りて  
從來認められざりし定期預金を一般的に定期償還貸付に使用し得る特權を得た  
るものなり。尙昭和六年に至り勸農兩銀行とも定期預り金を以て不動産抵當債  
權(抵當證券を含む)質定期償還貸付を爲し得るものとせり。之より先き大正十二年農工  
漁業者十人連帶を以て肥料種苗農具等の必要資金を借入れんとするに當りては  
從來の如き定期償還貸付の方法に依るは資金需要の性質上妥當ならずとし且つ  
銀行に於て長期資金の枯渴せる場合にも短期資金の豊富なる場合もあるに因  
り之が運用策の一として預り金又は餘裕金を以て此の需要を充たす事と爲れり。  
之に關し勸業銀行に對し農工銀行の存在せざる府縣内に於てと云ふ制限を設け  
たるはもと此の十人連帶貸付は農工銀行獨特の制度なるに依り農工銀行の存在  
せる府縣に於ては勸業銀行は此の貸付を爲すの要なきに由るなり。越えて大正  
十五年重要輸出品工業組合漁業組合を加へ昭和六年重要輸出品工業組合を工業

擔保の有  
無

組合と改め昭和八年更に生絲共同施設組合を加へたり。右は此等の組合に對す  
る長期貸付を規定すると同時に短期資金の需要も充足せしめんが爲めに設けら  
れたるものなり。以上を通覽するに農産物水産物工業製造品貸付の有擔保なる  
は論を俟たず。十人連帶貸付には特に無擔保と規定せるに拘らず公共團體及び  
各種組合其の聯合會貸付には擔保の有無に關し何等の規定なしと雖も此等に對  
する長期貸付の無抵當なるに徴し本條の場合も亦無擔保を本則とするものと解  
すべきも相手方の提供する擔保を徴するは妨げなかるべし。本條に關係ある外  
國の立法例次の如し。

外國の立  
法例

(一) 獨逸抵當銀行法

第五條(第二項) 抵當銀行ハ餘裕金ヲ他ノ適當ナル銀行ニ預入レ又ハ之ヲ以テ  
自行ノ發行シタル抵當債券及第一項第二號並ニ第三號ノ規定ニ從ヒ發行シタ  
ル債券ヲ買入レ千八百七十五年三月十四日公布ノ銀行法ノ規定ニ依リ獨逸ヲ  
イヒスバンクノ買受クルコトヲ得ベキ手形若ハ有價證券ノ買受ケ又ハ自己ノ  
定メタル規程ニ從ヒ有價證券ニ對シ貸付ヲ爲スコトヲ得(以下省略)



## (二) 佛蘭西不動產銀行定款

第一條(第五項) 當銀行ノ餘裕金ハ其ノ出所及性質ノ何タルヲ問ハズ如何ナル場合ト雖モ抵當債券公共債券及佛蘭西銀行ノ見返證券以外ノモノヲ擔保トシテ貸付ヲ爲シ又ハ買入レ買戻シ若ハ立替貸ヲ爲スコトヲ得ズ

第二條(第三項) 當銀行ノ預リ金ハ左ニ掲グルモノノ外之ヲ放資スルコトヲ得ズ

一 少クトモ預リ金ノ四分ノ一又ハ大藏大臣ノ承認ヲ經テ四分ノ一以上ノ金額ヲ大藏大臣ノ定ムル利率ニ依リ國庫ニ當座預金トシテ拂込ムコトヲ要ス但シ右拂込ハ大藏大臣ノ認ムル有價證券ヲ以テ代フルコトヲ得

二 前號以外ノ金額ヲ以テ佛國政府ノ公債大藏證券ノ買入レ當銀行ノ發行セル債券及佛蘭西銀行ノ認ムル證券ヲ擔保トシテ期限九十日ヲ限度トセル貸付九十日以内拂ニシテ二人以上ノ記名者ヲ有シ本行ヲ名宛人トシタル爲替手形商業手形ヘノ貸付

## (三) 西班牙不動產銀行及小地主獎勵金庫構成規則

第七條(第一項) 前條ノ外銀行ハ左ノ業務ヲ營ムコトヲ得(第一號乃至第六號及第八號第一〇號省略)

七 預金又ハ當座勘定トシテ受入レタル貨幣ヲ國家及公權的社團ノ證券ヲ擔保トスル貸付及九十日ヲ超エザル期限ノ爲替手形割引ニ使用スルコト

九 銀行ノ固有財源ヲ理事會ガ認メテ確實ナル保證ト爲セルモノヲ提供スル貸付金割引ニ使用シ又ハ公債ノ買入ニ使用スルコト

## (四) 瑞西ウオー不動產銀行定款

第十六條 取締役會ハ餘裕金ヲ以テ回收ノ容易ニシテ確實ナル有價證券ヲ買入レ又ハ割引ヲ爲ス

取締役會ハ餘裕金ノ一部ヲウオー州立銀行又ハ營業報告ヲ毎年公示シ且ツ基礎ノ確實ナル株式組織ノ會社ニ當座預金ト爲スコトヲ得

## (五) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第十三條 聯邦土地銀行ハ本法ノ規定スル制限及條件ニ從ヒ次ノ權限ヲ有スルモノトス(第一號乃至第四號省略)

五 自己ノ保有スル證券又ハ小切手ヲ發行シ得ル預金ヲ聯邦準備制度ノ加入



銀行ニ預入レ之ニ對シテ契約シタル利子ヲ受領スルコト

第三十二條ノ三 日本勸業銀行ハ其ノ發行スル債券ニシテ政府ノ所有又ハ保管ニ係ルモノヲ日本銀行ノ爲ニ管理スルコトヲ得

【沿革】昭和六年三月本條ヲ加フ

附隨的業務  
債券管理

本條は勸業銀行に新なる業務を附與したるものなり。從來政府の所有又は保管に係る勸業債券は總て日本銀行に於て管理せるも其の數數百萬枚に達し償還又は支拂期の到達せる利札等の取扱煩雜なるのみならず之を保管する倉庫も日本銀行としては不便なるが故に債券の取扱を本業と爲せる勸業銀行をして日本銀行に代り之を管理せしむるものとせり。管理中の債券を資金調達の爲め利用する事を許されざるは論なし。

第七條 北海道拓殖銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス〔不動産銀行業務ニ關スル項目省略〕

三 北海道樺太ノ拓殖ヲ目的トスル株式會社ノ株券債券ヲ買トスル貸付及其ノ社債券ノ應募引受

四 爲替荷爲替及北海道樺太ノ産物ヲ擔保トスル貸付

五 預り金及保護預り

六 手形ノ割引

七 擔保附社債ニ關スル信託事業

八 他銀行ノ業務代理

九 國債證券地方債證券社債券若ハ株券ノ募集、其ノ拂込金ノ受入又ハ其ノ元利金若ハ配當金ノ支拂ノ取扱

拓殖銀行ハ前項第四號ニ依ルノ外仍北海道樺太ノ産物ノ貯藏ヲ主タル目的トスル倉庫内ニ貯藏スル産業上必要ノ貨物ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコトヲ得

【最初】北海道拓殖銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス  
(不動産銀行業務ニ關スル項目省略)

三 北海道ノ拓殖ヲ目的トスル株式會社ノ株券債券ヲ買トスル貸付及其ノ社債券ノ應募引受

四 北海道ノ農産物ヲ擔保トスル貸付及荷爲替

五 預り金及保護預り

【沿革】一、明治三十八年三月第一項第四號ヲ「四 爲替荷爲替及北海道ノ産物ヲ擔保トスル貸付」ニ改メ、第五號ノ次ニ「六 手形ノ割引」ヲ加ヘ第二項及第三項ヲ左ノ如ク定ム  
拓殖銀行ハ前項第四號ニ依ルノ外仍北海道ノ産物ノ貯藏ヲ主タル目的トスル倉庫内ニ貯藏ス



ル産業上必要ノ貨物ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコトヲ得

第一項第六號ノ手形ハ割引依頼人ヨリ北海道ノ產物又ハ北海道ノ拓殖ヲ目的トスル株式會社ノ株券債券ヲ擔保ニ供スルモノニ限ル

二、明治四十四年三月第一項第三號第四號第二項及第三項中北海道ノ下ニ樺太ヲ加フ

三、大正五年三月第一項ニ左ノ二號ヲ加ヘ第三項ヲ削ル

七 信託ノ業務

八 他銀行ノ業務代理

四、大正十一年四月第一項第七號中「信託ノ業務」ヲ「擔保附社債ニ關スル信託事業」ニ改メ左ノ一號ヲ加フ

九 國債證券地方債證券社債券若ハ株券ノ募集其ノ拂込金ノ受入又ハ其ノ元利金若ハ配當金ノ支拂ノ取扱

普通銀行業務

本條は兼營不動産銀行としての業務を規定せるものにして其の内容に所謂不動産銀行業務と普通銀行業務とあり。普通銀行業務を許容したるは北海道の普通銀行は多く都會地に集合し他地方には金融機關なかりし爲め拓殖上不便利なりしを以て此の缺陷を補充せんとしたるに由るものなり。不動産銀行業務は

株券債券  
質貸付  
社債券の  
應募引受

既に説明したるに依り茲に後者を説明すべきも條文を一讀すれば意味明瞭なるを以て必要なる點のみに觸るる事とせり。其の一は北海道の拓殖を目的とする株式會社の株券債券を質とする貸付及び其の社債券の應募引受なり。拓殖銀行は北海道の拓殖事業に資本を供給するを目的とするものなるを以て同道の拓殖を目的とする株式會社の便宜を圖り且つ其の株主及び債券所持人の便宜を圖る事に於て間接にも拓殖事業を援助せんとするに在り。明治四十四年同様の目的を以て之に樺太を加へたり。即ち樺太の拓殖を目的とする株式會社に關し右同様の取扱を爲す事を得。其の二は爲替荷爲替及び北海道の產物を擔保とする貸付なり。最初北海道の農産物を擔保とする貸付及び荷爲替とありたるを明治三十八年改めたるものにして新に爲替の便を開くと同時に當時北海道に於ては倉庫缺乏し農民が收穫せる產物を倉庫に入れて充分便宜を得る途なかりしを以て倉庫の發達を期する爲め銀行は右の外仍ほ北海道の產物の貯藏を主たる目的とする倉庫内に貯藏する産業上必要なる貨物を擔保として貸付を爲す事を得るものとし、明治四十四年更に樺太の拓殖事業をも助成する爲め右に樺太を加へたる

爲替荷爲  
替  
産物貨物  
擔保貸付



預り金  
保護預り  
手形割引

ものなり。其の三は預り金保護預りなるが之には何等の制限なし。其の四は手形割引なり。明治三十八年金融の便宜を圖る爲め之を加へたり。但し右は北海道の拓殖を主眼とするものなるを以て此の手形は割引依頼人より北海道の産物又は北海道の拓殖を目的とする株式會社の株券債券を擔保に供するものに限るものとせるも大正五年に至り右制限を撤去し單純に手形割引を爲し得るものとせり。其の五は信託の業務及び他銀行の業務代理にして北海道に於ける金融の疏通に便利を與ふる趣旨を以て大正五年新に設けられしものなるが大正十一年信託業法の公布あり同法に於て信託業と銀行業とは兼營を許さざる主義を採れるを以て同時に本條を改め擔保附社債に關する信託業と爲し一般信託業務を營む事を禁じ、唯擔保附社債信託業務のみを許容し從來信託業務の名の下に營み來れる代理業務を許す事とせり。仍つて引續き確實なる企業會社と擔保附社債信託契約を締結し社債の募集又は引受を行ふ事を得。其の六は國債證券地方債證券社債券若くは株券の募集其の拂込金の受入又は其の元利金若くは配當金の支拂の取扱を爲す事を得。右は大正十一年新に加へたるものなり。

擔保附社  
債信託業  
務  
他銀行代  
理

其の他の  
業務

⑧ 第八條ノ二 北海道拓殖銀行ハ前四條ニ依ルノ外預り金ヲ以テ國債證券又ハ主務大臣ノ認

可ヲ受ケタル有價證券ヲ擔保トスル短期貸付ヲ爲スコトヲ得

【沿革】一、明治四十四年三月左ノ如ク本條ヲ加フ

第八條ノ二 北海道拓殖銀行ハ前二條ニ依ルノ外預り金ヲ以テ國債證券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ヲ擔保トスル手形ノ割引又ハ短期貸付ヲ爲スコトヲ得但シ其ノ金額ハ第

七條第一項第一號及第二號ニ依ル貸付金總額ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

二、大正五年三月「手形ノ割引又ハ」及但書ヲ削ル

三、昭和六年三月「前二條」ヲ「前四條」ニ改ム

有價證券  
短期貸付

本條はもと明治四十四年勸農兩銀行の貸付の目的を撤廢する等不動産銀行に對する一大改革ありし際銀行業務を擴張する爲め設けられたるものなるが國債證券等を擔保とする手形の割引又は短期貸付金額は不動産抵當(流業權を含む)年賦定期貸付金總額の二分の一を超過する事を得ざるものとせり。蓋し手續簡單なる有價證券の割引又は短期貸付に偏傾して不動産抵當貸付を輕んずるの弊を防止せんとしたるに由るべし。然るに大正五年銀行をして道内各地に支店を設置せしむるに當り更に業務を擴張して利益を圖らしむる爲め此の金額制限を撤廢する



と同時に本條より「手形割引」を削りて第七條第一項中に加へ全然手形割引の擔保物を自由ならしめたり。仍つて其の後は國債證券等の短期貸付金額は<sup>④</sup>第八條ノ三の制限を受くる事となれり。

●第十六條 朝鮮殖産銀行ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス〔長期金融業務ニ關スル項目省略〕

- 七 朝鮮ノ産物又ハ朝鮮ノ産業上必要ナル貨物ヲ質トスル貸付
- 八 國債證券又ハ朝鮮總督ノ認可シタル有價證券ヲ質トスル貸付
- 九 爲替及荷爲替

一〇 公共團體ノ債券朝鮮金融債券又ハ朝鮮ニ於テ殖産事業ヲ營ムコトヲ目的トスル會社ノ社債券ノ應募又ハ引受

一一 擔保附社債ニ關スル信託事業

前項ニ掲クル貸付ニシテ一年以内ノモノハ手形割引ノ方法ニ依ルコトヲ得

【最初】〔長期金融業務ニ關スル項目省略〕

- 七 朝鮮ノ産物又ハ朝鮮ノ産業上必要ナル貨物ヲ質トスル貸付
- 八 國債證券又ハ朝鮮總督ノ認可シタル有價證券ヲ質トスル貸付
- 九 爲替及荷爲替

一〇 公共團體ノ債券又ハ朝鮮ニ於テ殖産事業ヲ營ムコトヲ目的トスル會社ノ社債券ノ應募又ハ引受

一一 信託ノ業務

前項ニ掲クル貸付ニシテ一年以内ノモノハ手形割引ノ方法ニ依ルコトヲ得

【沿革】一、昭和六年六月第十一號ヲ左ノ如ク改ム

一一 擔保附社債ニ關スル信託事業

二、昭和八年八月第十號中「公共團體ノ債券」ノ下ニ「朝鮮金融債券」ヲ加フ

短期金融業務

本條は兼營不動産銀行としての短期金融業務を規定したり。此の業務を爲す事を許されたるは舊朝鮮農工銀行以來の沿革に基くと共に朝鮮の現状仍ほ之を必要とするに因るものなり。朝鮮に於ける普通銀行は多く交通便利の地に存在し其の他の地方には殆んど其の存在を見ざりし爲め農工銀行時代より何れも短期金融を兼營し此の缺陷を補足し來れるものにして其の使用金額に何等の制限なし。本業務の内容は法文に明かなる通りなり。(一)産物又は産業上必要なる貨物を質とする貸付とあり北海道拓殖銀行に比較すれば業域廣汎なり。(二)國債其の他の有價證券質貸付。(三)爲替荷爲替。

産物貨物質貸付

有價證券質貸付

爲替荷爲替



公社債券  
應募引受  
擔保附社  
債信託業  
務

朝鮮に於ける殖産事業會社の社債券の應募引受なりし所昭和八年之に朝鮮金融組合聯合會令の公布と同時に聯合會の發行する朝鮮金融債券をも加へたり。(五)従來の信託業務を擔保附社債に關する信託事業と改めたるは昭和六年朝鮮信託業令の施行あり同令に依れば信託業と銀行業とは兼營を許されざるに由るなり。

第十七條 朝鮮殖産銀行ハ預り金ヲ爲シ又ハ地金銀有價證券ノ保護預リヲ爲スコトヲ得  
定期預り金以外ノ預り金ハ前條第一項第七號乃至第九號ノ資金ニ充ツルノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

預り金  
保護預り

預り金  
運用

本條は受信的業務と同時に之に因りて得たる資金の用途を定めたるものなり。即ち銀行は預り金又は保護預りを爲す事を得。定期預り金以外の預り金は、(一)朝鮮の産物又は朝鮮の産業上必要なる貨物を質とする貸付、(二)國債證券又は朝鮮總督の認可したる有價證券を質とする貸付、(三)爲替及び荷爲替の資金に充つるの外之を使用する事を得ず。之に反して定期預り金は何れの貸付に之を使用するも可なり。

第九條 北海道拓殖銀行ハ營業上餘裕金アルトキハ國債證券地方債證券社債券又ハ主務大

臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ應募引受又ハ買入ヲ爲スコトヲ得

【沿革】一、大正九年七月「又ハ社債券」ヲ「社債券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券」ニ改ム  
トヲ得

【沿革】二、大正十一年四月「有價證券」ヲ買入ルルコトヲ得「有價證券ノ應募引受又ハ買入ヲ爲スコトヲ得」ニ改ム

餘裕金の  
運用

本條は餘裕金の運用方法を規定したるものなり。本條はもと買入と規定したるも買入とあるときは應募又は引受は爲し得ざるやの疑あるに因り大正十一年之をも爲し得べき事を明かにしたるものなり。

第二十六條 朝鮮殖産銀行ハ國債證券地方債證券社債券若ハ朝鮮總督ノ認可シタル有價證券ノ應募引受若ハ買入ヲ爲シ又ハ朝鮮總督ノ指定シタル銀行ニ預入ヲ爲ス場合ヲ除クノ外營業上ノ餘裕金ヲ使用スルコトヲ得ス

【最初】朝鮮殖産銀行ハ國債證券若ハ朝鮮總督ノ認可シタル有價證券ヲ買入又ハ朝鮮總督ノ指定シタル銀行ニ預入ヲ爲ス場合ヲ除クノ外營業上ノ餘裕金ヲ使用スルコトヲ得ス

【沿革】大正十三年三月「國債證券」ノ下ニ「地方債證券社債券」ヲ加へ「有價證券」ヲ買入「有價證券



ノ應募引受若ハ買入ヲ爲シニ改ム

本條は餘裕金の運用方法を規定したり。最初は餘裕金は國債證券若くは朝鮮總督の認可を受けたる有價證券を買入れ又は之を指定銀行に預入るるの外使用し得ざりしも、大正十三年殖産銀行の建議に依り其の範圍を擴張し之に地方債證券及び社債券を加へ且つ此等の有價證券の應募引受をも爲し得るものとせり。蓋し地方債及び社債は其の實質上國債に準ずる取扱を爲すも何等弊害なく且つ一々朝鮮總督の認可を受くる煩を避け事務の敏速を圖るの必要あり又買入の外に應募引受を爲すは地方債若くは株式會社等の成立を容易ならしむる爲め必要なる場合あるに由るものとす。

第三十三條 日本勸業銀行ハ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

第二十五條 農工銀行ハ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

第十條 北海道拓殖銀行ハ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ樺太ニ於テ營ム業務ニ付主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

【最初】北海道拓殖銀行ハ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

【沿革】明治四十四年三月左ノ但書ヲ加フ

但シ樺太ニ於テ營ム業務ニ付主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 朝鮮殖産銀行ハ本令ニ規定セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

本條は銀行業務の範圍を限定したるものなり。蓋し其の旨趣次の如し。此等の銀行には普通銀行の爲し能はざる業務を爲さしむる爲め幾多の特權を附與したるが故に普通銀行の領域に侵入し之と競争するが如き事なからしめんとする事其の一なり。(右は主として勸業兩銀行に關するものなり)銀行が本質的業務以外雜多の業務に従事するときは遂に之が爲めに本質的機能を發揮する事能はざるのみならず延いて其の基礎を危うせん事を慮りたる事其の二なり。斯くて本法は列舉主義を採り本法に記載せざる業務を營む事を許さず。唯獨り北海道拓殖銀行に對しては明治四十四年但書を加へ樺太に於て營む業務に付主務大臣の認可を受けたるときは此の限りにあらずとせり。樺太開發の爲め貢獻せしめんとする旨趣に外ならず。本法中本條の位置を營業の章中に規定したれども銀行の本質的業務は授信的業務と受信的業務とに分たれ債券の發行は後者に屬するものなるを以て本條を營



不動産所有

業の章中に置くは妥當ならざるべし。

其れは兎に角、本條に關して二三の疑義を釋明せざるべからず。其の一は銀行は本條に拘らず不動産を所有する事を得るや否やと云ふ事之なり。本條は本法に規定せざる業務を營むを禁止するものなるが故に不動産の賣買を營業とする目的を以て之を所有するは法の許さざる所なれども營業所設置の爲め必要なる不動産は勿論自己の債權に對する損失を防禦する爲め必要なるときは抵當物を競落する等の事は禁ぜざるものと解せざるべからず。換言せば既に明示的に許可せられたる業務に關係を有する業務は當然許さるべきものなり。然らば尙進んで抵當物を直接代位辨濟として取得する事を得るや否や。之に關しては多少の説あらんも抵當物を競賣に付するも競落人なく自行に流込む事必定なるに於ては之れ亦債權保全の必要行爲として肯認せられざるべからざるものなり。競落に因り取得せる不動産は可成的迅速に之を賣却するを要するは勿論なるが其の賣買の成立するに至るまで之を賃貸して収益を擧ぐる事は當然の附帶的行爲として差支なきものなり。又其の價格を維持し若くは増加する爲め修繕其の他

代位辨濟取得

所有不動産の利用

外國の立法例

の改良を爲す事を妨げざるべし。本件に關係ある外國の立法例は次の如し。

(一) 獨逸抵當銀行法

第五條(第三項) 抵當銀行ハ抵當權ニ對シ損害ヲ防禦スル場合若ハ營業所設置ノ爲メ必要ナル場合ニ限リ土地ヲ取得スルコトヲ得(以下省略)

(二) 佛蘭西不動産銀行定款

第三十四條 (既掲ニ付七五ハ省略)

(三) 瑞西ッオー不動産銀行定款

第三十九條(第一項第十三號) 評議員會ハ二萬法ヲ超ユル價格ヲ有スル不動産ノ取得ヲ許可ス但シ銀行ノ有スル債權ノ回收ヲ保全スルコトニ關セザル場合ニ限ル

第四十四條 次ノ場合ニハ監査役會ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス(第一二及五乃至七號省略)

三 五千法ヲ超ユル價格ヲ有スル不動産ノ交換及賣却

四 五千法乃至二萬法ノ價格ヲ有スル不動産ノ買入但シ銀行ノ有スル債權ノ回收ヲ保全スルコトニ關セザル場合ニ限ル



第五十三條(第四項) 取締役會ノ權限ハ左ノ如シ

一 當銀行ノ債權回收ノ爲メノ不動産ノ買入

二 五千法ヲ超エザル價格ヲ有スル不動産ノ買入賣却及交換

(四) 西班牙不動産銀行及小地主獎勵金庫構成規則

第七條(第二項) 銀行ハ自己ノ事務所用若ハ債權ヲ回收スルノ手段以外ニ於テ不動産ヲ取得スルコトヲ得ズ

(五) 下埃地利州抵當銀行定款

第二條(第一項第十三號) 當銀行ハ競賣ニ於テ債權ヲ保全スル爲メ若ハ州政府ノ認可ヲ得テ自己ノ業務經營ノ爲メニミ不動産ヲ買入ルルコトヲ得

(六) 和蘭ウエストランド抵當銀行定款

第二條 當銀行ハ第一條ニ明示セル目的ト一致セザル總テノ行爲ヲ慎ム

但シ當銀行ハ業務遂行ニ必要ナル營業所ノ建築物及損失豫防ノ爲メ必要ト認ムルトキハ抵當物ヲ買收スルコトヲ得(但書省略)

(七) 亞爾然丁國立不動産銀行基本法

第二條 銀行ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス(第一乃至第六及第八號省略)

七 銀行營業用トシテ不動産ヲ買入レ必要ト認ムルトキハ之ヲ讓渡スルコト  
銀行ニ引渡サレ若ハ債務者ヨリ受取リタル不動産ヲ便宜ト認ムル方法ニ依リ競賣スルコト

第五十九條(第三項) 三回以後ノ競賣ノ基準價格ハ理事會ニ於テ之ヲ定ム但シ銀行ニ於テ便宜ナリト認ムルトキハ裁判所ニ申請ヲ爲シ裁判官ハ二回ノ競賣ガ失敗ニ終リタルコトノ證據以外ニ他ノ證據ニ依ラズシテ銀行ノ利益ノ爲メ然ルベキ公正文書ヲ交付シ最後ノ競賣ノ基準價額トシテ採用セラレタル總額ニ依リテ財産ノ引渡シヲ宣告スルモノトス此ノ如クニシテ銀行ハ對人的貸付殘高取立ヲ爲シ勘定ヲ決濟スルノ状態ニ置カルルモノトス

(八) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第十三條 聯邦土地銀行ハ本法ノ規定スル制限及條件ニ從ヒ次ノ權限ヲ有ス

(第一乃至三及五乃至九省略)

第四 左ノ物件ノ取得及處分ヲ爲スコト



一 業務執行上必要又ハ便宜ナル動産又ハ不動産但シ收益ヲ得ル目的ヲ以テ一部ヲ他ニ貸付クルコトヲ得

二 債務ノ代償トシテ得タル土地又ハ裁判上ノ競賣ニ於テ若ハ自己ノ所有スル抵當ノ競賣ニ於テ購入セル土地但シ特ニ貸付管理委員會ノ認可書ナキ限り五箇年以上債務ニ充當スル爲メ購入若ハ取得セル右ノ不動産ノ地券若ハ所有權ヲ保有スルコトヲ得ズ

自行債券  
賣買

其の二は銀行は自行債券の賣買を爲し得るや否やと云ふ事之なり。本法は自行債券の買入銷却のみを許容せるを以て一時債券の流通を少くし若くは相場を調節する爲め之を買入れ後再び時機を見て賣放つが如き行爲は禁止せられたるものと解すべし。然れども立法論としては一定の制限を附して之を許容するを可とすべし。本件に關係を有する外國の立法例次の如し。

外國の立  
法例

(一) 獨逸抵當銀行法

第五條(第二項) (既掲ニ付省略)

(二) 佛蘭西不動産銀行定款

第一條(第二項第二號) (既掲ニ付省略)

(三) 西班牙不動産銀行及小地主獎勵金庫構成規則

第七條(第一項) 銀行ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス(第一乃至第九號省略)

一〇 自行ノ抵當債券及公共債券ノ取引賣買質入又ハ之ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコト

(四) 下埃地利州抵當銀行定款

第二條(第一項) 當銀行ハ其ノ目的遂行ノ爲メ左ノ業務ヲ營ムモノトス(第一乃至第七乃至第十三號省略)

六 自行ノ抵當債券及公共債券ノ賣買

(五) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第十三條 聯邦土地銀行ハ本法ノ規定スル制限及條件ニ從ヒ次ノ權限ヲ有ス(第二以下省略)

第一 貸付管理委員會ノ承認ヲ經テ本法ニ規定スル農地債券ヲ發行シ自己ノ計算ヲ以テ之ヲ賣買シ且ツ該債券ノ償還期日若ハ期日前ニ之ヲ回收スルコト



借入金に就ては從來勸農兩銀行法に之を許したる規定なく唯●第二十四條に於て農工銀行は年賦償還貸付金の債權及び其の擔保たる抵當權を擔保として勸業銀行より年賦償還の方法に依り借入を爲し得るのみなるに由り借入金は爲し得ざるものとせり。仍つて往年コールマネーを取り得るや否やに付議論ありしも右は短期借入金にあらずして預り金の一種なりと解しコールマネーの形式に依り短期借入の必要を充足せしめられたるが、昭和六年に至り業務上必要なる一時的借入金を爲すは本法の禁ずる所にあらず且つ●第二十四條の規定あるが爲めに農工銀行に於て一時的借入を爲すを禁止せざるべからざる謂れなしと解し一時的借入金を爲す事を許容せられたり。而して同年勸業銀行興業銀行北海道拓殖銀行全國農工銀行同盟會朝鮮殖産銀行東洋拓殖株式會社産業組合中央金庫の請願に依り預金部資金にして期限三年以内のものは貸付金の形式を以て融通せらるる事となれり。本件に關係を有する外國の立法例次の如し。

亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

外國の立法例

第十三條 聯邦土地銀行ハ本法ノ規定スル制限及條件ニ從ヒ次ノ權限ヲ有ス

(第一乃至六及第八九省略)

第七 資金ヲ借入レ之ニ對シ擔保ヲ供シ利子ヲ支拂フコト

●第六十八條 朝鮮殖産銀行ハ當分ノ内朝鮮總督ノ指定スル普通銀行ノ業務ヲ營ムコトヲ得

普通銀行の務

●第二十九條を以て本令に規定せざる業務を營む事を禁じたる事前論の如し。

然れども朝鮮の地方經濟上銀行の必要痛切なるも普通銀行業務のみにては採算立ち難き地方多く自然銀行の分布甚だ稀薄にして地方金融の疏通完からず遺憾の點多かりしを以て殖産銀行の前身たる農工銀行時代同銀行令に規定せる本然の業務の外朝鮮總督の命令に依り普通銀行業務を營む事を許容したるが、殖産銀行に於ても亦同様の理由に依り此の傳統を繼承し本條の規定を設けたるものにして銀行は大正七年十月二日附朝鮮總督の命令に基き「普通銀行の業務に屬する貸付及び當座貸越並に諸手形割引の業務」を營みつつあり。尙當時朝鮮には未だ貯蓄銀行に關する規定なく殖産銀行其の他二三の普通銀行金融組合等に於て預金業務の一種として貯蓄預金業務を兼營し居りたるが殖産銀行は鮮内樞要の地に五十有餘の支店派出所を有し貯蓄機關として最も適當なる地位にありしを以

貯蓄預金業務



て貯蓄奨励の爲め内地の貯蓄銀行法第一條に列記せる種類の業務を預り金業務の一種として開始せん事を要望し大正八年朝鮮總督之を許可し左の命令を發したり。

貯蓄ノ方法ニ依リ吸收シタル資金ノ運用ハ左ノ各號ニ掲クルモノニ限ルヘシ

一 府(一四)面(一五)學校組合水利組合其他公共團體ニ對スル貸付

二 金融組合漁業組合其他營利ヲ目的トセサル産業ニ關スル法人ニ對スル貸付

三 國債證券又ハ朝鮮總督ノ認可シタル有價證券ノ所有

四 公共團體ノ債券ノ引受

前各號ニ掲クル投資運用方法及其條件ニ付テハ朝鮮總督ノ承認ヲ受クヘシ

貯金ヲ見合トシテ貯金者ニ貸付ヲ爲シ又ハ貯金者ニ特殊ノ利益ヲ付與シテ貯蓄

ノ奨励ニ資セムトスル場合ハ其ノ方法ヲ定メ豫メ朝鮮總督ノ承認ヲ受クヘシ貯

蓄ノ業務ハ他ノ業務ト區分整理シ其ノ收支損益ヲ明瞭ナラシムヘシ

貯蓄業務ノ爲一部局ヲ設ケ擔任ノ理事ヲ定ムヘシ

貯蓄業務ニ關シテハ毎月一回其ノ狀況ヲ朝鮮總督ニ報告スヘシ

然るに昭和四年に至り貯蓄銀行令の施行あり貯蓄銀行にあらざるものは貯蓄銀行業務を營む事を禁ぜられしを以て銀行は同年下半年を以て貯蓄預り金全部(九千八百四十)を拂戻したり。

(一四) 府は内地の市に相當し其の所在地は京城、釜山、馬山、群山、木浦、大邱、仁川、平壤、鎮南浦、新義州、元山、清津、開城、咸興なり。

(一五) 面は内地の町村に相當し全鮮を通じて二千三百八十四面(昭和九年七月末)あり。



## 第五章 債券

三三四

第三十四條 日本勸業銀行ハ資本金四分ノ一以上ノ拂込アリタルトキハ拂込金額ノ十五倍ヲ限り勸業債券ヲ發行スルコトヲ得但シ年賦償還貸付金總高定期償還貸付金總高並其ノ引受ケタル農工債券北海道拓殖債券産業債券及朝鮮殖産銀行ノ發行シタル債券現在高ヲ超過スルコトヲ得ス

勸業債券ヲ發行スル場合ニハ商法第百九十九條及第二百條ノ二ノ規定ヲ適用セス  
勸業債券ヲ發行スル場合ニ於テ應募總額カ社債申込證ニ記載シタル社債總額ニ達セサルトキト雖社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ社債總額トス

【最初】日本勸業銀行ハ資本金四分ノ一以上ノ拂込アリタルトキハ拂込金額ノ十倍ヲ限り勸業債券ヲ發行スルコトヲ得但シ年賦償還貸付金總高及其ノ引受ケタル農工債券現在高ヲ超過スルコトヲ得ス

【沿革】一、明治三十三年三月第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ  
勸業債券ヲ發行スル場合ニハ商法第百九十九條ノ規定ヲ適用セス

二、大正六年七月第一項但書中年賦償還貸付金總高ノ下ニ「定期償還貸付金總高」ヲ加フ

三、大正九年八月第一項中「拂込金額ノ十倍」ヲ「拂込金額ノ十五倍」ニ改メ同項但書中「及其ノ引受ケタル農工債券」ヲ「並其ノ引受ケタル農工債券北海道拓殖債券及朝鮮殖産銀行ノ發行シタル債券」ニ改ム

四、大正十二年三月第二項中「商法第百九十九條」ノ下ニ「及第二百條ノ二」ヲ加ヘ第三項トシテ左ノ一項ヲ加フ

勸業債券ヲ發行スル場合ニ於テ應募總額カ社債申込證ニ記載シタル社債總額ニ達セサルトキト雖社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ社債總額トス

五、大正十二年四月第一項但書中「北海道拓殖債券」ノ下ニ「産業債券」ヲ加フ

第三十五條 勸業債券ハ券面金額ヲ十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

【最初】勸業債券ハ券面金額ヲ五十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

【沿革】一、明治三十一年六月「五十圓以上」ヲ「二十圓以上」ニ改ム

二、明治四十年四月「二十圓以上」ヲ「十圓以上」ニ改ム

三三五



●第二十六條 農工銀行ハ資本金四分ノ一以上ノ拂込アリタルトキハ拂込金額ノ十五倍ヲ限リ農工債券ヲ發行スルコトヲ得但シ年賦償還貸付金總高及定期償還貸付金總高ヨリ第二十四條第四項及第五項ニ依リ質ト爲シタルモノヲ控除シタル金額ヲ超過スルコトヲ得ス農工債券ハ券面金額ヲ十圓以上トシ無記名利札付トス但シ應募者若ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

農工債券ヲ發行スル場合ニハ商法第九十九條及第二百條ノ二ノ規定ヲ適用セス  
農工債券ヲ發行スル場合ニ於テ應募總額カ社債申込證ニ記載シタル社債總額ニ達セサルトキト雖社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ社債總額トス

【最初】農工銀行ハ資本金四分ノ一以上ノ拂込アリタルトキハ拂込金額ノ五倍ヲ限リ農工債券ヲ發行スルコトヲ得但シ年賦償還貸付金總高ヲ超過スルコトヲ得ス

【沿革】一、明治三十二年三月第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ

農工債券ハ券面金額ヲ十圓以上トシ無記名利札付トス但シ應募者若ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

二、明治三十三年三月第三項トシテ左ノ一項ヲ加フ

農工債券ヲ發行スル場合ニハ商法第九十九條ノ規定ヲ適用セス

三、明治三十五年四月第一項但書中「年賦償還貸付金總高」ヲ「年賦償還貸付金總高ヨリ第二十四條第四項ニ依リ質ト爲シタルモノヲ控除シタル金額」ニ改ム

四、大正六年七月第一項但書中「年賦償還貸付金總高」ノ下ニ「及定期償還貸付金總高」ヲ加フ  
五、大正九年八月第一項中「五倍」ヲ「十倍」ニ改ム

六、大正十二年三月第三項中「第九十九條」ノ下ニ「及第二百條」ノ二ヲ加ヘ左ノ一項ヲ加フ  
農工債券ヲ發行スル場合ニ於テ應募總額カ社債申込證ニ記載シタル社債總額ニ達セサルトキト雖社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ社債總額トス

七、昭和六年三月第一項中「十倍」ヲ「十五倍」ニ改メ同項但書ヲ左ノ如ク改ム  
但シ年賦償還貸付金總高及定期償還貸付金總高ヨリ第二十四條第四項及第五項ニ依リ質ト爲シタルモノヲ控除シタル金額ヲ超過スルコトヲ得ス

●第十二條 北海道拓殖銀行ハ拂込資本金額ノ十五倍ヲ限リ債券ヲ發行スルコトヲ得但シ年賦償還貸付金總高及定期償還貸付金總高ヲ超過スルコトヲ得ス  
債券ハ券面金額ヲ十圓以上トシ無記名利札付トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記



名ト爲スコトヲ得

債券ヲ發行スル場合ニハ商法第九十九條及第二百條ノ二ノ規定ヲ適用セス  
北海道拓殖債券ヲ發行スル場合ニ於テ應募總額カ社債申込證ニ記載シタル社債總額ニ違  
セサルトキト雖社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ  
以テ社債總額トス

【最初】北海道拓殖銀行ハ拂込資本金額ノ五倍ヲ限リ債券ヲ發行スルコトヲ得但シ第七條第一號  
ニ依ル貸付金總高ヲ超過スルコトヲ得ス

【沿革】一、明治三十八年三月第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ

商法第九十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用セス

二、明治四十二年第一項但書中「第七條第一號ニ依ル貸付金」ヲ「年賦償還貸付金」ニ改ム

三、明治四十五年四月第二項ヲ左ノ如ク改ム

債券ハ券面金額ヲ十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト  
爲スコトヲ得

債券ヲ發行スル場合ニハ商法第九十九條ノ規定ヲ適用セス

四、大正六年七月第一項但書中「年賦償還貸付金總高」ノ下ニ「及定期償還貸付金總高」ヲ加フ

五、大正九年七月「第四章債券」ヲ「第四章北海道拓殖債券」ニ改メ本條第一項中「五倍」ヲ「十倍」ニ

改ム

六、大正十二年三月第三項中「商法第九十九條」ノ下ニ「及第二百條ノ二」ヲ加ヘ第四項トシテ  
左ノ一項ヲ加フ

北海道拓殖債券ヲ發行スル場合ニ於テ應募總額カ社債申込證ニ記載シタル社債總額ニ違セサ  
ルトキト雖社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ社債  
總額トス

七、昭和六年三月第一項中「十倍」ヲ「十五倍」ニ改ム

第三十條

朝鮮殖産銀行ハ拂込資本金額ノ十五倍ヲ限リ債券ヲ發行スルコトヲ得但シ年賦  
償還貸付金總高定期償還貸付金總高並第十六條第十號ノ規定ニ依リ應募シ又ハ引受ケタ  
ル債券及社債券現在高ヲ超過スルコトヲ得ス

債券ヲ發行スル場合ニハ商法第九十九條及第二百條ノ二ノ規定ヲ適用セス

債券ヲ發行スル場合ニ於テ應募總額カ社債申込證ニ記載シタル社債總額ニ違セサルトキ  
ト雖社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ社債總  
額トス

【最初】朝鮮殖産銀行ハ拂込資本金額ノ十倍ヲ限リ債券ヲ發行スルコトヲ得但シ年賦償還貸付金



總高定期償還貸付金總高並第十六條第十號ノ規定ニ依リ應募シ又ハ引受ケタル債券及社債券  
現在高ヲ超過スルコトヲ得ス。

債券ヲ發行スル場合ニハ商法第九十九條ノ規定ヲ適用セス

【沿革】大正十三年三月第五章債券ヲ第五章朝鮮殖産債券ニ改メ本條第一項中「十倍」ヲ「十五倍」  
ニ第二項中「商法第九十九條」ヲ「商法第九十九條及第二百條ノ二」ニ改メ第三項トシテ左ノ  
一項ヲ加フ

債券ヲ發行スル場合ニ於テ應募總額カ社債申込證ニ記載シタル社債總額ニ達セサルトキト雖  
社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ社債總額トス

第三十一條 債券ハ券面金額ヲ十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請  
求ニ因リ記名ト爲スコトヲ得

本質的業  
務

債券の發行は不動産銀行の本質的業務なり。本條は銀行の債券發行に關し多  
大なる特權を附與したり。其の項目多岐に互るを以て以下項を分ちて説明せん  
とす。先づ第一に債券の性質を明かにせざるべからず。我國の債券には勸業債  
券・農工債券・北海道拓殖債券・朝鮮殖産債券の四種あり。此等は總て抵當債券の一  
種に屬す。抵當債券とは元本及び其の利息の支拂を發行銀行に於て其の有する

債券の性  
質

不動産抵當附債權及び拂込資本金を以て保障する有價證券なり。抵當債券は債  
權の有價證券にして物權的有價證券にあらず。我國の抵當證券又は獨逸の抵當  
證券若くは舊土地金融組合の抵當債券等は一定の抵當權を化體表象し若くは之  
に依りて直接擔保せらるるに依り物權的效力をも有する有價證券にして所持人  
は債務者に於て債務を履行せざるときは券面記載の抵當物より辨濟を受くる事  
を得、債務者と抵當物と債券所持人とは直接の法律關係を有するものなれども抵  
當債券に於ては此の如く個個の抵當權とは直接の法律關係を有せず。銀行の有  
する抵當附債權を集團的に引當と爲し其の金額の範圍内に於て債券を發行する  
ものなるを以て債券所持人と抵當債務者との間には何等直接の法律關係は成立  
せず。然れども抵當債務者が債務を履行せざる場合には銀行は直ちに抵當權を  
實行して資金を回収し之を以て債券所持人に對する元利金の支拂に充當するも  
のなるを以て經濟的見地より云へば間接的に債券所持人は銀行の有する抵當權  
に對して物權的效果を有するものと謂ふべし。獨逸法の抵當證券及び我國の抵  
當證券は抵當附債權を登記簿より引離し直接證券に化體せしめたるが此の抵當



債券は抵當附債權を集團的に債券の背後に引當として保有する事を特色とするものなり。個個の抵當附債權を化體表象せる抵當證券なるときは其の抵當物の不可抗力に因る滅失若くは抵當物の價格の暴落等に因り債權の回收不能若くは回收不足を生ずる危険なきを保せずと雖も抵當債券の場合には其の抵當附債權は多數の集團なるを以て縱令全抵當物中一二斯かる物生ずる事ありとするも決して抵當債券の償還に影響する事なし。況んや更に銀行の全資産は悉く債券の擔保たるに於ておや。抵當債券の安全性確實性は各種證券中最も優越なるものなり。抵當債券の所持人は抵當附債權に付質權を有するや否やの論ありと雖も抵當債券は特別法に依り發行するものなれば民法上の質權を認むる事を得ず。之を外國の立法例に徴するに就中最も債券所持人の權利を尊重せる獨逸に於ても債券所持人は單に銀行破産の場合に於て抵當債權に付優先權を有するに過ぎず。又伊太利に於ても抵當債權其の他は債券償還の保障として先取特權を以て拘束せらるる旨を規定せるに過ぎずして此等の國に於ても質權を有せず他は何等之に觸れたる規定なし。國家が至大なる特權を附與し嚴重なる監督を爲し當業者

質權の有  
無

に於て堅實なる不動産貸付を爲せる銀行に於て債券償還不能若くは破産等の生ずるが如きは想像し得べき事に非ざるなり。尙我國の抵當債券は外國の抵當債券と多少異なる所あり。外國の不動産銀行に於ては抵當債券の引當は不動産抵當附債權にのみ限定せるに反して我國の債券は右の外公共團體各種組合十人連帶等に對する無抵當貸付債權又は公共團體の債券社債券等をも引當とせり。

無記名式  
利札附

債券は無記名利札附とす。勸業債券及び朝鮮殖産債券は最初より無記名式なり。農工債券は最初本法に何等の規定なかりしを以て債券條例に依り記名式に限りたるが明治三十二年本法を改めて無記名式と爲し北海道拓殖債券も亦明治四十五年本法を改めて無記名式と爲せるものなり。無記名利札附債券は流通上最も便利なるを以て各國の不動産銀行皆之を原則とせり。然れども無記名式なるときは保管上危険なきを保せざるに因り安全を欲する者あるときは希望に依り記名式と爲すことを得るものとせり。記名式を再び無記名式と爲すも亦差支なし。

發行總額

本條は債券發行總額及び其の引當を規定したり。發行總額は拂込資本金並に



年賦定期貸付金の債権及び之と同質の債権額を標準として定むべきものとする。發行總額(商法に規定せる社債の總額と同意義なり)とは流通の状態に在る債券の總額を謂ふ。債券が現金と引換に銀行より所持人の手に移りたるを以て債券は流通に在るものと解すべし。従つて流通に在る債券には、(一)一般に轉帳所有せらるる債券、(二)當籤償還若くは臨時償還告知後の未償還債券、(三)公示催告中の債券、(四)銀行が買入銷却の目的を以て買入れたるも未だ其の手續未了の債券、(五)債券の滅失せる事明かなるも未だ消滅時効の完成せざる債券、(六)銀行其の他に於て保護預り中の債券等を包含するものとする。

拂込資本  
金引當

一 拂込資本金引當。(一)勸業銀行に在りては最初拂込資本金の十倍まで債券を發行し得るものとせり。本法は抵當債券に前項の如き性質を附與せんが爲めに年賦償還貸付金及び定期償還貸付金を債券の第一引當とし拂込資本金を第二の引當とし「資本金と債券との間に相當の割合を保つを要し少くとも十分の一の第二擔保あれば足るべし」とせり。(二)農工銀行に在りては最初之を拂込資本金の五倍としたり。此の差異を付したるは他なし農工銀行は中央機關たる勸業銀

行の如く信用大ならざるの虞あるを以て債券引當の確實を保せんが爲めなると將又勸業銀行に比すれば營業の自由にして債券引受けの如き任務なきに由るなり。(三)北海道拓殖銀行に在りても最初は農工銀行同様五倍とし、(四)朝鮮殖産銀行に在りては勸業銀行法に則り最初より之を十倍と規定したり。拂込資本金は債券の第二引當とする法意なるを以て兩者の比率は適當なる程度を保持するを要する事勿論なりと雖も此の制限額低率なるときは貸付金の利率を低下するに至大なる障礙となるを免れず。蓋し資本金に對する發行額少額なるときは業務の發展に伴ひ債券發行の爲め必然的に資本金を増加するを要し増加資本に對しては從來通りの株主配當(年一割若くは之に近き)を爲さざるべからず。而して之が所要資金は債券と貸付金との利鞘に求むるの外なきに反して貸付資金を新規債券に求むるときは起債市場の状況にも因る事なれども概して株主配當率よりも低き利率を以て發行し得るの便宜あり。従つて株主配當率と新規債券利率及び其の費用との差額丈け貸付金利を引下げ得べき道理なるに由るなり。農工銀行は此の理由に依り大正三年以來債券發行總額を十倍に増加せられん事を主務省に要望



制限額増  
加

三四六

しつとありしが大正八年頃には發行額制限に達せんとするもの十數行に及び勸業銀行に於ても亦同様制限に接着したるを以て政府は此等の要望を容れ大正九年勸業銀行は十五倍農工銀行及び北海道拓殖銀行は十倍に改め更に大正十三年殖産銀行の要望に依り亦之を十五倍に増加したり。然るに其の後尙制限擴張の必要迫まり農工銀行は昭和二年之が増加を請願せるが昭和六年に至り農工銀行及び拓殖銀行の制限をも十五倍に増加せられたり。私見に據れば此の拂込資本金引當には仍ほ損失補填準備金を加ふべきものなり。右は不變的資本勘定なれば債券の引當とするも何等不可ある事なし。殊に銀行に於て資本を増加する場合には額面以上の價格を以て株式を募集するを常とし其の超過金は總て損失補填準備金に組入るるを以て斯かる積立金は實質上拂込資本金と何等差別なきものなり。況んや●第十四條第二項●第六條第二號を改正して積立金をも定期償還貸付金額制限の標準と爲したる以上債券の引當にも之を加算するは當然の事なるべし。

準備金の  
加算

貸付金引  
當

二 貸付金引當。前陳の如く年賦定期償還貸付金等は債券の第一引當なり。債券

引當金額  
増加

三四七

が安全確實なること國債證券に次ぐ所以は茲に在り。最初勸農兩銀行法は之を年賦貸付金に限り定期貸付金を除外したり。其の理由「定期貸付は短期なるのみならず右は銀行の主業に非ずして其の金額を貸付元金の十分の一以内に限り如何なる場合と雖も銀行固有の資本金以内を以て之に應ずるを得せしむるものなれば之に對して債券を發行せしむべきに非ざるに由る」と雖も銀行の定期償還貸付業務が一時性のものならば兎に角永續性のものにして縱令個々の定期償還貸付は短期なりと雖も之を集團的に觀察すれば新舊交代して常に存在するものなるに因り其の現在高を債券の擔保と爲すに何等不當の點なきを以て定期償還貸付金も亦本條に加算するを妥當とし、且つ産業組合又は其の聯合會に於ては年賦償還と云ふが如き長期貸付を以てしては充分に其の需要を充たす事能はざるに依り自然定期償還貸付を希望するも銀行は該貸付金は債券の引當額に加算せられざるを以て資金調達の関係上充分に應ずる事能はず。蓋し年賦償還貸付金なるときは之を引當として債券を發行し新に資金を得て更に年賦償還貸付を爲し得るも定期償還貸付の場合は此の如くなるを得ざるが故なり。仍つて大正六年



に至り本條を改め定期償還貸付金も亦債券の引當たるを得るものとせり。北海道拓殖銀行に關しても同様なり。獨逸の抵當銀行法は貸付金のみならず債券の利子に付ても同額以上の貸付金利子の引當ある事を要すとせるも本法は貸付金のみを要件とし利子の引當を規定せず。蓋し銀行經營に於ては債券利子は必然的に貸付金利子よりも低かるべきものなれば常に貸付金利子額は債券利子額以上を保持すべきものなるに由るべし。尙農工銀行に於ては年賦定期貸付金總高より<sup>●</sup>第二十四條第四項及び第五項に依り質と爲したる金額を控除せざるべからず。右は既に勸業銀行に對し質入れしたるものなるを以て之を農工債券の引當に供するときは二重引當となるに由るなり。次に勸業銀行に於て引受けたる農工債券北海道拓殖債券産業債券朝鮮殖産債券も亦自行年賦定期貸付金同様勸業債券の引當となるものとせり。此等の債券は各自行貸付金を引當として發行するものなれば勸業銀行に於て再び此等の債券を引當として勸業債券を發行するときは二重引當となるが如きも事實は決して然らず。之を逆に解するときは該勸業債券は農工債券北海道拓殖債券朝鮮殖産債券等を償還資源とし此等の債

各種債券  
引當

券は何れも自行貸付金を償還資源とするものなるを以て何等不確實なる事なし。朝鮮殖産銀行に於ては公共團體の債券朝鮮金融債券又は朝鮮に於て殖産事業を營む事を目的とする會社の社債券現在高をも自行年賦定期償還貸付金同様債券の引當と爲すものとせり。之れ朝鮮經濟の特殊事情に基き其の必要を充たさんとしたるものに外ならざるものなり。

券面金額

三 券面金額。最初本法は勸業債券の額面金額は舊商法の規定(二〇六條第二項及一七五條)に準じ之を五十圓以上としたり。農工債券に關しては最初明文を設けざりしを以て一般的規定たる債券條例に依るの結果商法第七十五條に依り當然五十圓以上ならざるべからず。仍つて勸業銀行は農工銀行との事業上の規模に鑑み定款を以て勸業債券は農工債券の倍額の百圓と規定したり。然れども此の百圓債券は當時の經濟事情に適せず消化不良なりしを以て明治三十一年二月之を五十圓に改めたるも尙成績思はしからざるに因り更に零碎なる資金の吸収に便する爲め商法所定の手形最少金額三十圓に準じ之を三十圓以上に引下げん事を要望し、政府は同年五月右改正法律案を提出したる所貴族院に於て之を二十圓以上と修正



したり。衆議院に於ては當時の商法修正案に依れば一般社債の額面は二十圓以上と爲せるを以て農工債券も亦當然二十圓以上に引下げらるると雖も勸業債券は農工債券との均衡上三十圓以上ならざる可らずとし政府の原案を維持する者ありしも遂に少數にて貴族院修正案の如く決定したるものなり。

債券の發行

債券契約の性質

四 債券の發行。債券契約の法律上の性質に付ては消費貸借説・賣買説・消費貸借に類する無名契約説及び折衷説(原則として一種特別の諾成契約と解し賣買の方法に依るものは賣買とす)等あり。著者は賣買説を採り而も徹底的なる債權創造説を主張するものなり。債券は無記名式有價證券にして券面記載の條件に基く元利金支拂の請求權を表象すると同時に銀行の有する貸付金の債權等を右債券の引當と爲せるものなる事前論の如し。無記名有價證券は其の時時の所持人より獨立して獨自の存在を有する物的財貨なり。此の如く法律上經濟上財産的価格を有する債券が發行と稱する行爲に因り創造せらるるものと解す。債券の發行には募集式と賣出式とあり。(イ)募集式發行は銀行に於て債券申込證を作り應募者之に必要な記載及び記名捺印を爲し證據金を添へ申込を爲せる時を以て賣買の豫約ありとす。應募行爲は同時に賣

發行方法

發行の意義

買の豫約なり。次に銀行に於て申込證を整理し募入若くは募入外れを決定し募入決定の通知を爲したるとき(即ち商法の所謂社債の募集が完了したるとき二〇四條)を以て賣買は成立するものとす。茲に於て債券の賣主(銀行)は債券(財産權)を應募者に移轉する義務を負ひ應募者は之に對して代金(元本)拂込の義務を負ふに至るものとす(民法五五條)。此の如くにして所定の拂込期日(即ち發行日)に至り銀行は代金引換に債券を應募者に交付し應募者は其の代金を支拂ひて賣買契約を履行するものなり。(ロ)賣出式發行に於ては銀行(其の他の代理店)又は街頭に於て申込に依り現金引換に債券を交付するを以て賣買契約は完了するものとす。債券の發行とは債券の權利義務發生の全行程を謂ふ。換言せば法律規定の認識及び債券創造に必要な技術的商業的諸形式及び諸事項を具現する事を稱す。先づ第一に起債市場・金融市場等の情勢を察し最も有利なる時機を捉へ發行額を決定する事、第二募集・賣出・引受等發行方法の決定、第三に監督官廳の認可、第四に募集及び募入の決定又は引受契約の締結又は賣出準備、第五に債券用紙の決定及び債券文句の印刷竝に總裁若くは頭取監査役印の押捺、第六に印紙税法に依り各債券に納税の押印を受くる事、第七に現金引換に應



募者又は買受人に債券を交付する事、第八に債券發行の登記を爲す事、第九に右願末を監督官廳に届出づる事を要し、此等九個の法律的技術的商業的段階を経て始めて債券の發行事務は完了するものなり。然れども法律上の發行は券面記載の發行日を以て完了するものとせざるべからず。尙債券發行日に債券の調製完了せざるときは假債券を以て之に代ふる事を得。債券發行額の登記は發行日より二週間内に之を申請するを以て足り此の登記なければ債券の發行を第三者に對抗するを得ずと雖も其の登記あるに於ては發行日に遡りて效力を發生するものなるを以て債券の發行行爲は券面記載の發行日を以て完了し債券は適法に創造せられ流通に移るものと解せざるべからず。本條は債券發行の原則と募集式發行方法に關するものなるが募集式發行方法に關しては法律上債券申込證債券及び之が登記に付各其の記載要項を定めたり。即ち次の如し。債券申込證用紙は銀行に於て之を調製し左の要項を記載せざるべからず(商法二〇三條)。(イ)銀行名、(ロ)社債總額、但し應募總額が此の總額に達せざるときと雖も社債を成立せしめんとするときは應募總額を以て社債總額とする旨を記載する事、(ハ)各債券の金額、(ニ)利率、(ホ)償還方法及び期限、(ヘ)發行價額、(ト)公稱資本金及び拂込資本額、(チ)最終の貸借對照表に依る現存財産額等之なり。債券には左記事項を記載せざるべからず(商法一七三條)。(イ)銀行名、(ロ)番號、(ハ)社債總額、(ニ)券面金額、(ホ)利率、(ヘ)償還方法及び期限等之なり。此等は債券の形式的內容に關する規定なり。右は銀行と所持人との間の基準となる定めを包含すべきものなるを以て法定要項の外買入銷却臨時償還其の他の重要事項を記載せざるべからず。而して拂込期日より二週間内に本店及び支店所在地に於て左の事項を登記せざるべからず(商法二〇四條)。(イ)社債總額、(ロ)各債券の金額、(ハ)利率、(ニ)償還方法及び期限、(ホ)各社債に付拂込みたる金額等之なり。

債券申込  
證記載要  
項

券面記載  
要項

商業登記  
の特例

總會決議  
の特例

五 株主總會決議の特例。前記に依るも銀行には債券發行上二個の特權を附與したる事明かなり。商法の一般原則に依れば社債總額は拂込資本金額に超ゆる事を得ざるに拘らず(二〇條)銀行は拂込資本金額の十五倍まで債券を發行する事を得、普通社債の券面金額は二十圓を下る事を得ずと雖も(二二條)債券は十圓以上と爲し得るが如き之なり。而して尙本條は債券發行の場合には商法第九十九條



及び第二百條の二の規定を適用せずと規定して特權を與へたり。茲に於て先づ右二個條は如何なる事項を規定せるものなりやを説明せざるべからず。商法第百九十九條に曰く「社債は第二百九條に定めたる決議に依るに非ざれば之を募集する事を得ず」と。第二百九條に曰く「定款の變更は總株主の半數以上にして資本の半額以上に當たる株主出席し其の議決權の過半數を以て之を決す<sup>(但書)</sup>。前項に定めたる員數の株主が出席せざるときは出席したる株主の議決權の過半數を以て假決議を爲す事を得此の場合に於ては各株主に對して其の假決議の趣旨の通知を發し<sup>(中略)</sup>更に一个月内に第二回の株主總會を招集する事を要す。第二回の株主總會に於ては出席したる株主の議決權の過半數を以て假決議の認否を決す<sup>(後略)</sup>」と。仍つて當初には債券發行の爲めに斯かる特別總會を要したり。然れども債券の發行は銀行固有の本質的業務にして債券金額及び償還方法は法律を以て定められ且つ其の資金は法定の貸付に使用するものなれば一般事業會社の社債とは根本的に其の性質を異にするのみならず勸業銀行の株主は全國に跨り三千餘人を有し一々商法第百九十九條の規定に従ふときは徒に煩雜を來し費

用を要するのみならず却つて債券發行の時機を失するの不便あるを以て勸業銀行は之が適用の除外を求め明治三十三年政府之を容れて債券を發行する場合に商法第百九十九條の規定を適用せずと定めたるものなり。當時農工銀行も亦同様の特例を要望したるに拘らず政府は農工銀行中債券を發行せるもの僅か五行に過ぎざりしを以て今之を改正するも實益なしと認め勸業債券のみに關し修正案を提出したるも衆議院に於て債券發行上の手續を省く事が勸業債券に必要ならば農工債券にも亦必要なりとして農工債券にも同様の特權を與へたるものなり。當時貴族院に於て「通常總會は矢張開會するや或は最初より債券の發行は拂込の十倍となり居るを以て總會の議決を要せざるや」との質問に對し、政府委員は「議決を第二百九條の通りにするに及ばず大體の所で議決し而して總裁が銀行總會で決めて主務省の認可を得て發行する積りなり」と云ひ、或は「總會の決議をば當り前のものにする積りなり」と答辯せるに徴すれば、其の意思或は第二百九條の特別總會は要せざるも通常總會は必要とせるもの如しと雖も爾來實際上勸業兩銀行とも債券の發行に關しては株主總會の決議を要せざるものとせり。次



て明治三十八年北海道拓殖債券に關しても同様の規定を追加したり。朝鮮殖産銀行令は大正七年の立法なるを以て最初より之に關する規定を設けたり。

發行時期の特例

六 發行時期に關する特例。次に本條第二項は債券を發行する場合には商法第二百條の二の規定を適用せずと定めたり。商法第二百條の二の規定とは會社は前に募集したる社債總額の拂込を爲さしめたる後に非ざれば更に社債を募集する事を得ずと云ふ事なり。右第二百條の二の旨趣は會社は豫め一定の事業計畫を立て所要資金を募集するものなるが故に拂込期限は可成的短きを要し若し事業の進行に伴ひ順次資金の必要生ずるものとせば分割拂込の方法に依るべく何等前募集せる社債拂込期日前に更に新規募集を爲すの要なきを以て必要なき社債の募集を禁じたるものなり。然れども此の一般的原則は債券に籍當せず。何となれば銀行が債券の發行に因りて得たる資金は常時間斷なく續出する需要に應じて貸付するものにして他の會社の社債とは全然其の用途を異にせり。従つて前回債券拂込完了前に新規債券を募集するも何等弊害を生ずる事なし。況んや債券の發行に付ては募集式の場合には之を全國に互り募集するときは發行認可申

請より拂込完了に至る迄には通常約二個月を要し賣出式の場合にても其の完了迄には一ヶ月乃至二個月を要す。故に右期間中は預金部低利資金の融通あるも將又起債市場の實情債券の發行に好適なるも之に乗じて債券を發行する事を得ずして低利なる資金吸収の機会を逸するの不利不便あるを免れず。依つて銀行業務の本質に鑑み債券に對しては社債發行時期に關する商法の一般原則を適用せざるものとせり。之れ實に大正十二年の事にして右は農工銀行に於て次項述べが如き理由に因り債券申込證記載要項中「社債總額」の記載削除の要望を爲したるに關聯して特例を設けられたるものなり。

債券申込證要項特例

七 債券申込證記載要項に關する特例。商法の一般原則に従へば債券申込證は銀行に於て之を作り左の事項を記載する事を要す。(一)銀行名、(二)發行總額、(三)債券の金額、(四)利率、(五)償還方法及び期限、(六)發行價格、(七)公稱資本金及び拂込資本金、(八)現存財産額、(九)債券未償還額等之なり。從來は債券申込證に此等の要件を悉く記載したり。然るに此の申込證は要式證券なるを以て債券の實際應募額が申込證記載の發行總額に達せざるときは該債券の發行は不成立となる



を免れず。此の如きは債券の特質に鑑み商法の原則に幾多の例外を設けたる趣旨に反するものなるを以て農工銀行は大正十一年申込證記載要項中發行總額を削除せられん事を要望せり。其の旨趣次の如し。元來商法に社債發行に付申込證の記載要項を定めたるは應募者に募債會社の資産状態と社債に關する重要事項を知悉せしめんとするに外ならず。此の發行總額が一般的に社債發行に關する重要事項なる事論なき所なり。故に債券を發行する場合に法定の社債申込證記載要項中より特に社債總額を削除するに付ては債券には一般の社債と異なる特殊の事情ある事を究明せざるべからず。債券は一般の社債とは根本的に其の性質を異にし社債發行の目的と社債總額(發行總額と同意義なり)との間には必ずしも密接なる因果關係を有せず。例せば會社が事業の改良擴張若くは材料等の買入又は舊債借換等に要する資金を社債の發行に因りて取得せんとする場合は發行總額は社債發行の目的と密接なる關係を有し事業計畫定まらざれば社債總額定まらず且つ豫定の社債總額を募集し得るに非ざれば事業計畫を遂行する事を得ざるものなり。従つて社債總額に對する應募額の如何は社債發行の目的たる事業の成

否を支配する重大の關係を有するに反して債券の發行は個別的に貸付くる資金を得んとするものにして募集し得たる資金に應じて之に相當する貸付を爲し得べく何等豫め定めたる社債總額に拘泥するの要なし。尤も最初大體借入申込の狀態を察し社債總額を定むるを通例とすれど其の豫定せる總額に達せずと雖も他の事業會社の場合とは異なり之が爲めに社債發行の目的たる貸付を不能ならしむる事なく其の關係は屈伸自在にして何等應募者の利益を害せず。現に賣出式に依る債券發行の公告要項中の社債總額は單純なる豫定額に過ぎずして社債の成立には何等の關係もなく實際の社債總額は賣上げに因りて他動的に定まるなり。此等の實情に徴すれば債券申込證に發行總額を記載するの要なき事明かなり。從來債券應募額にして豫定社債總額に達せざるに於ては其の債券不成立となる虞あるに依り銀行は大事を取りて利率を比較的應募者に有利ならしめ若くは發行總額を内輪に豫定する等低利資金を豊富に吸収して之を低利に融通せしめんとする法意に副はざる傾向あるを免れず。發行額内輪にして利率比較的良好なるが故に毎回募集の結果は常に應募超過の例多く亦監督官廳は簡便に追



加發行を認可せらるるも此の場合には一々申込證を取換へざるべからざる手數あり。且つ追加發行債券ならば同一條件にても不要なりとして取消す者もあり取扱上の煩雜名狀すべからざるに因り此等の弊害を除去し實情に即して低利資金を吸収せしめざるべからずと云ふに在り。政府は之を採用し大正十二年勸業債券農工債券北海道拓殖債券を發行する場合に於て應募總額が社債申込證に記載したる社債總額に達せざるときと雖も社債を成立せしむる旨を社債申込證に記載したるときは其の應募總額を以て社債總額とすとの一項を加へ翌十三年朝鮮殖産銀行令にも亦同様の追加を爲したり。前陳の如く農工銀行の要望は申込證記載要項中「社債總額」を削除するに在りしも政府は應募者に於て該債券發行後時價が幾何となるやを推定するには豫め發行額を知るの要あるに依り大體の社債總額を記載するの必要ありとして前記の如く定められたるものなり。本條に關係を有する諸外國の立法例は次の如し。

外國の立法例

(一) 獨逸抵當銀行法

第六條(第一項) 流通中ノ抵當債券ニハ其ノ額面總價額及利子ニ於テ常ニ同額

以上ノ收入アル抵當債權ノ引當存スルコトヲ要ス

第七條 抵當銀行ノ抵當債券發行高及獨逸レンテンバンククレディットアンシユタルトヨリ受クル貸付高ノ合計ハ拂込濟資本金及損失ノ補填抵當債券所有者ニ對スル保證若ハ獨逸レンテンバンククレディットアンシユタルトノ債權ノ保證ヲ目的トスル積立金ノ合計額ノ二十倍ヲ超過スルコトヲ得ズ

第十二條(第三項) 各種ノ建築敷地竝竣工前ニテ未ダ收益ヲ舉グルニ至ラザル新建築ニ對スル抵當債權ニシテ抵當債券ノ引當ニ供セラレタルモノノ總額ハ抵當債券ノ引當ニ供セラレタル抵當債權總額ノ十分ノ一竝拂込濟資本金ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ズ其ノ他未ダ繼續的收益ヲ生ゼザル土地殊ニ墓地沼澤ニ對スル抵當債權ハ抵當債券ノ引當ニ供スルコトヲ得ズ鑛山ニ對スル抵當債權ニ付亦同ジ土地ニ關スル規定ヲ適用スベキ他ノ權利ニ對スル抵當債權モ其ノ權利ガ繼續的收益ヲ生ゼザル限リハ之ヲ抵當債券ノ引當ニ供スルコトヲ得ズ

(二) 獨逸バイエルン抵當手形銀行定款



第二十七條(後段) 當銀行ハ抵當銀行法ノ規定ニ從ヒ無記名ノ抵當債券及公共債券ヲ發行ス當銀行ハ無記名債券ヲ記名債券ニ書換フルコトヲ得(以下省略)

(三) 佛蘭西不動産信用社團令  
第十三條(第一項) 不動産銀行ノ社債及債券ハ記名又ハ無記名トス  
第十四條(第一項) 抵當債券ノ金額ハ貸付金高ヲ超過スルコトヲ得ズ

第十五條 百法未滿ノ抵當債券ヲ發行スルコトヲ得ズ  
第十六條 抵當債券ハ利札附トス

每年一年中ニ償還金トシテ受入レタル金額ニ按分シテ償還ヲ爲スベキモノトス

(四) 佛蘭西不動産銀行定款

第四條(第三項) 當銀行ハ公稱資本金ノ五十倍ヲ限度トシテ債券ヲ發行スルコトヲ得

(五) 西班牙不動産銀行及小地主獎勵金庫構成規則

第八條(第三項) 流通ニ在ル債券總額ハ第六條第一項第一號ノ定ムル條件ノ不

動產抵當貸付金ニ依リテ引當テラルベキモノニシテ右不動産抵當貸付金ハ少クトモ流通債券ト同等ノ總價額ヲ有シ且ツ少クトモ同等ノ利子收入ヲ生ズルモノタルコトヲ要ス

同條(第五項後段) 債券ノ券面金額ハ百ペセータス以上ナルコトヲ要ス

(六) 瑞西チユーリツヒ州銀行法

第六條 銀行ノ發行スル公共債券及抵當債券額ハ資本金及不動産抵當貸付金竝ニ市町村貸付金ノ總額ヲ超ユルコトヲ得ズ

(七) 下埃地利州抵當銀行定款

第三條(第二項) 當銀行ノ發行スル抵當債券及公共債券ノ總額ハ確實ナル抵當ニ對シ與ヘラレタル貸付額若ハ公共債券ノ引當トナレル同一貨幣同一種類ニ屬スル貸付債權額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第九條(第二項) 抵當債券及公共債券ノ券面金額ハ監督會之ヲ決定ス但シ志拂又ハ金貨約款附抵當債券及公共債券ノ券面金額ハ十二テ除シ得ルコトヲ要ス外國貨幣拂債券ノ券面金額ハ十志以上ノ對價ニ相當スルコトヲ要ス